

令和7年12月府議会定例会

農商工労働常任委員会

報 告 事 項

農 林 水 産 部

報 告 事 項 目 次

- 1 第5次京都府食育推進計画の策定について（中間案）…………… 資料1
- 2 京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の改定について（中間案）…………… 資料2
- 3 京都府過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展計画の改定について（最終案）…………… 資料3
- 4 持続可能な京都の海の活用に関するプラン（仮称）の策定について（中間案）…………… 資料4
- 5 京都府内水面漁業振興計画の改定について（中間案）…………… 資料5

別冊資料1 「「第5次京都府食育推進計画」中間案」

別冊資料2 「京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」

別冊資料3 「京都府過疎地域持続的発展方針（令和8年度～令和12年度）」

別冊資料4 「京都府過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）」

別冊資料5 「持続可能な京都の海の活用に関するプラン」

別冊資料6 「京都府内水面漁業振興計画（素案）」

第5次京都府食育推進計画の策定について（中間案）

令和7年12月
農林水産部

食育基本法に基づき令和3年3月に策定した「第4次京都府食育推進計画」の計画期間が、令和7年度末をもって満了することから、次期計画（計画期間：令和8年度～12年度）を策定することとし、下記のとおり中間案を取りまとめましたので御報告します。

記

1 中間案の概要

(1) 第4次計画の取組の成果・課題

- 「きょうと食いく先生」による体験型授業の実施数増加や、オンライン講座やSNSなど、ICTを活用した積極的な情報発信により、食育の裾野を拡大
- 一方で、朝食摂取やバランスの良い食事の摂取については、特に20・30代の若い世代で低下しており、改善が必要
- 食料の安定供給のリスクが高まる中、農林水産業の担い手確保や、合理的な価格形成の重要性について理解を深める食育が必要

(2) 第5次計画の基本方針

- 生活の自立が始まる若年層に対し、科学的根拠に基づく食生活の重要性を伝え、心身の健康を実感できる取組を実施するとともに、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場において、ライフステージに応じた食育を推進
- 広く府民に対し、農林水産業の体験や生産者との交流の機会を提供するなど、農林水産業の理解促進や次代を担う人材の確保につながる取組を推進

(3) 第5次計画における施策の展開

ア 多様な主体による食育の推進

(ア) 生活自立期を中心とした大人の食育の強化

- ・「きょうと食育ネットワーク」に新たに大学や企業に参画いただき、情報交換や協力の仕組みを拡充するとともに、「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター」を更に養成するなど、若者世代への食育を進める体制を強化
- ・大学や企業と連携し、食堂で朝食摂取やバランスの良い食生活の重要性を科学的根拠に基づいた情報として伝えるなど、食生活改善の実践に導く取組を推進

(イ) 家庭における食育の推進

- ・保護者から子へ、食に関する知識・感謝・文化が自然に受け継がれ、世代を超えて食の大切さをつなぐ取組の推進
- ・京都府産農林水産物や郷土料理などを買う、食べることで食への関心と理解の促進

(ウ) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進

- ・食育人材の育成、研修や地域・学校での体験学習など、生産者、学校関係者、保護者が連携して成長・発達段階に応じた食育を進めます。
- ・「食材の理解」「食文化の体験」「命への感謝」「栄養バランスの学習」などを学ぶことができる給食を通じた食育の推進

(エ) 地域における食育の推進

- ・地域の伝統的な料理、季節の行事などを活用しながら、府民が地元で親しめる食育活動の推進
- ・健康づくりを応援する外食店舗や、調理困難者向け配食サービスなど、地域で暮らす方々が健康に暮らすための取組を推進

イ 持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化

- ・農林水産業や食品産業の体験を通じて、産業を支える人々の想いや魅力に触れ、生産現場と食卓のつながりを理解することで、農林水産業への理解醸成と、食への感謝や食生活を見つめ直す契機となる取組を推進するとともに、将来の仕事として選択してもらえ取組を推進
- ・地域で受け継がれてきた食文化の継承や食品ロスの削減などを通じて、食と農を大切にする心を育み、持続可能な食の実践を促進する取組の推進
- ・SNSやYouTubeチャンネルなどのICTを活用し、食に関する正しい知識や魅力を広く伝える情報発信の強化

(4) 食育の推進に向けた数値目標

施策体系	項目 (新：新規、継：継続、拡：拡充)		基準年	目標値	担当課	
			R6年度	R12年度		
多様な主体による食育の推進	強化 大人中心とした生活自立期の食育	1 (新)	社員、学生に対して食堂等を活用した食育活動を行う大学・企業数 (団体)	0	25	農林水産部 農政課
		2 (新)	学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成 (延べ登録者数 (人))	206	311	農林水産部 農政課
	食育の推進 家庭における	3 (継)	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる府民の割合 (%)	56.4	80	農林水産部 農政課
		4 (継)	朝食を毎日食べる府内小学生の割合 (6年生) (%)	83.3	95	教育庁 学校教育課
	朝食を毎日食べる府内中学生の割合 (3年生) (%)		78.1	90		
	食育の推進 学校等に	5 (拡)	きょうと食いく先生の授業数 (授業/年)	580	650	農林水産部 農政課
		6 (継)	学校給食における地場産物を使用する割合 (金額ベース、%)	17.4	30	教育庁 保健体育課
	食育の推進 地域に	7 (継)	食育推進計画を作成・実施している市町村の割合 (%)	80.8	100	農林水産部 農政課
8 (継)		きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店数 (店舗)	808	1,000	健康福祉部 健康対策課	
食育の強化 農林水産業を 持続可能な産業 を支える	9 (新)	農林漁業体験者数 (延べ体験者数)	—	3,200	農林水産部 関係課	
	10 (新)	京都の食に対する理解促進に向けた講演会等の参加者数 (人)	—	1,200	農林水産部 関係課	
	11 (拡)	食に関する正しい知識や食の魅力をICTを活用して発信する回数 (回)	335	500	農林水産部 関係課	

2 今後のスケジュール

- ・令和7年12月 12月府議会定例会農商工労働常任委員会 (中間案報告)
- ・令和8年1月 パブリックコメントの実施
- ・令和8年3月 2月府議会定例会農商工労働常任委員会 (最終案報告)

京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の改定について（中間案）

令和 7 年 1 2 月
農 林 水 産 部

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「ため池特措法」）（令和 12 年度までの時限立法）に基づく「京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」（以下「推進計画」）の改定について、下記のとおり中間案を取りまとめましたので御報告します。

記

1 改定の理由

推進計画は、ため池特措法に基づき「防災重点農業用ため池(※)」に係る防災工事等の実施に関する事項を定めており、ため池特措法の施行後 5 年を目途に再検討を行うこととなっているため、前期（令和 3～7 年度）の実施状況等を踏まえて改定するもの

(※) 堤体の健全度合に関わらず決壊した場合、人的被害が想定される農業用ため池

2 前期計画の取組実績・課題等

(1) 実 績（令和 7 年度実施見込み含む）

- 農業用ため池 1,507 箇所のうち、防災重点農業用ため池 614 箇所の評価を実施
 - ・劣化状況評価（市町村実施）：578/582 箇所（99.3%）＜廃池除く＞
 - ・地震・豪雨耐性評価（京都府実施）：107/140 箇所（76.4%）
- 評価結果に基づき、強化・改修が必要な箇所の防災工事（廃池工事含む）を実施
 - ・防災工事（京都府又は市町村実施）：19/25 箇所（76.0%）

(2) 課題等

- 前期計画における未実施分に加え、後期計画分への対応が必要
 - ・劣化状況評価（市町村実施）：4 箇所（前期未実施の 4 箇所）
 - ・地震・豪雨耐性評価（京都府実施）：173 箇所（前期未実施 33 箇所含む）
 - ・防災工事（京都府又は市町村実施）：41 箇所（前期未実施 6 箇所含む）
- 以下の点を考慮し、より優先度の高い箇所から事業化を図ることが必要
 - ・防災工事に係る工事費の高騰に伴い、防災工事における予算規模の考慮が必要
 - ・事業化に向けた地元調整に要する期間の考慮が必要

3 改定の視点

前期で実施した各種の評価結果に加え、地元や市町村の意見を踏まえ、4 に示す考え方にに基づき、優先度の高い箇所から後期（令和 8～12 年度）の防災工事等を実施する方向で、実施予定箇所等を見直す。

4 主な改定の概要

(1) 劣化状況評価の実施に関する事項

- ・ 廃池予定を除く全ての防災重点農業用ため池で実施する必要があるため、前期未実施分を、後期に速やかに実施
⇒ 4 箇所

(2) 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

- ・ ため池の下流に避難所等の防災拠点や緊急輸送路等が存在し、被害の影響が大きいため池について、前期末実施分も含めて実施
- ・ 全国の過去の決壊事例により、地震に比べて豪雨による決壊リスクの方が高いことを踏まえ、豪雨耐性評価を先行して実施
⇒173箇所（豪雨耐性評価を先行）（現後期計画：140箇所程度）

(3) 防災工事（廃止工事を含む）の実施に関する事項

- ・ 上記評価の結果、ため池堤体の劣化が著しく決壊の危険性が高いため池や豪雨に対する耐性が特に脆弱なため池、または現に取水等に影響のあるため池を優先的に実施することとし、予算規模や事業化までの期間を考慮し、地元調整が完了する見込みのある 19箇所 について実施
- ・ 廃止工事は、利用実態がなくなった 16箇所 について、速やかに実施
⇒35箇所（現後期計画：35箇所程度（防災工事 25箇所程度 廃止 10箇所程度））

5 今後の予定

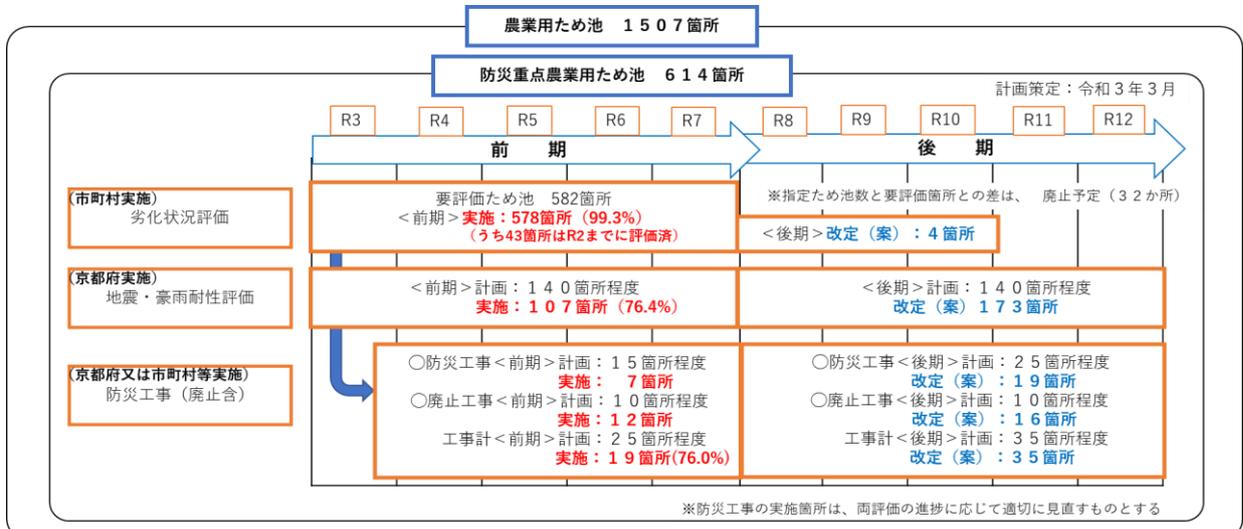
令和7年12月 12月府議会定例会農商工労働常任委員会（中間案報告）
 令和8年3月 2月府議会定例会農商工労働常任委員会（最終案報告）
 同委員会への報告後、推進計画の改定・公表

【参 考】

■ 推進計画の記載事項

- ① 防災工事等の推進に関する基本的な方針
- ② 劣化状況評価の実施に関する事項
- ③ 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項
- ④ 防災工事（廃止工事を含む）の実施に関する事項
- ⑤ 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項
- ⑥ その他防災工事等の推進に関し必要な事項

■ 前期・後期別の評価調査、防災工事等の計画および実施実績・改訂案



※ 継続して防災工事等を進めるため、ため池特措法の期間延長及び必要な予算の確保を国へ要望

京都府過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展計画の改定について (最終案)

令和 7 年 12 月
農 林 水 産 部

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(以下「過疎法」)(令和 3～12 年度までの時限立法)に基づく「京都府過疎地域持続的発展方針」(以下「府方針」)及び「京都府過疎地域持続的発展計画」(以下「府計画」)について、下記の最終案のとおり改定することとしておりますので御報告します。

記

1 改定の理由

現行の府方針及び府計画は、過疎法の制定に伴い、令和 3 年度から 5 年間の過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項を定めたものであり、今回、令和 8 年度から 5 年間の対象にした内容に変更するもの。

2 現行の過疎対策の成果と課題等

(1) 成 果

過疎地域(12 市町村)において、市町村道や上下水道などの基盤整備、観光拠点施設などの産業振興、スクールバスの購入や運行、診療所の施設整備など、過疎対策事業が実施され、生活・社会基盤の整備が進捗

(※) 令和 3～6 年度までにおける過疎地域 12 市町村の過疎対策事業債活用額：約 228 億円

(2) 課題等

過疎地域では特に少子高齢化や人口減少が著しく、地域を支える人材が不足しており、引き続き産業振興や移住対策、少子化対策を積極的に進めるとともに、デジタル技術の導入・活用による生産性向上や地域活動の効率化を図ることが必要

3 改定の視点

京都府総合計画や市町村の意見を踏まえるとともに、持続可能な地域社会の形成や地域活力の更なる向上が実現できるよう、以下の社会情勢の変化を視点に加えて改定する。

- ・少子高齢化や人口減少の進行による経済活動や地域コミュニティの衰退
- ・デジタル技術による社会のスマート化の進展

なお、今回は人口動態に係る部分に変更せず、令和 7 年度国勢調査結果に基づき、令和 8 年度以降に改めて府方針の改定を検討(総務省確認)

4 府方針の主な改定の概要

(1) 基本的な事項

- ・市町村単位を超えた広域連携に取り組むため、京都府総合計画で掲げる「広域連携プロジェクト」などを推進することを追記
- ・将来の人口減少を見据えて地域共同活動を継続するため、中間支援組織等の伴走により、「複数集落が連携した地域運営体制づくり」を推進することを追記
- ・地域の持続的な発展を支援するため、従来の「ICT」に加えて、「AI や IoT、ロボティクスなどの幅広い「デジタル技術」」の利活用を進めることを追記

(2) 主な分野別事項

① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- ・多様化する移住ニーズに対応するため、「京都府移住の促進及び移住者等の活躍に関する条例」に基づき、市町村と連携し、移住者等が地域の担い手として活躍できる地域づくりを進めることを追記
- ・農山漁村コミュニティの維持・活性化を図るため、「京都府農林水産業人材確保育成戦略」に基づき、半農半Xや定年帰農など、様々な形で農林水産業への関わりを持ち、農山漁村を支える人材を育成することを追記

② 産業の振興

- ・地域が有する資源や独自の強みを活かし、オープンイノベーションにより、次代の産業を創出する「産業創造リーディングゾーン」の形成など、産業振興の取り組みの効果を府内全域に波及させ、地域の均衡ある発展を推進することを追記

③ 子育て環境の確保

- ・全ての子育て世帯が安心して子育てができる環境整備のため、「京都府子育て環境日本一戦略」や「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」により、市町村と連携した多様な保育サービスの提供や相談・一時預かり等の体制強化などを追記

④ 集落の整備

- ・人口減少や高齢化が進む農山漁村集落において、地域共同活動の合理化・省力化により継続するため、将来の人口規模に応じて集落相互の連携を強化することを追記

⑤ 地域文化の振興等

- ・「文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針」に基づき、府内各地の祭りや伝統芸能等の地域文化を魅力的に発信することで地域活性化につなげる取組を追記

5 府計画の改定概要

府方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、実施すべき施策に関する事項等を定めるもので、市町村と協力して講じようとする具体的な事業名・事業内容等に改定する。

6 今後の予定

令和7年12月 12月府議会定例会農商工労働常任委員会（府方針・府計画の最終案報告）

12月以降 府方針・府計画の決定

12月以降 市町村議会の議決を経て、過疎地域持続的発展市町村計画の改定

【参 考】

(1) 過疎地域持続的発展市町村計画

過疎市町村が、過疎対策事業債を活用するためには、府方針に基づき「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定することが必要

(2) 過疎市町村（12市町村）

- ・全部指定（綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、笠置町、和東町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町）
- ・一部指定（福知山市（三和町・夜久野町・大江町）、木津川市（加茂町））

持続可能な京都の海の活用に関するプラン(仮称)の策定について (中間案)

令和 7 年 12 月
農 林 水 産 部

京都府の海の恵みを最大限に活用するための施策を示す「持続可能な京都の海の活用に関するプラン」を策定することとし、下記のとおり中間案を取りまとめましたので御報告します。

記

1 策定の趣旨

気候変動に伴う海洋環境の変化や水産資源の保護などの課題が顕在化し、海洋データやスマート技術を活用した技術革新の必要性が高まるとともに、府北部の地域振興の拠点として「サステナブルパーク」構想による企業集積の動きなど、京都府水産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、持続可能な京都の水産業の振興を図るための効果的な施策を推進する。

2 計画期間

令和 8 年度～令和 12 年度 (5 年間)

3 目指す姿

京都府沿岸の豊かな水産資源を持続的に利用し、京都の持つ歴史的な先進性や文化力・ブランド力などの強みを活かした水産業の成長産業化と漁村・漁港の魅力向上、活性化を図るとともに、海洋資源を活用した産学公民連携によるオープンイノベーションにより、産業、環境、観光、教育などの多様な分野で、府北部地域が国内外から注目を集める技術革新と産業創造の拠点となる。

4 施策の展開方向

(1) 海洋環境の変化に対応した資源保護と海洋環境保全

ア. 近年の高水温による影響を踏まえた漁船漁業の資源管理、養殖業の生産安定

- ・ AI、IoT 技術を活用して、潮の流れや水温、魚の群れなどのリアルタイム観測や、定置網に入る魚種を陸上で把握し出漁の判断や混獲の回避につなげる効率的な漁業を推進
- ・ トリガイの養殖環境の自動制御システムの構築や、特定の貝種に依存しない高温に強い養殖種の導入実証、さらには環境制御が可能な陸上養殖を推進

イ. T A C (漁獲可能量) 魚種の拡大への対応

- ・ クロマグロやサワラ、ブリなど商品価値の高い成魚を旬の時期に効率的に漁獲し、収益の最大化を図る漁場予測技術を開発するとともに、付加価値を高めるためのブランド化を推進

ウ. 藻場造成等によるブルーカーボン、ブルーシーフードの取組強化による海洋環境保全

- ・ 漁業関係者が主体的に取り組む藻場保全活動や、漁港・岸壁施設の整備との一体的な藻場造成を推進するとともに、ブルーカーボンを活用した漁業、観光、教育などへの波及効果を創出
- ・ セイラーズフォーザシー日本支局と協働して、観光や食文化などの幅広い分野でブルーシーフードの情報発信による府内水産物の持続的利用と海洋環境の保全を推進

(2) 生産性向上・高付加価値化による水産業の成長産業化

ア. 海洋データ・スマート技術活用研究のための海洋センターの機能強化

- ・最先端技術を漁業・水産業に活用するため、産学公民の共同研究を推進する「京都フードテック研究連絡会議」により、企業・大学の研究シーズと生産現場のニーズのマッチングを支援
- ・海洋調査データやスマート技術を活用した革新的技術の開発や社会実装のためのプロジェクト研究の推進に必要な人材育成と研究基盤の整備を推進

イ. 舞鶴漁港の機能強化による流通体制の整備、水産物のブランド化による付加価値向上

- ・府内水産物の約8割を取り扱う舞鶴漁港の防災・減災機能の強化に加え、高度な衛生管理や鮮度保持体制の強化に向けた早期の施設改修を実施
- ・「京都食ビジネスプラットフォーム」による異業種連携により、加工品開発やECサイト販売による国内外の需要拡大と、近畿屈指の水揚げを誇る天然クロマグロ等のブランド化を推進

ウ. 経営力・技術力を備えた専門性の高い水産業人材の確保・育成

- ・漁業者育成校「海の民学舎」の卒舎生が、次世代から憧れを抱く魅力ある経営を実践するロールモデルとなるよう、「京都府農林水産業人材確保・育成ネットワーク」に参画する多様な主体と連携し、人材の確保・育成から経営の発展段階まで一貫した支援を実施
- ・府内水産物のさらなるブランド化を推進するため、マーケティングや流通のプロモーションを得意とする企業など業種や性別を問わない多様な人材を確保

(3) 地域資源を活用した産業の創出による漁村の活性化

ア. 水産資源と漁村、漁港を最大限に活用した海業の取組推進

- ・「京都府海業推進協議会」による地域資源の価値や魅力の創出により、府沿岸地域を「漁業の場」から「交流の拠点」に転換し、府北部地域への誘客を促進
- ・漁村の自然や食をテーマに長期滞在するグリーンツーリズムや、環境保全活動をテーマとするエコツーリズムなど、漁村資源を活用した観光の提供により府北部地域の関係人口を増加

イ. 漁村コミュニティを支える多様な人材の確保と漁村文化の継承

- ・半漁半Xや定年漁師など幅広い年齢層に対する定住を促進するとともに、子どもたちや親への漁業体験や魚食などの漁村文化、歴史の発信などを通して、漁村コミュニティを活性化

ウ. 海洋データの活用による新たな関連産業の創出

- ・海洋センターを核として海洋資源を活用した産学公民の共同研究を推進する「海洋データプラットフォーム（仮称）」を設置し、海洋データを活用した共同研究を実施するとともに、収集したデータを産業振興や環境保全に寄与するオープンデータとして活用
- ・海洋データの活用に関するオープンイノベーションを「サステナブルパーク」の形成と連携させ、海洋をテーマに世界から注目を集める技術革新と産業創造の拠点形成を推進

5 今後のスケジュール

- | | |
|---------|--|
| 令和7年12月 | 12月府議会定例会農商工労働常任委員会（中間案報告）
その後、パブリックコメントの実施 |
| 令和8年3月 | 2月府議会定例会農商工労働常任委員会（最終案報告） |

京都府内水面漁業振興計画の改定について（中間案）

令和7年12月
農林水産部

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、令和3年3月に策定した「京都府内水面漁業振興計画」については、令和7年度末をもって計画期間が満了することから、次期計画（計画期間：令和8年度～12年度）を策定することとし、下記のとおり中間案を取りまとめましたので御報告します。

記

1 策定の趣旨

内水面水産資源の回復や漁場環境の保全に取り組むとともに、内水面漁業協同組合（以下「内水面漁協」）の経営改善を図り、自然環境の保全や自然体験・保養の場の提供などの多面的機能を増進することにより、内水面漁業の持続的発展と農山漁村の活性化を図る。

2 課題

- ・カワウ・特定外来生物等の食害や魚病による内水面水産資源の減少
- ・気候変動により激甚頻発化する災害や生態系に配慮のない河川整備等による漁場環境の変化に伴う魚の生息環境の悪化
- ・遊漁収入の減少や物価高騰等による内水面漁協の経営悪化及び高齢化等による組合員や担い手の不足

3 施策の展開方向

(1) 内水面水産資源の回復

- ・河川種苗放流とともに、魚種によって次の天然資源の増殖に資する取組を実施
 - 【鮎】・・・魚道設置、くみ上げ放流、漁期後の時期に行う産卵前の親放流
 - 【テナガエビ】・・・保護礁（シェルナース）の設置
 - 【はえ、ごり等】・・・産卵床造成、石倉の設置、発眼卵放流
- ・他府県や関西広域連合などとの連携を強化した、広域的なカワウ対策及び外来魚の駆除
- ・放流種苗の保菌検査、コイの移植の制限及び養殖業における魚病対策等についての助言・指導等を通じた魚病まん延防止対策

(2) 内水面における漁場環境の再生

- ・生活排水や工場排水を起因とする水質汚濁を防止し、魚が棲みやすい漁場を構築する良質な水質の確保
- ・適切な森林の保育や間伐、治山施設の整備や保安林管理を行い、土砂災害等の発生から魚を守る森林の整備と保全
- ・施設管理者等と連携し、堰等の河川横断施設による魚類の移動の制限を少なくする内水面水産資源を増やす施設の整備
- ・河川工事の関係者と連携し、魚類の生息に適した施設が整備された魚の住処が守られる生態系に配慮した河川整備の推進

(3) 内水面漁協の持続的活動と内水面漁業及び養殖業の健全な発展

【経営改善】

- ・手軽にどこでも購入できる電子遊漁券や初心者でも気軽に行える鮎ルアーの体験型イベントの開催等により新たな遊漁者を確保
- ・漁協だけに留まらない飲食業・観光業等との連携による誘客等の遊漁振興に関する新たな取組を支援
- ・養殖業者（陸上養殖含む）に対して技術的な助言・指導を行い、安全安心な養殖魚の生産、安定的な養殖生産の推進
- ・内水面水産物の高付加価値化や京都鮎等のブランド化を促進するため、加工業者、観光業者、料亭やホテルなどの流通ルートの開拓や販売活動を支援

【人材育成と担い手確保】

- ・漁協職員のスキルアップ、高校や大学との連携を更に強化し、地域リーダーや次世代の担い手育成を推進
- ・移住者や多様な地域人材と連携し、地域資源を活用した魅力ある内水面漁業の振興を通じて組合員の確保を図り、内水面漁協の経営を改善

【教育啓発】

- ・活動組織や市町村と協力し、河川の清掃活動等生態系の維持・保全活動、教育と啓発の場の提供及び食文化・伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援
- ・川に親しむ機会づくりとなる情報をホームページ、SNS を活用して発信し、「川の京都」への府民の理解と関心の増進を通じた川の文化の継承

4 推進体制

河川管理者や学識経験者などで構成される協議会を設置し、毎年、漁業関係者、関係部署、市町村や河川管理者等と協議し課題を解決

5 今後のスケジュール

令和7年12月	12月府議会定例会	農商工労働常任委員会（中間案報告）
令和8年3月	2月府議会定例会	農商工労働常任委員会（最終案報告）

「第5次京都府食育推進計画」中間案

第1章 第5次京都府食育推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

京都府では、食育基本法第17条の規定により、国が策定する食育推進基本計画を踏まえ、平成19年度から京都府食育推進計画を策定・公表しています。

令和7年度末に第4次京都府食育推進計画の計画期間が終了することから、取組の成果を評価し、残された課題と新たに浮かび上がった課題に対応するため、国の第5次食育推進基本計画を踏まえ、京都府においても教育・健康・生産等、各分野の専門家や学識経験者で構成する「京都府食育推進懇談会」での議論を経て、第5次京都府食育推進計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第17条第1項で規定する都道府県計画として策定するものです。

本計画の推進にあたっては「京都府総合計画」や、「京都府農林水産ビジョン」、「京都府農林水産人材確保・育成戦略」、「第7次京都府食の安心・安全行動計画」、「きょうと健やか21（第4次）（京都府保健医療計画）」、「第2期京都府教育振興プラン」、「京都府食品ロス削減推進計画」等の関連する計画と整合性を図り、庁内関係部局と連携し、総合的かつ計画的に食育を推進します。

3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等により、見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行います。

4 計画の推進体制

(1) 府民運動として推進

- ・食育に関連する様々な団体で結成した「きょうと食育ネットワーク」を中心に、「きょうとの食育」サポート企業をはじめとした、食育に関わる様々な団体と連携して、府民運動として推進します。
- ・住民により近い市町村と連携し、この計画に基づく市町村食育推進計画の作成を進めるとともに、それぞれの役割に基づき取組を推進します。

(2) 庁内における推進体制

- ・京都府の消費者行政の推進を図るための全庁的な組織である京都府くらしの安心・安全推進本部に置かれた食の安心・安全部会において、農林水産部に加え、総合政策環境部、文化生活部、健康福祉部、商工労働観光部、教育庁指導部など関係部局が連携し、総合的に食育を推進します。

5 計画の進行管理・公表

本計画に基づく取組の実施状況は、PDCA（計画、実施、評価、見直し）の考え方に基づき、適切な点検と進行管理を行うとともに、毎年度、実施状況を取りまとめ、ホームページ等で公表します。

第2章 食をめぐる現状及び課題

1 食を取り巻く情勢・動向

(1) 社会情勢の変化

- ・世界情勢の不安定化などにより円安が進み、輸入原料や燃料費が高騰した結果、生産資材の価格高騰による農林水産物の価格高騰が起きているなか、物流の輸送量不足による安定供給への懸念や農林水産物の供給不安など、我が国の食料をめぐる国内外の状況は刻々と変化しています。
- ・地球温暖化等の気候変動の進行により、農作物の高温障害や少雨による枯死など、食料供給に影響が出ており、中長期的に逼迫が懸念されています。

(2) 人口や世帯構成

- ・京都府の総人口は、平成16年(2004年)の264.8万人をピークに減少傾向にあり、令和6年(2024年)には252.1万人となっています(京都府統計書)。また、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年(2023年)に出した日本の地域別将来推計人口では京都府の人口は2050年には約207.6万人まで減少することが推計されています。
- ・一般世帯における家族類型別に世帯構成をみると、平成22年(2010年)の全世帯に対する核家族の割合の54%に対し、令和2年(2020年)は51%と減少傾向にあるものの依然として高いなか、単独世帯数の割合は平成22年(2010年)の37%から令和2年(2020年)に43%となっており、単独化が進んでいます(京都府統計書)。
- ・そういった中、食に関する志向は、経済性志向、簡便化志向ともに上昇傾向にあり、食生活の在り方は大きく変化しています。

(3) 健康、食生活

- ・京都府における令和2年(2020年)の平均寿命は、男性82.24歳(全国4位)、女性88.25歳(全国3位)と男女とも全国順位は上位に位置して年々伸びていますが、令和4年の健康寿命は、男性72.14歳(全国33位)、女性75.78歳(全国17位)となっています。また、平均寿命と健康寿命の間には、男性で約10年、女性で約12年の差があります(平均寿命：厚生労働省「令和2年都道府県別生命表」令和2年12月、健康寿命：「第4回健康日本21(第三次)推進専門委員会資料」令和6年12月)。
- ・また、京都府では、食生活に関わりの深い悪性新生物、心疾患、脳血管疾患は、約47.5%を占め、全国の44.4%をやや上回っています(令和6年人口動態統計(各定数))。
- ・朝食を毎日食べる人の割合は全世代、若者世代(20・30代)ともに全国よりは高いものの、京都府においては若者世代の摂取率が令和3年(2021年)に79.2%(n=48)だったものが令和6年度は65.2%(n=69)と減少しています。また、主食・主菜・副菜を組み合わせ合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる人の割合も同様の傾向となっています。

(4) 地域の食と食文化

- ・長い年月を経て形成されてきた豊かで多様な食文化は、世界に誇ることができるものであり、栄養バランスに優れ、日本人の長寿の支えにもなっています。
- ・京都には、長い歴史と豊かな自然の中で育まれた京野菜や宇治茶などの食材や和食・郷土料理などの食文化が根付いています。
- ・京都府における食育への関心は、20・30代を中心に全国と比較すると高い傾向にある一方で、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し伝えている者の割合は、京都府では51.2%（令和6年度京都府調べ）と全国の64.7%（令和6年度食育に関する意識調査：農林水産省）と比較して低い傾向にあります。京都の食文化というと、格式の高い京料理や行事食もあることから、ハードルが高く感じられている可能性があります。

(5) 食料の生産等

- ・京都府の農林水産業就業者数は、国勢調査によると過去20年間で34,853人から21,319人と38.8%減少しています。特に農業分野では、基幹的農業従事者数は、過去20年間で25,661人から15,130人と41.0%減少しており、60歳以上が占める割合は5.1ポイント増加し、高齢化が進行しているなど、食を支える生産現場での担い手不足が顕在化しています。
- ・原材料価格の高騰や急激な円安の進行が進む中、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、食料システムの関係者により合理的な費用が考慮されることが農業の再生産のために必要など、食料の合理的な価格形成が議論されています。

2 第4次京都府食育推進計画の総括

(1) 目標の達成状況

第4次京都府食育推進計画の10の目標のうち、計画策定時の値と直近(令和6年度)の値と比較したところ、6項目で目標を達成し1項目で向上がみられましたが、3項目については策定時の令和元年よりも悪化しました。

施策体系	項目	第4次計画策定時	現状値(年度)				目標値		データソース 担当課	
		R1年度	R3	R4	R5	R6	R7年度	※		
多様な主体による食育の推進	家庭における食育の推進	1 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる府民の割合(%)	69.1	65.7	53.1	59.6	56.4	80	▼	食育・食生活アンケート調査(農政課調べ) 農林水産部農政課
		2 朝食を毎日食べる府内小学生の割合(6年生)(%)	85.3	84.3	83.1	82.5	83.3	95	▼	全国学力・学習状況調査(文部科学省) 教育庁学校教育課
	2 朝食を毎日食べる府内中学生の割合(3年生)(%)	79.7	80.0	77.6	76.2	78.1	90	▼		
	学校等における食育の推進	3 きょうと食いく先生の授業数(授業/年)	373	216	429	579	580	554	◎	事業実績(農政課調べ) 農林水産部農政課
		4 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース、%)	20.6	17.7	18.6	21.5	17.4	30	▼	学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査(文部科学省) 教育庁保健体育課
	地域における食育の推進	5 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合(%)	68.0	65.4	73.1	76.9	80.8	100	△	食育推進計画等に関する調査(農林水産省) 農林水産部農政課
6 きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店数(店舗)		788	796	804	811	808	800	◎	事業実績(健康対策課調べ) 健康福祉部健康対策課	
食育の効果的な推進のための取組	食育への関心の向上	7 京の食文化の語り部のオンライン講座受講者数(人/年)	0	81	326	401	309	30	◎	事業実績(流通・ブランド戦略課調べ) 農林水産部流通・ブランド戦略課
		8 和食文化人材の育成人数(人/年)	36	102	135	134	135	120	◎	京都府立大学文学部和食文化科学科(現：農学食料科学部和食文化科学科)在籍者数(大学政策課調べ) 文化スポーツ部大学政策課
	新しい生活様式・新たな日常への対応	9 ICTを活用した情報発信数(回/年)	30	372	402	319	335	300	◎	情報発信回数実績(関係課調べ) 各関係課
		10 ICTを活用して食育宣言を行う府民の数(人)	0	2,147	5,216	8,795	12,980	10,000	◎	事業実績(農政課調べ) 農林水産部農政課

※目標達成状況 ◎ 目標達成
△ 第4次基本計画策定時と現状値を比較して改善
▼ 第4次基本計画策定時と現状値を比較して悪化

(2) 目標未達成の状況

第4次京都府食育推進計画の目標のうち、未達成項目の課題は次のとおりです。

ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる府民の割合（項目1）

- ・令和6年度は56.4%と目標の80%を大きく下回り、策定時（令和元年度）の69.1%も下回る結果となりました。
- ・府が令和6年度に実施した食育・食生活に係るアンケート調査で、食べる回数を増やすために必要なことを聞いたところ、食べる時間・手間・費用に余裕が必要との意見が多い状況です。
- ・栄養バランスのとれた食事は、心や体のパフォーマンスを高めることから、引き続き、家庭、学校及び地域と連携して、重要性について啓発することが必要です。

イ 朝食を毎日食べる府内小・中学生の割合（項目2）

- ・小学生、中学生ともに策定時と直近（令和6年度）値を比較しても大きな変化がない状況です。
- ・学校で栄養教諭が朝食の効果について講話を行った結果、児童の意識は向上していると考えられますが、実際の朝食摂取の増加には至らず、家庭環境の影響も大きいと考えられます。
- ・児童生徒の意識向上だけでなく、子どもとその保護者が一緒になって生活習慣づくりの意識を高め、行動できることを目的とした取組が必要と考えられます。

ウ 学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）（項目4）

- ・令和6年度は17.4%で目標の30%を大きく下回り、策定時（令和元年度）の20.6%も下回る結果となりました。
- ・コロナ禍の影響や物価高騰の影響で向上が難しい状況と考えられます。
- ・学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然、文化、産業等の理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であると考えています。
- ・地場産物を学校給食に安定的に供給するためには、地域の生産状況にあわせることも必要であり、教育委員会と農林部局の連携など入手手段の検討などが必要と考えられます。

エ 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合（項目5）

- ・京都府内の市町村の計画作成率は、策定時（令和元年度）68.0%に対して令和6年度は80.8%と目標の100%には届かないものの、増加している状況です。
- ・市町村食育推進計画は、作成や実施を通じて、地域全体が食育について考えることで、意識を高め、連携を強化し、効果的に食育活動を推進する重要なものと考えています。
- ・引き続き、計画の必要性を伝えるとともに、府内の作成事例の紹介、検討会への参画などを通じて市町村の実情に応じた支援を行うことで全市町村が作成する必要があります。

3 今後の展開に向けた課題

第4次京都府食育推進計画の取組結果や食をめぐる現状を踏まえ、次の課題への対応が必要です。

(1) 多様な主体による食育の推進

- ・生活の自立が始まる20・30代の若者世代の栄養バランスの乱れ、朝食欠食が顕著なことから、若者世代を中心に、大人に対して、一日の多くを過ごす大学や職場において健全な食生活の定着のための取組が必要です。
- ・健康寿命の延伸、生活習慣病の予防や健康の増進に向けて、子どもや若い世代から望ましい食習慣を身につけることが必要です。
- ・朝食を毎日食べる府内小・中学生の割合が低いことが問題であり、学校での取組は継続しつつ、家庭へのアプローチが必要です。核家族化が進む中、保護者に対して栄養バランスの乱れ、朝食欠食の改善に向けた啓発が必要です。

(2) 持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化

- ・食に関する関心や理解を増進するためには、離れてしまった生産現場と食卓をつなぐことが必要であり、広く府民に対して、農林水産物の生産に関する体験の機会を提供するなど、農林水産業や食品産業についての意識や理解を深めてもらうことが重要です。
- ・農林水産業・食品産業の現場の取組を知ることで食を大切にすることを育むために、きょうと食いく先生の取組などを通じて理解醸成を図ってきた一方で、食料の生産・製造現場では担い手不足も顕在化しており、更には食品価格が上昇するなか、合理的な価格形成への取組も必要な状況です。
- ・食育の新たな可能性として、将来の農林水産業・食品産業の担い手確保や合理的な価格形成への理解促進を食育に内包させた取組を進めることも必要です。

第3章 第5次京都府食育推進計画の基本方針と施策体系

1 基本方針

【つなごう 未来へ 京の食のバトン（検討中）】

第5次京都府食育推進計画では、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場において、ライフステージに応じた食育を推進し、府民の皆さんが食を大切にする心を持ち、生涯にわたり健やかで豊かな食生活を、世代を超えて実践できることを目指します。

特に、生活の自立が始まる若年層は食への関心が薄れやすく、将来の家庭形成や子育てを担う世代でもあるため、科学的根拠に基づく食生活の重要性を伝え、心身の健康を実感できる取組を進めます。

また、食への関心低下は農林水産業など生産現場への関心も薄れさせ、生産者不足や合理的な価格形成への影響も懸念されるため、広く府民に対して、農林水産業の体験や生産者との交流の機会を提供するなど、農林水産業の理解促進や次代を担う人材の確保につながる取組を進めます。

加えて、共働き世帯や単身世帯の増加、インターネットによる情報収集の一般化により、食においても「タイムパフォーマンス（時間対効果）」が求められることから、SNSや動画配信など、誰もがアクセスしやすい手段を活用した情報発信を行います。

2 施策体系

(1) 生活自立期を中心とした大人の食育の強化

大学進学や就職による一人暮らしの開始など、生活の自立が始まる20・30代において、朝食欠食や栄養バランスの乱れが顕著です。

食生活の改善は、長期的に見たときに健康の維持や生活の質の向上、さらには仕事や学業におけるパフォーマンスの向上にもつながる重要な要素です。そのため、若い世代に対しては、食生活の改善がもたらす効果について、科学的根拠に基づいた情報を分かりやすく伝え、実践につなげてもらうことが重要です。

さらに、これらの世代が将来的に家庭を築き、子育てを行うことを考えると、家庭内での食育の実践にもつながるような取り組みとすることが重要です。こうした背景を踏まえ、若者世代が日常の多くの時間を過ごす大学や職場と連携し、生活の場に即した形で食育を推進していくことが、より効果的な取り組みにつなげるために重要です。

また、自らが食を選び始める世代であることから、食への理解向上を図るとともに自ら同世代に伝えるような取り組みを進めることが重要です。

(2) 家庭における食育の推進

日常生活の基盤となる家庭は、基本的な生活習慣の確立への意識を高め、生涯にわたり、また世代を超えて切れ間なく心身の健康増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことができる重要な場です。

また、望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健全な食生活を実践していくためには、子どもの食生活の大部分を担っている家庭において、保護者が食育への理解を深め、実践していくことが重要です。

(3) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進

近年の家庭環境の変化に伴い、子ども達の食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所等における食育の推進が重要です。

また、児童生徒の心身の成長や健康の保持増進にとどまらず、食や農への興味や関心を高めるとともに、日常の食の大切さや食の時間を満喫することの意義を実感できるようにすることが重要です。

さらに、就学前の子どもが、望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、保育所等において、家庭や地域等と連携した食育のより一層の推進が必要です。

(4) 地域における食育の推進

核家族化の進行や共働き世帯の増加、都市化による地域コミュニティの希薄化などにより、行事食や季節の料理の由来を知る機会が減り、文化的価値が薄れるとともに、家族との料理機会の減少により家庭や地域で育まれてきた行事食等を共有する機会が喪失していることから、地域においても「食の背景や意味」を理解する機会の創出が重要です。

健康寿命を延伸するためには、家庭、学校、保育所、生産者、企業等と連携・協働しつつ、地域における食生活の改善が図られることが必要です。

(5) 持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化

食品の価格高騰などにおいて、報道では「農林水産物の価格が高い・安い」といった表面的な情報に偏りがちなことから、農林水産物が「ただの商品」とならないよう、農林水産業の生産現場や生産者、加工業者などに対する消費者の理解を深め、食への感謝と関心の向上や、価格への納得感の向上の観点から食育を推進することが必要です。

農林水産業・食品産業を支える現場の理解増進にあたっては、生産現場の実態を理解するだけでなく、魅力や価値を実感できるような観点を取り入れ、農林水産業・食品産業を将来の仕事として選択してもらえる取組とすることが重要です。

また、地域の食文化の継承や食品ロスの削減は、限りある食資源を守り、環境や社会の持続可能性を高めることから、食育と一体的に取り組むことで、知識・意識・行動が連動し、より効果的かつ持続的な食の価値形成を行うことが重要です。

第4章 施策の展開

1 多様な主体による食育の推進

(1) 生活自立期を中心とした大人の食育の強化

○ 大学・企業と連携した食育推進体制の構築

「きょうと食育ネットワーク」に新たに大学や企業に参画いただき、情報交換や協力の仕組みを拡充するとともに、「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター」を更に養成するなど、若者世代への食育を進める体制を強化します。

- ・「きょうと食育ネットワーク」に大学の健康部門や企業の参入を進め、府内における20・30代を中心とした食育推進の情報交換やコラボレーションを進めます。
- ・大学等との連携による「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター」の養成を行い、農林水産業への理解促進や魅力の発見による、将来を担う若い世代の食に対する意識が向上する取組を進めます。
- ・大学や企業における食育体験講座や農林水産業者との交流を通じ、将来を担う若い世代の食に対する意識が向上する取組を進めます。
- ・大学や職場等で朝食や主食・主菜・副菜のそろった食事が入手しやすい等、健全な食生活を実施しやすい食環境づくりを推進します。
- ・「きょうと健康長寿推進府民会議」等の連携による野菜摂取等の啓発を実施します。

○ 大学・企業と連携した食育の実施

食生活が乱れやすい若者世代に対して、大学や企業と連携し、食堂で朝食摂取やバランスの良い食生活の重要性を科学的根拠に基づいた情報として伝えるなど、食生活改善の実践に導く取組を推進します。

- ・学生等が動画などの啓発媒体の作成や周知に携わる等、食に触れ関心を高める機会を継続的に提供します。
- ・京都府産の農産物の利用と食文化等の情報発信を意欲的に行う企業等を登録する「たんとおあがり 京都府産」施設の登録を推進し、府内産農林水産物をきっかけとした食に対する意識の向上を図ります。
- ・大学や企業と連携し朝食摂取やバランスの良い食生活の重要性を科学的根拠に基づいた情報を分かりやすく伝え、実践につなげる取組を進めます。
- ・「きょうと健康づくり実践企業認証制度」等、健康づくりに組織的継続的に取り組む企業の認定や支援、府民への周知を行います。
- ・大学や社員食堂で、健康に配慮した食事提供や健康・栄養情報が提供されるよう支援します。

(2) 家庭における食育の推進

○ 世代を超えて継承される食育の推進

保護者から子へ、食に関する知識・感謝・文化が自然に受け継がれ、世代を超えて食の大切さをつなぐ取組を進めます。

- ・食育や健康づくりに取り組む様々な関係団体が集う「きょうと食育ネットワーク」の連携により、子どもやその保護者、若い世代を対象とした朝食摂取と主食・主菜・副菜がそろった食事の啓発媒体の作成や様々な機会での継続的活用、イベント等における啓発、食育事例集の作成と情報発信、食育宣言を実施し食育を府民運動とする取組を進めます。
- ・小児期では、市町村での妊娠期教室、乳幼児健診等を通じた子どもへの食べる意欲や楽しさを高める取組を実施します。
- ・保育所や幼稚園、学校等での生活や授業等を通して、朝食摂取や食事の組合せなど望ましい食習慣や自己管理能力を身につける取組を行い、子どもへの啓発とともに、保護者の新たな気づきに繋がるよう、生活環境に応じた継続的な情報提供を通じて家庭と連携した取組を進めます。
- ・高齢期では、市町村や地域等と連携し、生活の質の向上につながるフレイル・低栄養予防に向けた正しい食の知識を周知するとともに、健康的な食事が入手しやすいよう高齢者等向けの配食に関する情報提供を行う取組等を実施します。

○ 京都の食を身近に感じる食育の推進

京都府産農林水産物や郷土料理などを買う、食べることで、食への関心と理解を深めます。

- ・京都府産農林水産物や郷土料理などに関する学習・実践・啓発の機会を通じて、生産から食卓までの食品の循環を知り、食への感謝の気持ちを育み、食を生み出す場としての農林水産業への理解を深めるなど持続可能な食事・食生活への意識を向上させる取組を進めます。
- ・「cookpad京都府公式キッチン」等において、旬の京都府産農林水産物の情報発信や、レシピの紹介など魅力を発信します。
- ・「京のブランド産品」等、京都府産農林水産物を周知・普及します。
- ・京都府産農林水産物を買ったり食べたりできるお店の認定や支援、府民への周知を行ないます。

(3) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進

○ 食育人材の育成と関係者が連携した食育の推進

食育人材の育成、研修や地域・学校での体験学習など、生産者、学校関係者、保護者が連携して成長・発達段階に応じた食育を進めます。

- ・食に関する知識・経験を有する人材の育成、職員研修を実施します。
- ・食の専門家である「きょうと食いく先生」、「食生活改善推進員」等地域の人材を育成し、体験学習等を実施します。
- ・施設長や園長、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理員等の連携・協働による食育計画の作成、食育の指導を促進します。
- ・成長・発達段階に応じて望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園等と家庭、地域が連携した食育を推進します。
- ・保育所、幼稚園及び認定こども園等においては、保護者同士の交流の場の提供など、在籍する子どもや保護者だけでなく地域の子育て家庭へも食を通じた支援を実施します。
- ・生活と遊びを通じて子どもが自ら関心をもって食の体験を行えるよう、保護者への啓発を推進します。
- ・管理栄養士、栄養士、栄養教諭等の専門職を中心に、教職員が連携・協働して食に関する指導の全体計画を着実に実施する体制の整備を促進します。
- ・基礎的、基本的な調理の知識と技術を習得し、日常生活で実践できる力を身につける調理実習を行い、朝食や食事の組み合わせ、食文化の継承等について理解を深めるとともに、食事を作る楽しさや食べる喜びを味わう取組を充実します。
- ・食の専門家である「きょうと食いく先生」事業を通じた体験型食育の意義及び実践例を地域・学校に発信することにより、生きる力や命の大切さといった教育的価値の理解を促進します。

○ 給食を通じた食育の推進

「食材の理解」「食文化の体験」「命への感謝」「栄養バランスの学習」などを学ぶことができる給食を通じた食育を行います。

- ・将来にわたる健康の保持増進、地場産物、和食、郷土料理、行事食等の食文化や地産地消への理解を深める給食の提供と、給食を通じた指導を実施します。
- ・教科等横断的な食に関する指導の取組及び学校教育活動と関連させた学校給食の献立を作成します。
- ・授業や学校給食等、学校教育活動全体を通じて、学校、家庭、地域が連携した、食の知識、食習慣、地域の食材、食文化等への理解と、食への感謝の気持ちを深める取組を推進します。

- ・食に関するオンライン授業や家庭での学び等を支援するデジタル教材の作成、体験型食育へのICTの活用等、児童や保護者への直接的な情報発信を行います。

(4) 地域における食育の推進

○ 地域における多様な主体による食育の推進

地域の伝統的な料理、季節の行事などを活用しながら、府民が地元で親しめるような食育活動を推進します。

- ・「市町村食育推進計画作成の手引き」を作成し助言を行うなど、市町村における食育推進計画作成を推進するための具体的支援を行います。
- ・「きょうと食育ネットワーク」や「きょうと健康長寿推進府民会議」等府民運動による、朝食摂取など望ましい食生活の啓発を行います。
- ・『『きょうとの食育』サポート企業』等、府内の食育活動推進を支援する企業の拡大・取組の周知を推進します。
- ・「きょうとこどもの城」等と連携した地域で行う食育を推進します。
- ・「きょうと食いく先生」や「食生活改善推進員」など食育ボランティアが保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域の多様な主体（児童館や公民館、コミュニティセンター、PTA、保護者グループ、高齢者グループ等）において、各世代に応じた健全な食生活への理解や食への感謝の気持ちを深める体験型食育を強化し、地域や府民の食育を推進します。

○ 日常生活に溶け込んだ食情報の提供による食育の推進

健康づくりを応援する外食店舗や、調理困難者向け配食サービスなど地域で暮らす方々が健康に暮らすための取組を推進します。

- ・野菜たっぷりメニュー、塩分控えめメニュー、エネルギー表示や食物アレルギー表示のある「きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店」等、外食や中食での健康に配慮した商品・メニュー・情報の提供を行う施設の認定や支援、府民への周知を推進します。
- ・調理や買い物が困難な方や健康状態に合わせた食事を作ることが難しい方に向け、健康に配慮した配食サービスリストを地域のニーズに応じて作成、府民や関係者へ周知し、利用環境整備を推進します。

2 持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化

○ 生産者等と府民との交流等の促進

農林水産業や食品産業の体験を通じて、産業を支える人々の想いや魅力に触れ、生産現場と食卓のつながりを理解することで、農林水産業への理解醸成と、食への感謝や食生活を見つめ直す契機となる取組を推進するとともに、将来の仕事として選択してもらえる取組を推進します。

- ・きょうと食いく先生の活動を通じて学校授業の深掘りのみならず農林水産業の魅力やその価値を増す取組を進めます。
- ・食の安全施策として行うリスクコミュニケーションや事業者向けの講習会などを通じて農林水産業で働く方の取組を紹介するなど、その価値を増し合理的な価格形成につながる取組を進めます。
- ・生産の現場や生産者が身近に感じられるよう、体験農園や市民農園等を活用した交流を促進します。
- ・援農隊の活動を促進し、農林水産業の生産現場の体験を通じて食に対する意識を向上するとともに、次世代の担い手の確保につながる取組を進めます。
- ・実施する取組については「京都府食の府民大学」やSNS等のICTツールを効果的に活用するとともに、その取組が広く展開するよう様々なイベント等を通じて周知します。

○ 食文化の継承や食品ロスの削減など、食を大切に思う心の醸成

地域で受け継がれてきた食文化の継承や食品ロスの削減などを通じて、食と農を大切にすることを育み、持続可能な食の実践を促進します。

- ・「京の食文化ミュージアム・あじわい館」におけるプロの料理人による旬の食材を活用した料理や和食料理教室開催等、体験を通じた京都府産農林水産物の魅力や食文化を発信します。
- ・「京の食文化の語り部」等、京都府産農林水産物や食文化に造詣の深い人材による魅力発信と食文化の伝承を行います。
- ・和食文化人材の育成等、食文化に関わる（担う、支える、楽しむ）人を増やし、その裾野を広げる取組を進めます。
- ・「うちの郷土料理 次世代に伝えたい大切な味（農林水産省）」等、郷土料理のレシピや地域の風土・食文化を啓発します。
- ・「京都府食べ残しゼロ推進店舗」等、事業者、消費者及び地域と一体となった食品ロス削減を推進します。
- ・食に関する正しい知識や食の魅力を広く伝えるため、「京都府食の安全・食育情報」などFacebookをはじめとしたSNSや、「京都府食の府民大学」などYouTubeチャンネルなどのデジタルメディアを通じた食に関する情報を発信します。

第5章 ライフステージに応じた施策の考え方

健全な食生活を送り、心身共に健康で豊かに暮らすためには、子どもから高齢者までの各ライフステージに応じた食育の観点も重要です。

また、食生活は、将来の健康状態や、次世代に影響を与えるものとして、推進にあたっては、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉える）の考え方を取り入れることとします。

ライフステージ	特徴	取り入れるべき考え方
小児期	乳幼児期（0～5歳） 生活習慣の基礎づくりが行われる時期。保護者や家族がその見本を示し、食習慣の基礎を身に付けることが重要。	○食習慣の基礎を身に付け、食べる意欲を育てる ・規則正しい食事リズム、生活リズムを身に付ける ・発育、発達に応じた食事をする ・家族と一緒に食事を楽しみ、食事の挨拶やマナーを身に付ける ・様々な食べ物に触れて食体験を広げる
	少年期（6～15歳） 集団の中で、身体面と精神面の発達を通して自我が形成される時期。 心身の健やかな成長のための望ましい食習慣の形成が必要。	○学習や体験を通じて、食に関する正しい知識を身に付け、望ましい食習慣を実践できる力を育てる ・早寝早起き朝ごはんの実践。朝食や食事の組合せ等の実践につながる知識や技術を身に付ける ・地域の食材や食文化に関心を高める・地域の食材や食文化に関心を高める ・食べ物や自然を大切にす気持ち、食に関わる人への感謝の気持ちを育む
青・壮年期	青年期（16～29歳） 身体的発達が頂点に達し、その機能が十分に発揮される時期。 一人暮らし、就職、結婚、育児等、人生の転機が重なり、生活習慣の大きな変化が起きやすい。生涯の健康づくりを見つめた健全な食生活の定着が重要。	○食に関する知識や技術を生かし、健全な食生活を自己管理する力を高める ・生活習慣の変化に応じた、正しく食を選ぶ力、調理する力を身に付ける ・生活習慣病予防のための食生活の実践 ・地場産物や旬の食材を生かした食事、和食や郷土料理などを楽しむ
	壮年期（30～64歳） 前期（30～44歳）は、肉体的、生理的機能が安定を保つ時期。 後期（45～64歳）は、精神面は円熟するが身体機能は徐々に低下する時期。健全な食生活の維持が重要。	○生活習慣を見直し、健康管理に努め、健全な食生活を実践する ・食の知識を食生活に生かし、健康管理に努める ・生活習慣病予防のための食生活の実践 ・地場産物や旬の食材を生かした食事、和食や郷土料理などに取り組み、次世代に伝える
高齢期	高齢期（65歳以上） 心身の老化が見られる時期。健康寿命の延伸、介護予防、生活の質の向上の観点から、生活習慣病予防に加えて、低栄養の予防に配慮するなど、健康状態に応じた食生活を実践することが重要。	○健康を維持し、豊かな食経験を次世代に伝える ・1日3食、主食・主菜・副菜のそろった食事、多様な食品を組み合わせる、たんぱく質の不足に気を付けるなどのフレイル・低栄養予防の食事、健康状態に応じた食生活の実践 ・食を通じた豊かな生活の実現家族や友人、地域のひととの食事やコミュニケーションを楽しむ ・家族や友人、地域のひととの食事やコミュニケーションを楽しむ ・地場産物や旬の食材を生かした食事、和食や郷土料理など、食の知識や経験を次世代に伝える

第6章 計画の目標

1 目標一覧

施策体系	項目 (新：新規、継：継続、拡：拡充)	基準年	目標値	担当課		
		R6年度	R12年度			
多様な主体による食育の推進	大人の食育の強化 生活自立期を中心とした	1 (新)	社員、学生に対して食堂等を活用した食育活動を行う大学・企業数(団体)	0	25	農林水産部 農政課
		2 (新)	学生等によるきょうと食の安心・安全 ヤングサポーターの養成 (延べ登録者数(人))	206	311	農林水産部 農政課
	家庭における食育の推進	3 (継)	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる府民の割合(%)	56.4	80	農林水産部 農政課
		4 (継)	朝食を毎日食べる府内小学生の割合(6年生)(%)	83.3	95	教育庁 学校教育課
	朝食を毎日食べる府内中学生の割合(3年生)(%)		78.1	90		
	学校等における食育の推進	5 (拡)	きょうと食いく先生の授業数(授業/年)	580	650	農林水産部 農政課
		6 (継)	学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース、%)	17.4	30	教育庁 保健体育課
	地域における食育の推進	7 (継)	食育推進計画を作成・実施している市町村の割合(%)	80.8	100	農林水産部 農政課
8 (継)		きょうと健康おもてなし食の健康づくり 応援店数(店舗)	808	1,000	健康福祉部 健康対策課	
持続可能な農林水産物の生産を支える食育の強化	9 (新)	農林漁業体験者数(延べ体験者数)	—	3,200	農林水産部 関係課	
	10 (新)	京都の食に対する理解促進に向けた講演会等の参加者数(人)	—	1,200	農林水産部 関係課	
	11 (拡)	食に関する正しい知識や食の魅力をICTを活用して発信する回数(回)	335	500	農林水産部 関係課	

改定（中間案）

京都府防災重点農業用ため池に係る 防災工事等推進計画

令和8年 月策定

京都府

京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

京都府

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 京都府における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

農業用ため池は、「国の基（もとい）」といわれる農業を支えるため、先人の労苦と努力の中で、長年にわたり地域の関係者の努力で維持されてきました。府内には、古いもので江戸時代以前の築造と言われるこうした農業用ため池が1,507箇所、うち614箇所の防災重点農業用ため池（令和8年 月時点）が存在します。

築造後、歳月を重ねるにつれ老朽化が進行する農業用ため池の現状に加え、農村地域の都市化の進行や農業者の減少・高齢化などで管理組織が弱体化し、適切な維持管理に支障を来す農業用ため池も見受けられるようになってきました。

さらに、全国で多発する局地的豪雨や大規模地震により農業用ため池が決壊し、周辺地域の人家等に甚大な被害を及ぼすケースも発生しています。

このため京都府では、令和2年10月1日施行の「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「法」という。）」に基づき、各ため池管理者等とともに一つひとつのため池のこれからの地域での役割を明確にしながら防災工事等の実施を検討し、京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画（以下「本推進計画」という。）に位置づけ、集中的かつ計画的な推進を図っていくことで、京都府農業を下支えする農業用ため池の安心・安全を確保し、農村社会の持続的な営みへと繋げてまいります。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 京都府における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内（令和12年度末）に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、本推進計画の計画期間を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、堤高や貯水量の大きなもの等から、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、劣化状況評価は、速やかに完了させる。

後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 4箇所（防災重点農業用ため池の追加指定等、必要に応じて実施）

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したのものも含め、京都府内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回/1年（ただし、劣化状況評価の結果、経過観察が不要となった箇所は、3年に1回で可とする。）

イ 定期点検を行う者：市町村

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、本推進計画の計画期間を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、堤高や貯水量の大きなもの等から、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、後期については豪雨耐性評価を先行して実施する。

ア 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：173箇所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

防災工事等基本指針第3の2(1)③に規定する知事が特に必要と認めるものは、次の要件のいずれかを満たすものとする。

ア 堤高が概ね10m以上のもの

イ 貯水量が概ね10,000m³以上のもの

ウ 決壊した場合に人的被害等の甚大な被害の発生するおそれがあるもの

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

本推進計画の計画期間を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響や、各種評価結果を踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

なお、防災工事を行う防災重点農業用ため池については、今後の劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の進捗に応じて、適切に見直すものとする。

ア 後期に防災工事に着手する防災重点農業用ため池：19箇所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

本推進計画の計画期間を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

なお、廃止工事を行う防災重点農業用ため池についても、地域での利用実態やため池管理者の意向を踏まえ、適切に見直すものとする。

ア 後期に廃止工事に着手する防災重点農業用ため池：16箇所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

防災工事に係る事業主体は、当該防災重点農業用ため池が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条の規定により史跡・名勝等に指定されている場合は、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって所有者等と調整し、文化財保護法に基づく必要な手続を行うものとする。

イ 環境担当部局との調整

農業用ため池は、農業用水の確保はもとより、多面的な機能を有し、地域資源として重要なものとなっていることが多いことから、防災工事に係る事業主体は、あらかじめ防災重点農業用ため池に生息・生育する絶滅危惧種などの状況等を把握し、必要に応じて、これらの生物への影響の低減等の環境との調和に配慮するものとする。

ウ 上水道担当部局との調整

防災工事に係る事業主体は、上水道の貯水池として共同利用されている防災重点農業用ため池において防災工事を実施する場合は、具体的な工事内容を検討する段階から、市町村等の上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行うものとする。

なお、費用分担は分離費用身替り妥当支出法を基準とする。

エ その他

防災工事に係る事業主体は、堤防等が道路・公園等として利用されている防災重点農業用ため池において防災工事を実施する場合は、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって当該施設管理者と協議・調整を行うものとする。

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価 : 市町村（府が実施する地震・豪雨耐性評価と併せ行う場合は京都府）

イ 地震・豪雨耐性評価 : 京都府

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 受益面積概ね 10ha（中山間は概ね 5ha）以上の防災重点農業用ため池 : 京都府

(イ) 受益面積概ね 10ha（中山間は概ね 5ha）未満の防災重点農業用ため池 : 市町村
および団体

エ 廃止工事

(ア) 統廃合を行うもの : 改修工事の実施主体

(イ) 単独で行うもの : 市町村および団体

(2) 技術指導等の内容

効率的に防災工事等を推進するため、京都府ため池サポートセンターを開設し、現地パトロールやため池管理者等への維持管理や日常点検に係る相談活動を通じた技術的指導等を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

京都府、市町村、京都府土地改良事業団体連合会等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、京都府農業用ため池防災工事等連絡会議を設置する。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、市町村は、京都府や京都府土地改良事業団体連合会との連携により、防災工事が完了するまでの間、必要に応じて応急的な防災工事の実施（低水管理のための洪水吐きスリット設置、損傷箇所への補修等）や管理・監視体制の強化を図るものとする。

また、地震又は豪雨により決壊のおそれが生じた場合には、サイホン等による貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止、洪水吐きの堆積土砂除去等の決壊の防止、ハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難等について、安全性の確保に注意しつつ、ため池管理者等と連携し的確に実施するものとする。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

農業者の減少・高齢化などによる管理組織の弱体化に対しては、離れた場所から防災重点農業用ため池の水位を観測できるため池監視システムを導入するなど合理化・省力化を進め、管理・監視体制を強化するものとする。

(3) 本推進計画の変更等

本推進計画は、必要に応じて変更するものとする。

なお、以下の場合には、別表1及び別表2の個表の見直しを随時行うこととし、京都府ホームページにおいて公表するものとする。

- ・ 劣化状況評価等の結果、速やかに防災工事等に着手する必要があるとされた場合
- ・ 地元調整等により本推進計画に位置付ける防災工事等の実施時期が変更となった場合

別表 1

防災工事等の推進に関する基本的な方針 京都府

令和8年 月時点

1 防災重点農業用ため池の概要								
(1)所有者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(68%)	(3%)	(1%)	(18%)	(3%)	(7%)	(100%)	
箇所数	415	17	6	112	19	45	614	
(2)管理者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(1%)	(20%)	(39%)	(39%)	(0%)	(1%)	(100%)	
箇所数	6	123	238	238	3	6	614	
※国:行政財産として所有するものに限る。								
※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。								
2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等								
区分	内容						箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの						3	
イ	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの						145	
	①	防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの					23	
	②	防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)					122	
	③	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)					0	
	④	廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)					0	
⑤	豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの					0		
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了						427	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					187	
	②	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					68	
	③	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					119	
	④	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					53	
⑤	地震耐性評価が未了であって、豪雨耐性評価の結果、豪雨対策に係る防災工事が必要と判断されたもののうち、豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの					0		
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了						1	
	①	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					0	
②	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					1		
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了						3	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの					2	
②	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの					1		
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし						35	
	①	今後廃止工事を行うもの					32	
②	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)					3		
合計							614	

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(注) 記載内容は、令和8年 月時点の確定値である。

令和8年 月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
261011011	小池	こいけ	京都府	京都市	北区上賀茂本山342	賀茂別雷神社	京都市洛北土地改良区	5.3	95.0	45.3	2			1	4.管理者	
261031001	権土池	ごんどういけ	京都府	京都市	左京区岩倉上蔵町264	京都市	岩倉川水利組合	7.8	65.0	10.0	2			1	4.管理者	
261031002	飛弾池	ひだいいけ	京都府	京都市	左京区岩倉長谷町1036	京都市	岩倉長谷区	8.4	79.0	6.8	3	3				
261031009	とどき池	とどきいけ	京都府	京都市	左京区岩倉花園町508	京都市	花園区水利組合	7.7	44.0	6.6	3	3				
261081009	広沢池	ひろさわいけ	京都府	京都市	右京区嵯峨広沢町	京都市	広沢池水利組合	3.3	391.0	151.0	2			1	4.管理者	
261081010	大沢池	おおさわいけ	京都府	京都市	右京区嵯峨大沢町4-1	大覚寺	大沢池水利組合	3.4	317.0	33.1	2			1	4.管理者	
261082007	奥野池	おくのいけ	京都府	京都市	右京区京北漆谷町北谷1	漆谷区	漆谷区	6.4	37.0	4.0	3			1	4.管理者	
261082029	矢谷池	やたにいけ	京都府	京都市	右京区京北下弓削町矢谷奥24	不明	自然人	3.6	92.0	5.5	3			1	4.管理者	
261111002	紅葉池	もみじいけ	京都府	京都市	西京区御陵御茶屋山2	御陵財産管理委員会	御陵農業実行組合	6.7	45.0	2.5	3			1	4.管理者	
261111006	椋原新池	かたがはらしんいけ	京都府	京都市	西京区椋原谷町	京都市	洛西土地改良区	10.0	83.0	23.3	2			1	4.管理者	
261111007	椋原弁天池	かたがはらへんてんいけ	京都府	京都市	西京区椋原池ノ上町	京都市	洛西土地改良区	3.5	127.0	1.5			3			
261111010	上ノ池(弁天池)	かたがはらへんてんいけ	京都府	京都市	西京区大枝西長町6-18	西長野一般社団法人	大道星水利組合	5.4	97.0	4.3	3			1	4.管理者	
261111011	下ノ池	しもいけ	京都府	京都市	西京区大枝西長町6-20	西長野一般社団法人	大道星水利組合	5.2	84.0	3.9	1	1				
261111019	千原池	ちはらいけ	京都府	京都市	西京区大原野南春日町1080	自然人	南春日町年行司	8.9	38.0	12.6	2			1	4.管理者	
261111020	米谷池	こめたにいけ	京都府	京都市	西京区大原野南春日町	京都市	南春日町年行司	7.9	55.0	5.5	3			1	4.管理者	
261111025	宮池	みやいけ	京都府	京都市	西京区大原野南春日町1111	国	自然人	3.6	66.0	8.2	1	3				
261111027	射場ノ池	いばのいけ	京都府	京都市	西京区大原野南春日町673	自然人	自然人	4.0	34.0	5.6	1			1	4.管理者	
261111028	南春日ノ新池	みなかすがのしんいけ	京都府	京都市	西京区大原野南春日町711	自然人	自然人	5.7	42.0	7.7	1	2				
261111036	地藏池	じぞういけ	京都府	京都市	西京区大原野上羽町409	自然人	上羽町農家組合	4.1	41.5	1.3	1	3				
261111038	三田戸中池	みたどなかいけ	京都府	京都市	西京区大原野上羽町470	自然人	上羽町農家組合	7.5	132.0	13.4	2			1	4.管理者	
261111039	三田戸下池	みたどしもいけ	京都府	京都市	西京区大原野上羽町469	自然人	上羽町農家組合	3.1	50.5	6.0	2			1	4.管理者	
261111044	薬師谷池	やくしたにいけ	京都府	京都市	西京区大原野灰方町1302	自然人	自然人	6.8	29.0	1.0	1	1				
262011001	上野奥池	うえのおくいけ	京都府	福知山市	福知山市	福知山市	上野農区	10.7	28.0	7.5	1	3				
262011002	山の上池	やまのかみいけ	京都府	福知山市	小字山ノ神282	天田郡上六人部村	上野農区	9.0	33.0	20.0	1	2				
262011003	寺山池	てらやまいけ	京都府	福知山市	字上野	福知山市	上野農区	8.1	53.0	9.0	3	3				
262011005	藤谷池	ふじたにいけ	京都府	福知山市	字三俣小学藤谷236番	福知山市	三俣自治会	6.3	220.0	13.0	2			1	4.管理者	
262011007	田野口池	たのくちいけ	京都府	福知山市	字田野小学石ノ本810番	大字田野中	口田野自治会長	10.8	34.6	53.0	1	3		1	4.管理者	
262011008	田野新池	たのしんいけ	京都府	福知山市	字田野小学切下シ1077番1	自然人	田野山田農区	12.1	74.6	40.0	1	3				
262011017	遊舟池	ゆぶねいけ	京都府	福知山市	字大内山田	不明	大内部落	8.6	53.0	15.0	2	3				
262011019	大内山田奥池	おおうちやまたのおくいけ	京都府	福知山市	字大内小学宮奥1174番1	大字大内中	大内部落	6.2	210.0	21.0	1	1				
262011020	多保市大池	たのちのおおいけ	京都府	福知山市	字多保市小学内越41番	自然人	多保市大池水利組合	10.9	133.0	76.0	2			1	4.管理者	
262011026	鳶池	しまいけ	京都府	福知山市	字長田小学嶋池468番2	自然人	鳶池水利組合	4.8	105.0	20.0	2			1	4.管理者	
262011027	砂子口池	すなごちいけ	京都府	福知山市	字長田小学砂子2154番	自然人	野台田郷管理組合	4.0	60.0	23.2	3	3				
262011042	小塩津池	こしおついけ	京都府	福知山市	字岩間	自然人	岩間水利組合	7.7	76.0	50.0	2			1	4.管理者	
262011043	塩津古池	しおつふるいけ	京都府	福知山市	字岩間	岩間自治会	岩間水利組合	4.8	21.5	3.0	3	3				
262011044	塩津新池	しおつしんいけ	京都府	福知山市	字岩間	岩間自治会	岩間水利組合	6.7	31.2	10.0	2	3				
262011045	印内天王池	いんないてんのういけ	京都府	福知山市	字印内	自然人	天王池使用者団体	10.8	96.1	55.0	3	3				
262011066	葉先上池	はさきかみいけ	京都府	福知山市	字私市	福知山市	私市農区	4.3	58.7	20.0	3			1	4.管理者	
262011068	上ヶ市池	うわがいがちいけ	京都府	福知山市	字川北	大字中	上ヶ市水利組合	7.0	23.7	21.0	2	3				
262011069	川北奥池	かわきたのおくいけ	京都府	福知山市	字川北	川北自治会	大田圃水利組合	9.0	81.5	52.0	1	1				
262011070	川北口池	かわきたのくちいけ	京都府	福知山市	字川北口池	川北自治会	大田圃水利組合	4.4	112.4	8.0			2			
262011072	多光池	たごいけ	京都府	福知山市	字川北	川北自治会	太光堰	6.0	28.0	10.0			3			
262011077	三段池	さんだんいけ	京都府	福知山市	字猪崎小学ボヤシキ3000番	国	猪崎農区	11.8	75.0	137.0	1	1				
262011079	中池ノ谷池	なかいけのたにいけ	京都府	福知山市	字中	大字中	中農区	5.5	45.4	6.0	3	3				
262011082	西谷奥池	にしにおくいけ	京都府	福知山市	字中	大字中	中農区	12.6	73.0	45.0	2	3				
262011083	池部口池	いけべくちいけ	京都府	福知山市	字池部	不明	池部水利組合	10.1	75.0	8.2	2	3				
262011084	河谷奥池	かわたにおくいけ	京都府	福知山市	字池部	不明	池部水利組合	12.2	60.0	16.8	2	3				
262011085	中ノ森池	なかのもりいけ	京都府	福知山市	字善巻	大字中	善巻農区	6.1	86.8	17.0	2					
262011087	石原口池	いさくちいけ	京都府	福知山市	字石原	福知山市	三区水利組合	8.2	122.0	30.0	2			1	4.管理者	
262011088	石原新池	いさしんいけ	京都府	福知山市	字石原	福知山市	三区水利組合	6.2	59.0	48.7	2			1	4.管理者	
262011089	石原奥池	いさのおくいけ	京都府	福知山市	字石原	福知山市	三区水利組合	9.5	85.0	103.0	2			1	4.管理者	
262011090	沢野池	さわのいけ	京都府	福知山市	字土	自然人	土森林管理組合	2.2	134.0	3.0	1	3				
262011091	前田口池	まえだくちいけ	京都府	福知山市	字前田	自然人	前田農区	6.0	133.0	52.5	2	3				
262011092	東中池	ひがしなかいけ	京都府	福知山市	字前田	自然人	前田農区	8.1	95.0	18.0	2	3				
262011093	西中池	にしなかいけ	京都府	福知山市	字前田	自然人	前田農区	3.5	65.0	2.7	2	3				
262011094	西奥池	にしのおくいけ	京都府	福知山市	字前田	自然人	前田農区	12.1	44.5	16.7	2			1	4.管理者	
262011096	梅原池	うめはらいけ	京都府	福知山市	字土師	自然人	受益者管理	4.5	55.0	1.0	3			1	4.管理者	
262011101	宮の下池	みやのしたいけ	京都府	福知山市	字荒木	大塚区自治会	荒木農区	5.0	45.0	4.0	3	3				

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(注) 記載内容は、令和8年 月時点の確定値である。

令和8年 月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
262011102	新長谷池	しながたにいけ	京都府	福知山市	字天田小学長谷	自然人	岡釜戸長谷池水利組合	7.0	38.0	29.0	1	1				
262011103	長谷池	ながたにいけ	京都府	福知山市	字天田小学長谷	不明	岡釜戸長谷池水利組合	7.0	20.0	20.0	1	3				
262011104	釜戸池	かまどいけ	京都府	福知山市	字岡	不明	岡釜戸長谷池水利組合	7.7	48.5	26.0	1	3				
262011107	持原池	もちばらにいけ	京都府	福知山市	字篠尾	字篠尾字厚	福知山市	9.7	90.5	20.0	2			1	4.管理者	
262011108	清香池	せいごいけ	京都府	福知山市	字篠尾	不明	篠尾農区	7.3	25.5	7.0	3	3				
262011109	諭田池	ろんでんいけ	京都府	福知山市	字篠尾	大字厚、大字篠尾	篠尾農区	7.4	56.4	24.0	1	1				
262011110	大道池	だいでいけ	京都府	福知山市	字正明寺小学通蓮田	中ノ段耕作整理組合	耕地整理組合	6.1	129.0	21.0	3	1				
262011112	室口池	むろくちいけ	京都府	福知山市	字室	不明	室自治会	9.3	82.2	21.0	1	3				
262011113	室中池	むろなかいけ	京都府	福知山市	字室	大字室、大字正明寺、大字新田中	室自治会	8.0	153.4	15.6	1	3		1	4.管理者	
262011114	室奥池	むろおくいけ	京都府	福知山市	字室	不明	室自治会	6.8	63.7	36.0	2	3				
262011115	市寺奥池	いちでらおくいけ	京都府	福知山市	字市寺	大字中	市寺自治会	8.5	110.0	30.0	1	3				
262011116	市寺口池	いちでらくちいけ	京都府	福知山市	字市寺	大字中	市寺自治会	11.0	58.0	9.4	1			1	4.管理者	
262011120	鰻草池	ひょうたんいけ	京都府	福知山市	字厚	自然人	寿厚会	7.0	76.5	9.6	2	3				
262011121	本庄池	ほんじょういけ	京都府	福知山市	字新庄	自然人	新庄農区	5.5	26.0	2.5				3		
262011123	岩井旧池	いわいきゆういけ	京都府	福知山市	字岩井	大字中	岩井農区	9.3	20.0	10.0	2			1	4.管理者	
262011131	和久寺下池	わくでらしもいけ	京都府	福知山市	字和久寺池ノ谷210	大字中	和久寺農区	7.5	43.0	7.5	1	1				
262011132	和久寺奥池	わくでらおくいけ	京都府	福知山市	字和久寺イモ田383	大字中	和久寺農区	9.9	68.5	29.0	2	3				
262011137	高茶池	こうらいいけ	京都府	福知山市	字今安	不明	今安農区	6.8	25.4	9.5	3	3				
262011139	大門1号池	だいいもんごういけ	京都府	福知山市	字大門	不明	大門畑池水利組合	9.0	37.0	9.0	1	3				
262011140	大門2号池	だいいもんごういけ	京都府	福知山市	字大門	大字中	大門畑池水利組合	9.1	79.0	7.8	1	3				
262011141	大門3号池	だいいもんごういけ	京都府	福知山市	字大門	大字中	大門畑池水利組合	7.1	53.0	14.8	1	3				
262011142	段畑池	だんばたいけ	京都府	福知山市	字大門	大字中	大門畑池水利組合	5.8	24.0	1.0	3	3				
262011145	袋3号池	ふくらさんごういけ	京都府	福知山市	字大門	自然人	南大門農区	7.7	55.0	2.0	2			1	4.管理者	
262011148	袋1号池	ふくらいちごういけ	京都府	福知山市	字大門	不明	自然人	4.5	39.0	1.2	3			1	4.管理者	
262011149	袋池	ふくらいけ	京都府	福知山市	字大門	大字拝師中	自然人	8.5	35.0	18.0	2	3				
262011158	寺池	てらいけ	京都府	福知山市	字口榎原	福知山市	口榎原農区	5.5	39.0	1.5				3		
262011162	太田池	おおたにいけ	京都府	福知山市	字石場	大字中	石場自治会	7.2	107.2	38.0	1	2		1	4.管理者	
262011163	奥ヶ市池	おくがいちいけ	京都府	福知山市	字北山小学奥ヶ市717番	大字中	奥ヶ市池水利組合	7.4	69.7	7.5	2	3				
262011165	樽水旧池	たるみきゆういけ	京都府	福知山市	字樽水	不明	樽水旧池農区水利組合	7.8	34.8	9.0	3	3				
262011166	樽水新池	たるみしんいけ	京都府	福知山市	字樽水	不明	樽水旧池農区水利組合	10.0	33.0	4.4	2			1	4.管理者	
262011171	豊富用水池	とよみよすいけ	京都府	福知山市	字奥榎原	福知山市豊富用水土地改良区	福知山市豊富用水土地改良区	28.6	157.0	995.0	1	3				
262011172	桂池	かつらいけ	京都府	福知山市	字拝師	大字中	拝師自治会	7.6	40.0	14.0	2	3				
262011174	狭間池	はさまいけ	京都府	福知山市	字荒河	自然人	狭間池水利組合	3.0	30.0	1.5	3	3				
262011175	長谷上池	ながたにかみいけ	京都府	福知山市	字上小田小学長谷297番	六十内株	六十内自治会	9.6	52.9	7.5	1	3		1	4.管理者	
262011176	長谷下池	ながたにしもいけ	京都府	福知山市	字上小田小学長谷296番	六十内株	六十内自治会	6.0	30.0	0.5				2		
262012009	井ノ奥池	いのおくいけ	京都府	福知山市	三和町千束	不明	千束農区	14.5	154.0	22.0	2					
262012013	梅原新池	うめはらしんいけ	京都府	福知山市	三和町梅原	大字中	梅原新池組合	4.7	76.2	10.0	1	3				
262012014	広戸池	ひろといけ	京都府	福知山市	三和町梅原	大字中	広戸池水利組合	4.7	38.0	8.0	3	3				
262013008	小倉池	おぐらいけ	京都府	福知山市	夜久野町小倉	大字中	岡野水利組合	5.2	63.0	21.5	2			1	4.管理者	
262013014	甲子池	こうしんいけ	京都府	福知山市	夜久野町三谷	不明	甲子池水利組合	10.0	38.0	5.5	2	3				
262014004	井ノ奥池	いのおくいけ	京都府	福知山市	大江町北有路	大字中	北三、北四農区	7.9	55.6	12.5	1	3		1	4.管理者	
262014006	森池	もりいけ	京都府	福知山市	大江町南有路	不明	森池水利組合	6.4	28.8	18.0	3					
262014009	漆畑池	うるしばたいけ	京都府	福知山市	大江町夏間	自然人	夏間区	6.1	42.0	8.8	1	2				
262021001	登尾池	のぼりおいけ	京都府	舞鶴市	字登尾小学大石谷792番地	舞鶴市	登尾自治会	13.5	51.0	18.0	2	3				
262021002	田中池	たなかいけ	京都府	舞鶴市	字田中小字民シゲ	舞鶴市	田中農事組合	7.7	115.0	28.0				1		
262021003	泉源寺池	せんげんじいけ	京都府	舞鶴市	字泉源寺小学倉谷848番	自然人	泉源寺農事組合	7.5	107.0	25.0	1	3				
262021004	宮谷池(満戻)	みやだにいけ	京都府	舞鶴市	字満戻小学宮谷	舞鶴市	満戻元字会	7.3	50.0	11.0		3	1			
262021005	越行池(満戻)	こすぎょういけ	京都府	舞鶴市	字満戻小学越行	舞鶴市	満戻元字会	2.7	51.0	5.0		3				
262021006	宮谷池(大宮)	みやだにいけ	京都府	舞鶴市	字行永小学宮ヶ谷	舞鶴市	大宮自治会	13.5	52.0	11.0		3	2			
262021007	芥子谷池	けしだにいけ	京都府	舞鶴市	字行永小学芥子谷1678番地	行永耕地整理組合	芥子谷溜池水利組合	12.0	69.0	15.0	2	3		1	4.管理者	
262021008	赤迫池	あかさこいけ	京都府	舞鶴市	字行永小学赤迫	舞鶴市	八反田水利組合	7.5	107.0	34.2	2	3				
262021009	芦ノ町池	あしのまちいけ	京都府	舞鶴市	字与保呂小学芦ノ町1636番外	自然人	芦ノ町ため池運営協議会	13.1	74.0	92.0	2	3				
262021011	砂波上池	さばかみいけ	京都府	舞鶴市	字福来小学砂波	舞鶴市	字福来元字会	11.0	77.0	18.0				2	1	4.管理者
262021013	森安池	もりやすいけ	京都府	舞鶴市	福来小学森安941番地	舞鶴市	倉谷農事組合	6.6	88.0	24.0	2	3				
262021016	北谷池	きただにいけ	京都府	舞鶴市	字万願寺小学北谷	舞鶴市	万願寺町内会	6.5	52.0	8.0	3			1	4.管理者	
262021017	湯ノ口池	ゆのくちいけ	京都府	舞鶴市	字今田小学湯ノ口1359番の一部	舞鶴市	今田農事組合	15.5	56.0	18.0	2	3				
262021024	佐織谷池	さおりだにいけ	京都府	舞鶴市	字下東佐織谷	舞鶴市	下東区	5.4	62.0	12.0	1	3				
262021029	豊池	とよいけ	京都府	舞鶴市	字上福井小学カクシ632番の1、字上福井小学上福井191番10の一部	舞鶴市	上東農事組合、上福井農事組合	9.0	42.0	72.0	2			1	4.管理者	

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(注) 記載内容は、令和8年 月時点の確定値である。

令和8年 月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
262021033	薬師池	やくしけい	京都府	舞鶴市	宇志高小字薬師356番地	舞鶴市	志高区	2.3	55.0	6.0	2					
262021034	堂ノ奥池	どうのおくいけ	京都府	舞鶴市	宇桑銅下小字堂ノ奥10062番2	舞鶴市	桑銅下自治会	7.0	43.0	7.0	3	3				
262031002	竜弘池	りゅうふういけ	京都府	綾部市	味方町龍弘21、22番	阿蘇群綾部町	竜弘池水利組合	6.4	46.0	3.4			2			
262031003	又池	またいけ	京都府	綾部市	味方町薬師谷1番72の1	阿蘇群綾部町	味方上水利組合	5.4	40.0	12.0	2					
262031005	奥の谷池	おくのたにいけ	京都府	綾部市	味方町奥ノ谷20番2	阿蘇群綾部町	味方下水利組合	7.6	60.0	25.0	2					
262031012	山の神池	やまのかみいけ	京都府	綾部市	上延町山ノ神28番	大字延中	上延町農家組合	3.5	89.0	12.0	2	3		1	4.管理者	
262031017	東の段池	ひがしのだんいけ	京都府	綾部市	安場町東谷40番	大字安場中	安場町自治会	4.1	37.0	3.8	3	3				
262031020	戸石下池	いししたまいけ	京都府	綾部市	位田町戸石4、7番	自然人	戸石池水利組合	5.8	56.0	13.5	2	3				
262031023	福壇上池	ふきがきかみいけ	京都府	綾部市	豊里町福壇135番	阿蘇郡以久田村	福壇区	5.0	32.0	0.9	3	3				
262031032	鐘新池	かねしんいけ	京都府	綾部市	鐘町大森町小堤10番	阿蘇郡以久田村	鐘自治会	6.0	87.0	28.0	2	3				
262031036	小西上池	こにしかみいけ	京都府	綾部市	小西町下前田12番	綾部市	小西町自治会農事部	3.6	97.0	17.0	2	3				
262031039	奥の畑池	おくのはたけ	京都府	綾部市	小西町荒神下41番	阿蘇郡小畑村字小西	小西町自治会農事部	6.9	40.0	2.7	3	3				
262031045	寺内池	てらうちいけ	京都府	綾部市	鍛冶屋町寺内1番	阿蘇郡小畑村字鍛冶屋	鍛冶屋自治会	11.1	63.6	32.2	2	3	1	4.管理者		
262031054	深田池	ふかたけい	京都府	綾部市	小畑町深田44番、45番、53番	自然人	自然人	4.7	34.2	0.9	3	3				
262031063	紺屋谷池	こんやだにけい	京都府	綾部市	小畑町松原123番	阿蘇郡小畑村字中	小畑町水利組合	5.5	38.0	2.7	3	3				
262031071	姥ヶ池	うばがけい	京都府	綾部市	私市町堂ヶ谷	不明	私市東自治会	2.0	31.0	1.6	3	3	1	4.管理者		
262031075	早間池	はやまいけ	京都府	綾部市	物部町早間尻12番	阿蘇郡物部村	早間池水利組合	7.5	142.0	79.5	1	3				
262031076	鷹ヶ谷池	たきがたにいけ	京都府	綾部市	物部町南中橋手	綾部市	不明	5.8	40.0	20.0	2					
262031079	市ヶ塚池	いちがづぼいけ	京都府	綾部市	物部町市ヶ塚32番	阿蘇郡物部村	市ヶ塚水利組合	2.7	67.0	8.7	3		1	4.管理者		
262031082	池谷池	いけたにいけ	京都府	綾部市	物部町中野94番	阿蘇郡物部村	早間池水利組合	4.1	86.0	4.8	3					
262031104	口山王池	くちさんのういけ	京都府	綾部市	西坂町山王5番、5番2	阿蘇郡物部村	不明	5.0	62.7	5.0	3	3				
262031112	北谷池	きただにいけ	京都府	綾部市	新庄町北9番、9番2	阿蘇郡物部村	不明	4.2	40.0	1.5	3		1	4.管理者		
262031115	三本松池	さんぼんまついけ	京都府	綾部市	新庄町水上6番1	阿蘇郡物部村	新庄大池水利組合	5.7	36.0	23.5	2	3				
262031120	新宮池	しんぐういけ	京都府	綾部市	新庄町仲2番	阿蘇郡物部村	不明	3.0	56.0	2.0	3					
262031122	門谷池	かどたにいけ	京都府	綾部市	白道路門谷2番1、2番2	阿蘇郡物部村	門谷池委員会	6.8	90.0	30.0	2					
262031126	大畑池	おおはたけい	京都府	綾部市	白道町門谷39番1、84番1、35番1	阿蘇郡物部村	大畑池水利組合	9.0	103.0	25.0	2					
262031130	普光寺池	ふこうじいけ	京都府	綾部市	志賀岡町普光寺1-1外	自然人	下田圃井根	8.7	95.0	28.0	2	3				
262031131	市殿口池	いちどのくちいけ	京都府	綾部市	志賀岡町市殿口1B	自然人	自然人	4.6	34.0	0.7	3	3				
262031136	鳥居奥池	とりのおくいけ	京都府	綾部市	金河内町鳥居奥26番1外	自然人	金河内町自治会	10.0	71.0	12.0	2		1	4.管理者		
262031139	栢ノ木池	かやのきいけ	京都府	綾部市	坊口町	自然人	栢ノ木岩本両池水利組合	5.4	60.0	15.0	3					
262031145	矢保根池	やはねいけ	京都府	綾部市	西方町矢保根73	自然人	矢保根池水路組合	10.0	49.0	27.0	2	3				
262031147	長尾池	ながおいけ	京都府	綾部市	西方町長尾1番	自然人	自然人	5.0	103.0	20.0	1	3				
262031152	破堰池	はせいけい	京都府	綾部市	有岡町破堰26番1	綾部市	有岡町振興組合	8.1	59.0	20.4	2		1	4.管理者		
262031156	焼山上池	やきやまかみいけ	京都府	綾部市	多田町池ノ内14番1	綾部市	多田町自治会	7.1	74.2	30.4	1	3		1	4.管理者	
262031157	焼山下池	やきやましおいけ	京都府	綾部市	多田町池ノ内12番1	綾部市	多田町自治会	4.6	74.0	19.2	1	3		1	4.管理者	
262031162	八重坂池	やえざかいけ	京都府	綾部市	上八田町八重坂1番1外	自然人	八重坂組合	5.4	91.0	26.0	2		1	4.管理者		
262031164	白田池	しろたいけ	京都府	綾部市	七百石町白田	自然人	白田池管理組合	6.0	54.0	24.0	2		1	4.管理者		
262031167	宮の谷池	みやのたにいけ	京都府	綾部市	中筋町宮ノ谷3番1外	自然人	自然人	6.2	54.6	5.4	3		1	4.管理者		
262031170	ヨゴミ池	よごみいけ	京都府	綾部市	岡安町中池21番1外	自然人	中池水利組合	3.4	26.0	1.2	3		1	4.管理者		
262031190	清水奥池	しみずおくいけ	京都府	綾部市	上杉町清水奥9番	自然人	自然人	8.6	51.0	12.0	2	3				
262031193	東谷池	ひがしたにいけ	京都府	綾部市	上杉町東山	自然人	野瀬自治会	5.8	29.0	2.0	3	3				
262031196	奥池	おくいけ	京都府	綾部市	鷹栖町	自然人	鷹栖水利組合	9.0	68.7	18.0	1	3				
262031197	鷹栖新池	たかすしんいけ	京都府	綾部市	鷹栖町	自然人	鷹栖水利組合	13.4	48.0	13.0	1	3	1	4.管理者		
262031199	堂の奥池	どうのおくいけ	京都府	綾部市	下八田町上谷	阿蘇郡山家村字西原跡地整理組合	綾部市西原土地改良区	11.1	85.0	48.0	3	3				
262031201	鍛冶屋池	かじやいけ	京都府	綾部市	下原町念五郎谷11番2	自然人	鍛冶屋池水利管理組合	6.4	56.7	4.8	1	2				
262031203	井根奥池	いねおくいけ	京都府	綾部市	上原町松尾5番1	自然人	上原町農事組合	11.8	45.4	18.0	2					
262031206	片山池	かたやまいけ	京都府	綾部市	八津谷町片山8番4	綾部市	片山自治会	3.9	60.0	2.0	2		1	4.管理者		
262041001	段の山池	だんのやまいけ	京都府	宇治市	五ヶ庄大林50	宇治市	岡屋水利組合	4.0	50.0	3.6	3		1	4.管理者		
262051003	前田池	まえだいいけ	京都府	宮津市	宇田原宮ノ谷63	大字中	田原自治会	4.5	76.0	2.2	3		1	4.管理者		
262051005	国分池	くにふいけ	京都府	宮津市	国分	宮津市	国分自治会	8.0	35.0	4.9	2		1	4.管理者		
262061001	安町大池	やすまちおおいけ	京都府	亀岡市	安町大池7番	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	5.9	350.0	48.0	1	3				
262061003	野々神池	ののがみいけ	京都府	亀岡市	三宅町北ノ塚内46番	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	3.7	18.0	4.0	3	3				
262061004	岩ヶ谷池	いわがたにいけ	京都府	亀岡市	上矢田町岩田30番	自然人	亀岡市亀岡土地改良区	6.5	58.6	7.0		2				
262061005	新池	しんいけ	京都府	亀岡市	上矢田町岩田23番2他	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	5.6	209.0	31.0	1		1	4.管理者		
262061010	黒田池	くろだにいけ	京都府	亀岡市	上矢田町黒田10番	自然人	亀岡市亀岡土地改良区	11.2	52.0	16.6	2	3				
262061012	五反田池	ごたんだにいけ	京都府	亀岡市	下矢田町五反田36番	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	5.4	95.0	28.0	2		1	4.管理者		
262061013	古池	ふるいけ	京都府	亀岡市	下矢田町古池1番他	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	7.5	62.0	30.0	2	3				
262061014	中山池	なかやまいけ	京都府	亀岡市	下矢田町中山39番1他	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	13.7	82.0	194.4	1	3				

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覽)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(注) 記載内容は、令和8年 月時点の確定値である。

令和8年 月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
262061018	中池	なかいけ	京都府	亀岡市	下矢田町砂田4番	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	4.0	89.0	4.5	3			1	4.管理者	
262061021	昭和池	しょうわいけ	京都府	亀岡市	西別院町美路下弘法7他	亀岡市	亀岡市昭和池土地改良区	24.7	77.4	394.0	1	1				
262061022	丹田池	たんだいけ	京都府	亀岡市	東別院町大野南谷2番1	亀岡市	東別院町大野区	4.5	46.0	3.0	3			1	4.管理者	
262061023	才谷池	さいだにいけ	京都府	亀岡市	東別院町大野才谷1番地	亀岡市	東別院町大野区	10.2	46.0	12.0	2	3				
262061032	上谷下池	かみたにしもいけ	京都府	亀岡市	東別院町大野上谷8番4	亀岡市	東別院町大野区	3.8	13.0	2.5	3	3				
262061033	上谷上池	かみたにかみいけ	京都府	亀岡市	東別院町大野上谷7番3	亀岡市	東別院町大野区	1.6	12.5	1.2	3	3				
262061040	谷合池	たにあいけ	京都府	亀岡市	東別院町小泉岩原	自然人	自然人	6.0	17.0	1.0	3			1	4.管理者	
262061041	うず葉池	うずばいけ	京都府	亀岡市	東別院町小泉野手27番地	自然人	自然人	6.6	20.0	2.0		2				
262061071	小谷池	こたにいけ	京都府	亀岡市	西別院町大甘野小谷16番	自然人	自然人	3.5	73.0	1.0	3	3				
262061089	大池(美路)	おおいけ	京都府	亀岡市	西別院町美路西畑20番	自然人	自然人	2.2	46.0	1.0			3			
262061095	皿谷池	さらだにいけ	京都府	亀岡市	西別院町美路戸尻1番2	亀岡市	亀岡市昭和池土地改良区	6.5	62.0	41.0	2	3				
262061098	スリバチ池	すりばちいけ	京都府	亀岡市	曾我部町寺拾子堀内1番	自然人	自然人	5.0	88.0	3.0	3			1	4.管理者	
262061099	恋谷池	こいたにいけ	京都府	亀岡市	曾我部町寺恋谷12番	亀岡市	曾我部町寺区	10.1	69.0	15.0	2	3				
262061101	黄池	とらいけ	京都府	亀岡市	曾我部町穴太口山116番地	不明	穴太西地区水利組合長	5.0	138.0	9.1	3			1	4.管理者	
262061102	横輪池	よこわいけ	京都府	亀岡市	曾我部町寺貝ノ庄10番	亀岡市	曾我部町寺区	9.0	64.0	18.5	1	1				
262061106	太田上池	おおたかみいけ	京都府	亀岡市	穉田野町太田川ノ上15-3 他	亀岡市	穉田野町太田区	6.0	126.5	8.0	3			1	4.管理者	
262061107	太田新池	おおたしんいけ	京都府	亀岡市	穉田野町太田石堀内4番1	亀岡市	穉田野町太田区	5.2	287.0	12.0	2	3				
262061108	太田中池	おおたなかいけ	京都府	亀岡市	穉田野町太田石堀内16.5-2番地	亀岡市	穉田野町太田区	2.6	208.0	21.0	2			1	4.管理者	
262061112	旧新池	きゅうしんいけ	京都府	亀岡市	穉田野町鹿谷丸ヶ茶141番地	亀岡市	穉田野町鹿谷区	5.1	145.0	21.0	2			1	4.管理者	
262061109	越池	こしいけ	京都府	亀岡市	穉田野町鹿谷西川50番他	亀岡市	穉田野町鹿谷区	3.9	95.0	9.0	3			1	4.管理者	
262061116	町ヶ谷池	まちがたにいけ	京都府	亀岡市	穉田野町棉花宮ノ奥24番地	亀岡市	穉田野町棉花区	9.0	29.5	31.0	1	3		1	4.管理者	
262061119	古池	ふるいけ	京都府	亀岡市	穉田野町奥条登ヶ畑56番地	亀岡市	穉田野町奥条区	6.6	62.0	11.0	2			1	4.管理者	
262061122	大正池	たいしょういけ	京都府	亀岡市	穉田野町佐伯院ノ庄5 他	亀岡市	穉田野町佐伯区	12.3	180.0	111.5	1	3				
262061123	茶屋大池	ちややおおいけ	京都府	亀岡市	穉田野町佐伯下坪	亀岡市	穉田野町佐伯区	7.0	290.0	36.0	2	3				
262061128	間谷池	またこいけ	京都府	亀岡市	本梅町并手間谷5番	亀岡市	本梅町并手区(亀岡市西部土地改良区)	11.0	55.0	51.7	1	3				
262061130	中野新池	なかのしんいけ	京都府	亀岡市	本梅町中野池ノ尻7番	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	7.8	136.0	24.0	2	3				
262061134	南池	みなみいけ	京都府	亀岡市	本梅町中野上堀内2番2	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	3.5	41.0	3.0	3			1	4.管理者	
262061135	原谷池	はらだにいけ	京都府	亀岡市	本梅町平松原谷1番	亀岡市	本梅町平松区(亀岡市西部土地改良区)	6.3	65.0	11.0			3			
262061139	カセ谷池	かせたにいけ	京都府	亀岡市	本梅町東加舎前山13	亀岡市	亀岡市東加舎財産区	2.0	38.0	1.0	3	3				
262061148	関池	せきいけ	京都府	亀岡市	本梅町西加舎前ヶ芝48番	亀岡市	亀岡市西加舎財産区	8.0	93.0	14.0	2	3				
262061149	西加舎上池	にしあやかみいけ	京都府	亀岡市	本梅町西加舎フケ24番	亀岡市	亀岡市西加舎財産区	8.0	120.0	12.0	2			1	4.管理者	
262061150	西加舎下池	にしあやしもいけ	京都府	亀岡市	本梅町西加舎フケ23番	亀岡市	亀岡市西加舎財産区	4.0	63.0	0.8	3			1	4.管理者	
262061152	中衆新池	なかじょうしんいけ	京都府	亀岡市	本梅町西加舎昔ノ口14番1	亀岡市	亀岡市西加舎財産区	6.0	47.0	3.0	3	3				
262061153	西池	にしにいけ	京都府	亀岡市	本梅町西加舎并原22番	亀岡市	亀岡市西加舎財産区	3.0	68.0	0.8	3	3				
262061158	山の神下池	やまのかみしもいけ	京都府	亀岡市	宮前町排倉半松木2	自然人	宮前町排倉区(亀岡市西部土地改良区)	4.5	50.0	2.2	3	3				
262061161	宮川東池	みやがわがひがいけ	京都府	亀岡市	宮前町宮川東池1	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	5.7	138.0	12.0	2			1	4.管理者	
262061162	宮川西池	みやがわにしいけ	京都府	亀岡市	宮前町宮川西池6	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	4.2	114.0	9.0	3	3				
262061166	水船池	みずふねいけ	京都府	亀岡市	宮前町宮川水船12番	自然人	個人管理(亀岡市西部土地改良区)	3.0	41.3	0.3	3			1	4.管理者	
262061170	山ノ神下池	やまのかみしもいけ	京都府	亀岡市	宮前町宮川水船	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	6.0	50.0	4.8	3			1	4.管理者	
262061173	綿内下池	わたうちしもいけ	京都府	亀岡市	宮前町排倉綿内11	自然人	宮前町排倉区(亀岡市西部土地改良区)	4.3	71.0	4.5	3	3				
262061174	岩ヶ谷池	いわがたにいけ	京都府	亀岡市	宮前町排倉岩ノ谷1	自然人	宮前町排倉区(亀岡市西部土地改良区)	6.6	30.0	7.5	2	3				
262061176	小池谷池	こいけだにいけ	京都府	亀岡市	宮前町排倉小池ヶ谷1番	自然人	宮前町排倉区(亀岡市西部土地改良区)	3.8	49.0	2.0	3			1	4.管理者	
262061177	山ノ神池	やまのかみいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前大見ヶ谷58番	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	10.6	93.0	12.0	2			1	4.管理者	
262061178	捨谷池	すてだにいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前捨谷20番	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	6.6	50.0	6.0	3			1	4.管理者	
262061179	谷奥中池	たにおくなかいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前上谷奥13番	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	8.3	61.0	22.0	2	3				
262061180	谷奥下池	たにおくしもいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前上谷奥12番	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	5.6	81.0	15.0	2	3				
262061189	寺ヶ谷中池	てらがたになかいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前狭間60番	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	3.6	31.0	0.7	3	3				
262061190	寺ヶ谷下池	てらがたにしもいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前狭間26番	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	2.4	20.0	0.6	3			1	4.管理者	
262061193	北奥池	きたおおいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前北ノ奥57番	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	1.4	38.0	2.0	1	3				
262061198	細原中池	ほそはらなかいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前細原12番	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	3.5	30.0	1.3	3			1	4.管理者	
262061199	金蓮池	かなばすいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前金蓮55番	亀岡市	亀岡市西部土地改良区	4.5	25.0	2.0	3	3				
262061200	松熊大池	まつくまおおいけ	京都府	亀岡市	東本梅町松熊朝ヶ谷	不明	亀岡市東本梅土地改良	3.2	41.0	3.0	3			1	4.管理者	
262061201	君谷池	きみだにいけ	京都府	亀岡市	東本梅町大内高尾	不明	東本梅町大内区、亀岡市東本梅町土地改良区	8.3	47.5	9.0	3			1	4.管理者	
262061204	奥ノ原池	おくのはらいけ	京都府	亀岡市	東本梅町大内奥ノ原55番	大内生産森林組合	東本梅町大内区、亀岡市東本梅町土地改良区	11.6	143.0	54.0	1	2		1	4.管理者	
262061211	赤熊大池	あかくまおおいけ	京都府	亀岡市	東本梅町赤熊西山口55番	亀岡市	東本梅町赤熊区、亀岡市東本梅町土地改良区	6.1	292.0	25.1	2	3				
262061212	大谷新池	おおたにしんいけ	京都府	亀岡市	東本梅町東大谷山根17番1	亀岡市	亀岡市東本梅町土地改良区	3.5	105.0	2.5	3	3				
262061214	大池(小金岐)	おおいけ	京都府	亀岡市	大井町小金岐北浦6番	亀岡市	小金岐農家組合	3.7	230.0	20.0	1	3				
262061218	合同新池	ごうどうしんいけ	京都府	亀岡市	大井町小金岐大門1番1	自然人	小金岐農家組合	4.2	153.5	8.0	3			1	4.管理者	

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覽)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(注) 記載内容は、令和8年 月時点の確定値である。

令和8年 月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考	
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者		
262061219	新池(小金岐)	しんいけ	京都府	亀岡市	大井町小金岐池33番	亀岡市	小金岐農家組合	3.3	96.4	5.0	3			1	4.管理者		
262061224	水神池	すいじんいけ	京都府	亀岡市	大井町南金岐清水42番	亀岡市	亀岡南金岐土地改良区	3.0	40.0	2.5	3	3					
262061228	新池(北金岐)	しんいけ	京都府	亀岡市	大井町北金岐	亀岡市	大井町北金岐区	3.6	136.0	4.0	1	3					
262061229	青谷池	あおたにいけ	京都府	亀岡市	大井町南金岐谷口5番、6番合併	亀岡市	亀岡南金岐土地改良区	7.0	150.0	15.0	2	3					
262061233	真池	まいけ	京都府	亀岡市	千代川町湯井西防17番	亀岡市	千代川町湯井区	4.2	56.0	8.5	3	3					
262061234	湯井新池	ゆいしんいけ	京都府	亀岡市	千代川町湯井北防124番	亀岡市	千代川町湯井区	6.7	185.0	45.0	1	3		1	4.管理者		
262061236	湯井大池	ゆいおおいけ	京都府	亀岡市	千代川町湯井西防18番	亀岡市	千代川町湯井区	4.8	120.0	15.0	2	3		1	4.管理者		
262061237	湯井奥池	ゆいおくいけ	京都府	亀岡市	千代川町湯井	不明	千代川町湯井区	12.0	53.0	13.0	2	3					
262061238	千原上池	ちはらかみいけ	京都府	亀岡市	千代川町千原西芥ノ本32番1	亀岡市	千代川町千原区	8.5	50.0	13.3	2	3					
262061239	千原中池	ちはらなかいけ	京都府	亀岡市	千代川町千原西芥ノ本31-1他	亀岡市	千代川町千原区	7.0	100.0	19.1	3	3		1	4.管理者		
262061240	千原下池	ちはらしもいけ	京都府	亀岡市	千代川町千原西芥ノ本30番1	亀岡市	千代川町千原区	4.9	153.0	9.0	3	3					
262061241	拝田新池	はいだしんいけ	京都府	亀岡市	千代川町拝田宮ノ前25番	亀岡市	千代川町拝田区	4.1	111.8	3.5	1	3					
262061242	拝田下池	はいだしもいけ	京都府	亀岡市	千代川町拝田登井谷17番	亀岡市	千代川町拝田区	3.4	42.0	4.4	3	3		1	4.管理者		
262061243	拝田宮池	はいだみやいけ	京都府	亀岡市	千代川町拝田宮ノ前6番	亀岡市	千代川町拝田区	4.2	97.0	6.0	3	3		1	4.管理者		
262061244	葛堂池	はかどういけ	京都府	亀岡市	千代川町北ノ庄西山田24	亀岡市	千代川町北ノ庄区	10.4	42.0	20.0	1	3		1	4.管理者		
262061246	北ノ庄大池	きたのしょうおおいけ	京都府	亀岡市	千代川町北ノ庄西山田20	亀岡市	千代川町北ノ庄区	10.6	84.0	51.7	1	3					
262061249	汗の池	あせのいけ	京都府	亀岡市	旭町八ヶ坪25	三俣土地改良区	三俣土地改良区	4.2	290.0	48.0	2	3					
262061254	馬路上の池	うまじかみのいけ	京都府	亀岡市	馬路町上ノ池1番	亀岡市	上の池土地改良区	4.2	390.0	121.0	1	3					
262061255	馬路中池	うまじなかいけ	京都府	亀岡市	馬路町平野沢中池265番1	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	2.6	307.0	58.0	2	3		1	4.管理者		
262061256	馬路下池	うまじしもいけ	京都府	亀岡市	馬路町平野沢下池265番2	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	3.3	185.0	51.0	2	3		1	4.管理者		
262061257	中島池	なかじまいけ	京都府	亀岡市	千歳町園分中島60番	亀岡市元千歳園分財産区	亀岡市川東土地改良区	5.0	420.0	32.2	2	3					
262061260	出雲スワ池	いずすわいけ	京都府	亀岡市	千歳町千歳白髭1番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	7.1	50.0	4.5	3	3					
262061261	段ノ池	だんのいけ	京都府	亀岡市	千歳町千歳山ノ口1番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	8.8	127.0	7.7	1	1					
262061263	新池(千歳)	しんいけ	京都府	亀岡市	千歳町千歳上ノ所21番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	7.5	30.0	2.0			2				
262061266	堂の池	どうのいけ	京都府	亀岡市	千歳町千歳上ノ所20番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	4.0	20.0	0.5	3	3		2	1	4.管理者	
262061268	的場2号池	まとばにこういけ	京都府	亀岡市	千歳町千歳山ノ口3番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	6.0	29.0	0.2	3	3					
262061275	谷山下池	たにやましもいけ	京都府	亀岡市	保津町保津山4番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	9.5	249.0	69.5	1	3					
262061276	西谷新池	にしたにしんいけ	京都府	亀岡市	保津町山中1	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	8.0	71.0	3.2	3	3		1	4.管理者		
262061277	西谷中池	にしたになかいけ	京都府	亀岡市	保津町山中6	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	11.0	54.0	2.1	2	3		1	4.管理者		
262061278	東谷池	ひがしたにしんいけ	京都府	亀岡市	保津町山中7	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	8.0	43.0	2.8	3	3		1	4.管理者		
262061279	牛洗上池	うしあらいかみいけ	京都府	亀岡市	保津町上火無76番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	4.0	26.0	2.7	3	3		1	4.管理者		
262061281	丹田上池	たんだかみいけ	京都府	亀岡市	保津町上火無74番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	10.0	35.0	7.8	2	3					
262061282	丹田下池	たんだしもいけ	京都府	亀岡市	保津町上火無75番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	6.0	25.0	1.3	3	3		1	4.管理者		
262061283	山ノ坊池	やまのぼういけ	京都府	亀岡市	保津町山ノ坊6番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	4.0	29.0	0.3	3	3		1	4.管理者		
262061284	菘葉谷上池	くみだにわかみいけ	京都府	亀岡市	古世町東向日林34	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	9.4	110.0	144.0	1	3					
262061285	菘葉谷中池	くみだになかいけ	京都府	亀岡市	古世町東向日林35番1・4	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	7.0	60.0	105.0	1	3					
262061286	菘葉谷下池	くみだにしもいけ	京都府	亀岡市	篠町浄法寺菘葉谷5番1	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	8.2	75.0	47.6	1	3					
262061287	大日谷池	だいにちだにいけ	京都府	亀岡市	篠町広田3丁目29番1	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	5.3	50.0	5.0	3	3					
262061288	汁沢池	しるさわいけ	京都府	亀岡市	篠町王子東長尾1番	不明	亀岡市篠町土地改良区	19.2	55.0	152.0	2	3					
262061289	門田池	かどたいけ	京都府	亀岡市	篠町王子門田53番	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	5.0	56.0	6.1	3	3		1	4.管理者		
262061293	柿ヶ谷下池	かきがたにしもいけ	京都府	亀岡市	篠町藤上長尾73番	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	10.0	40.0	15.0	2	3		1	4.管理者		
262061294	畠田上池	はたけだかみいけ	京都府	亀岡市	篠町藤合野野28番	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	3.5	80.0	22.0	2	3					
262061295	畠田下池	はたけだしもいけ	京都府	亀岡市	篠町藤合野野36番	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	5.7	120.0	24.8	2	3					
262061299	政助池	まさすけいけ	京都府	亀岡市	篠町藤下長尾23番	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	6.4	40.0	6.0	3	3					
262061301	向谷池	むかいだにいけ	京都府	亀岡市	篠町藤下長尾36番	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	6.5	60.0	11.0	2	3		1	4.管理者		
262061310	袋谷池	ふくろだにいけ	京都府	亀岡市	篠町森袋谷45番1	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	7.6	79.6	35.9	1	3		1	4.管理者		
262061319	桃原池	ももはらいけ	京都府	京都市	右京区嵯峨桃原西桃原2	総原生産森林組合	亀岡市川東土地改良区	11.5	68.0	128.0	1	3					
262061320	西ヶ谷池	にしがたにいけ	京都府	京都市	右京区嵯峨桃原桃原10乙	総原生産森林組合	三俣土地改良区	26.6	97.1	255.0	1	3		1	4.管理者		
262061311	袋谷小池	ふくろだにこいけ	京都府	亀岡市	篠町森前山6-1	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	11.7	35.0	10.0	2	3		1	4.管理者		
262061316	出葉池	ゆずりはいけ	京都府	亀岡市	篠町広田出葉40番、40番-1	亀岡市篠町土地改良区	亀岡市篠町土地改良区	2.8	282.0	15.0	1	3		1	4.管理者		
262061322	三俣調整池	みまたちようせいいけ	京都府	亀岡市	旭町三俣2-5他	三俣土地改良区	三俣土地改良区	6.1	529.0	75.0	2	3		1	4.管理者		
262131001	下寺池	しもでらいけ	京都府	南丹市	美山町長谷立6	不明	自然人	2.1	63.0	1.5	3	3		1	4.管理者		
262081001	須大寺池	すだいしんいけ	京都府	向日市	物集女地内	物集女財産区	物集女農家組合	5.1	63.0	3.0	3	3		1	4.管理者		
262081002	大池	おおいけ	京都府	向日市	物集女地内	物集女財産区	物集女農家組合	2.6	38.0	4.0	3	3		1	4.管理者		
262081003	主池	ぬしいけ	京都府	向日市	物集女地内	物集女財産区	物集女農家組合	8.3	70.0	18.8	2	3		1	4.管理者		
262081004	パンチ池	ぱんちいけ	京都府	向日市	物集女地内	物集女財産区	物集女農家組合	7.2	35.0	7.1	3	3		1	4.管理者		
262081005	青屋池	あおやいけ	京都府	向日市	物集女地内	物集女財産区	物集女農家組合	7.2	36.0	4.4	3	3		1	4.管理者		
262081006	ハマリ池	はまりいけ	京都府	向日市	物集女地内	物集女財産区	物集女農家組合	4.2	42.0	2.2	3	3		1	4.管理者		

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(注) 記載内容は、令和8年 月時点の確定値である。

令和8年 月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
262081007	行者池	ぎょうしゃいけ	京都府	向日市	物業女地内	物業女財産区	物業女農家組合	6.0	25.0	4.0	3			1	4.管理者	
262081010	弁天池	べんてんいけ	京都府	向日市	寺戸町芝山4	寺戸財産区	寺戸農家組合、 寺戸財産区	7.7	72.0	14.0	2			1	4.管理者	
262081011	新池	しんいけ	京都府	向日市	寺戸町芝山5	寺戸財産区	寺戸農家組合、 寺戸財産区	10.8	48.0	22.0	2			1	4.管理者	
262081014	はりこ池	はりこいけ	京都府	向日市	寺戸町古城15	寺戸財産区	寺戸農家組合、 寺戸財産区	5.1	79.0	30.0	1	3		1	4.管理者	
262091002	権伏池	ぎじょういけ	京都府	長岡京市	今里北平尾2	今里財産区	今里土地改良区	9.9	103.0	21.0	1	3		1	4.管理者	
262091003	放生池	ほうじょういけ	京都府	長岡京市	粟生西条内24	今里財産区	今里土地改良区	11.4	57.0	35.0	1	3		1	4.管理者	
262091004	長池	ながいけ	京都府	長岡京市	粟生清水谷50	粟生財産区	粟生農家組合	6.4	70.0	6.0	3			1	4.管理者	
262091005	粟生谷田池	あおたにだけ	京都府	長岡京市	粟生清水谷51	粟生財産区	粟生農家組合	5.7	135.0	6.0	3			1	4.管理者	
262091007	観音寺池	かんのんじいけ	京都府	長岡京市	粟生清水谷60	粟生財産区	粟生農家組合	8.1	50.0	10.0	1	3		1	4.管理者	
262091009	長法寺新池	ちやうほうしんいけ	京都府	長岡京市	長法寺祭ノ神28	長法寺財産区	長法寺土地改良区	7.6	109.7	21.0	1	3		1	4.管理者	
262091012	天神池	てんじんいけ	京都府	長岡京市	今里4丁目21-1,2	今里財産区	今里土地改良区	4.1	163.0	5.0	2			1	4.管理者	
262091014	薬師池下池	やくしいけしもいけ	京都府	長岡京市	今里薬師堂26	今里財産区	今里土地改良区	4.3	102.0	3.0	1			1	4.管理者	
262091016	セツ池	ななついけ	京都府	長岡京市	今里南平尾10	今里財産区	今里土地改良区	3.0	50.0	4.0			3	1	4.管理者	
262091018	八条ヶ池	はちじょうがけいけ	京都府	長岡京市	天神2丁目48-1,4,5,6,7,8	開田財産区	開田農家組合	4.2	430.0	21.0	1	3		1	4.管理者	
262091031	原田池	わらだけいけ	京都府	長岡京市	金ヶ原原田45	金ヶ原財産区	金ヶ原農家組合	11.5	32.0	8.0	2			1	4.管理者	
262091032	金原寺池	こんげんじいけ	京都府	長岡京市	金ヶ原谷田4	金ヶ原財産区	金ヶ原農家組合	9.5	45.0	1.5	1	1				
262091033	鎮守池	ちんじゆいけ	京都府	長岡京市	金ヶ原上ノ谷18	金ヶ原財産区	金ヶ原農家組合	8.0	50.0	3.0			3	1	4.管理者	
262091034	戸原池	あしわらいけ	京都府	長岡京市	金ヶ原御所ノ内13	金ヶ原財産区	金ヶ原農家組合	7.2	52.0	9.4	1	2				
262101006	内里池	うちさといけ	京都府	八幡市	内里女谷35番地	大字中(内里区)	内里農家実行組合	4.2	374.0	108.0	2					
262111009	真谷池	せめたにいけ	京都府	京田辺市	大住真谷25	綴喜郡大住村(京田辺市)	岡村区区長	5.5	98.0	7.7						
262111011	尼ヶ池	あまがけいけ	京都府	京田辺市	田辺尼ヶ池26-1	京田辺市	田辺区区長	5.4	92.0	14.0	1	3		1	4.管理者	
262111013	竹ノ脇池	たけのわきいけ	京都府	京田辺市	田辺竹ノ脇33	綴喜郡田辺町大字田辺(京田辺市)	田辺区区長	6.8	195.0	24.0	1	3		1	4.管理者	
262111018	興戸大池	こうおおけいけ	京都府	京田辺市	興戸川原谷111	綴喜郡田辺町(京田辺市)	興戸農家実行組合長	6.3	100.0	30.0	1	3				
262111019	興戸新池	こうしんいけ	京都府	京田辺市	興戸南録立129	大字中(京田辺市)	興戸農家実行組合長	6.5	87.0	10.2	1	3				
262111020	庵池	あんいけ	京都府	京田辺市	興戸南録立100	大字中(京田辺市)	興戸農家実行組合長	5.6	29.5	4.8	3					
262111030	宮ノ下池	みやのしたいけ	京都府	京田辺市	宮津佐牙垣内2	大字中(京田辺市)	江津農家組合長	5.4	146.0	6.9	3					
262121001	新宮谷池	しんぐだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町内記	京丹後市	内記区	6.6	76.0	21.0	2			1	4.管理者	
262121002	尼ヶ谷池	あまがたにいけ	京都府	京丹後市	峰山町内記	京丹後市	内記区	5.5	39.0	3.0	3			1	4.管理者	
262121003	上堤池	うわづつみいけ	京都府	京丹後市	峰山町内記	京丹後市	内記区	5.3	31.0	6.0	2			1	4.管理者	
262121004	有田池	ありたにいけ	京都府	京丹後市	峰山町内記	京丹後市	内記区	4.7	72.0	12.0	2			1	4.管理者	
262121005	須ヶ前池	すがまえいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山	京丹後市	荒山区	3.8	19.0	0.5	3			1	4.管理者	
262121006	井行内池	いごちいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山	京丹後市	荒山区	6.6	32.0	3.6	3			1	4.管理者	
262121008	一番谷池	いちばんだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山小字巻香番224番	京丹後市	荒山区	2.1	62.0	54.0	1	3		1	4.管理者	
262121009	上谷池	うえたにいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山小字上谷63番38	京丹後市	荒山区	7.1	42.0	12.0	2			1	4.管理者	
262121010	福井谷池	ふくいだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山	京丹後市	荒山区	5.2	141.0	70.0	1	2		1	4.管理者	
262121011	黒田池	くろたにいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山小字黒田265番1	京丹後市	荒山区	4.1	206.0	12.0	2			1	4.管理者	
262121014	中池	なかいけ	京都府	京丹後市	峰山町新町小字スワ925番	京丹後市	新町区	6.0	94.0	21.0	1	3		1	4.管理者	
262121015	新池	しんいけ	京都府	京丹後市	峰山町新町	京丹後市	新町区	6.0	86.0	18.0	2			1	4.管理者	
262121016	追坂池	おつきがいけ	京都府	京丹後市	峰山町新町	京丹後市	新町区	6.7	86.0	36.0	2			1	4.管理者	
262121017	温水池	おんすいいけ	京都府	京丹後市	峰山町新町小字スワ21番、921番1	京丹後市	新町区	6.3	60.0	20.0	1	3		1	4.管理者	
262121018	上八幡池	かみはちまんいけ	京都府	京丹後市	峰山町長岡小字上八幡1460番	京丹後市	長岡区	4.3	92.0	35.0	1	3		1	4.管理者	
262121019	通り谷池	とおりだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町長岡小字通り谷1110番1	京丹後市	長岡区	4.2	63.0	25.0	1	3		1	4.管理者	
262121020	口数谷池	くちきだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町長岡小字敷谷1239番	京丹後市	長岡区	5.3	53.0	54.0	1	3		1	4.管理者	
262121026	けいとく池	けいとくいけ	京都府	京丹後市	峰山町二箇	京丹後市	二箇区	3.6	35.0	1.0	3	3				
262121032	蔵の谷池	くらのだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町新治小字蔵之谷737番	京丹後市	新治区	7.1	58.9	12.0	2	3				
262121033	上すべ内池	かみすべうちいけ	京都府	京丹後市	峰山町菅小字管内30番	京丹後市	菅区	5.8	61.7	24.8	1	1				
262121034	下すべ内池	しもすべうちいけ	京都府	京丹後市	峰山町菅小字管内26番	京丹後市	菅区	5.2	63.9	21.7	1	1				
262121035	池の谷池	いけのだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町菅小字池ノ谷55番2	京丹後市	菅区	5.4	42.0	8.0	2			1	4.管理者	
262121037	先の枝池	さきのえだいけ	京都府	京丹後市	峰山町安小字先ノ枝712番	京丹後市	安区	5.4	48.8	5.0	3	3	3			
262121039	合邦池	がっぽういけ	京都府	京丹後市	峰山町吉原87番、88番1	京丹後市	京丹後市	9.0	46.0	10.0			2	1	2.市町村	
262121049	鶴尾池	つるおいけ	京都府	京丹後市	峰山町丹波小字鶴尾1178番	京丹後市	丹波区	5.0	45.0	18.0	2					
262121050	松ヶ谷池	まつがたにいけ	京都府	京丹後市	峰山町丹波	京丹後市	丹波区	4.4	39.2	7.5	3			1	4.管理者	
262121051	金比羅池	こんびらいけ	京都府	京丹後市	峰山町杉谷小字奥山1149番	京丹後市	杉谷農家組合	6.0	59.0	9.0			1			
262122005	あしわら池	あしわらいけ	京都府	京丹後市	大宮町河辺	京丹後市	河辺区	1.5	30.0	0.5	3			1	4.管理者	
262122009	深田池	ふかたにいけ	京都府	京丹後市	大宮町周积小字深田1214番	京丹後市	周积区	6.0	109.0	50.0	2			1	4.管理者	
262122010	幾坂池	いくさかいけ	京都府	京丹後市	大宮町周积小字幾坂397番	京丹後市	周积区	8.2	105.0	50.0	1	2		1	4.管理者	
262122011	佐坂池	ささかいけ	京都府	京丹後市	大宮町周积	京丹後市	周积区	5.5	40.9	10.0	2					
262122015	河辺内池	こうべうちいけ	京都府	京丹後市	大宮町周积小字河辺内1213番	京丹後市	周积区	4.2	73.0	18.0	2					

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覽)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(注) 記載内容は、令和8年 月時点の確定値である。

令和8年 月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
262122016	油谷池	あぶらだにいけ	京都府	京丹後市	大宮町善王寺小 字油谷1143番	京丹後市	善王寺区	6.0	117.9	24.0	2			1	4.管理者	
262122018	立臼池	たてうすいけ	京都府	京丹後市	大宮町善王寺小 字立臼8番6	京丹後市	善王寺区	4.4	102.0	20.0	1	3		1	4.管理者	
262122019	末谷口池	すえだにちいけ	京都府	京丹後市	大宮町善王寺小 字末谷815番	京丹後市	善王寺区	7.5	42.4	22.0	2			1	4.管理者	
262122020	末谷奥池	すえだにおくいけ	京都府	京丹後市	大宮町善王寺小 字末谷814番	京丹後市	善王寺区	8.0	29.9	12.3	2					
262122022	十二社奥池	じゅうにしちにおくいけ	京都府	京丹後市	大宮町口大野	京丹後市	口大野区	3.4	35.0	3.0	3			1	4.管理者	
262122023	十二社口池	じゅうにしちちいけ	京都府	京丹後市	大宮町口大野	京丹後市	口大野区	4.7	57.0	9.0	3			1	4.管理者	
262122026	三坂口池	みさかちいけ	京都府	京丹後市	大宮町三坂	京丹後市	三坂区	7.2	27.2	4.0	3					
262122027	三坂奥池	みさかおくいけ	京都府	京丹後市	大宮町三坂	京丹後市	三坂区	7.5	20.2	4.0	3					
262123010	公庄池	くしょういけ	京都府	京丹後市	網野町公庄	京丹後市	公庄区	6.3	22.0	1.8	3	3	2			
262124010	西小田谷池	にしこだたにいけ	京都府	京丹後市	丹後町徳光小学 堤谷2931	京丹後市	徳光区	4.4	22.2	2.0	3			1	4.管理者	
262124017	徳良大池	とくらおおいけ	京都府	京丹後市	丹後町徳光	京丹後市	徳光区	7.2	54.6	23.0	1	2				
262124018	峠谷池	とうげだにいけ	京都府	京丹後市	丹後町徳光	京丹後市	徳光区	4.1	33.0	3.5	3			1	4.管理者	
262124019	徳良三津池	とくらみついけ	京都府	京丹後市	丹後町徳光	京丹後市	徳光区	3.3	45.5	15.0	1	2		1	4.管理者	
262124020	清水池	しみずいけ	京都府	京丹後市	丹後町成願寺	京丹後市	成願寺区	5.7	52.5	3.0	1		2	1	4.管理者	
262124021	三宅池	みやけいけ	京都府	京丹後市	丹後町三宅	京丹後市	三宅区	4.5	27.3	0.9	3					
262124025	筆石池	ふでしいけ	京都府	京丹後市	丹後町筆石小学 上ノ垣266番1	京丹後市	筆石区	6.0	36.4	13.0	1	3		1	4.管理者	
262124030	尾和池	おわいけ	京都府	京丹後市	丹後町尾和小学 セツグ154番1	京丹後市	尾和区	9.3	25.7	2.0			2	1	4.管理者	
262125011	トビ谷上池	とびたにうえいけ	京都府	京丹後市	弥栄町堤	京丹後市	堤区	7.0	35.8	10.0	2			1	4.管理者	
262125012	トビ谷下池	とびたにしたいけ	京都府	京丹後市	弥栄町堤	京丹後市	堤区	5.2	50.6	8.0	3			1	4.管理者	
262125013	シズ池	しんずいけ	京都府	京丹後市	弥栄町堤	京丹後市	堤区	6.4	24.7	4.0	3			1	4.管理者	
262125015	福西池	ふくにしいけ	京都府	京丹後市	弥栄町黒部	京丹後市	黒部区	4.9	47.8	8.0	3			1	4.管理者	
262126003	岩谷池	いわたにいけ	京都府	京丹後市	久美浜町平田	京丹後市	平田区	4.0	31.0	3.0	3					
262126030	向町池	むこうまちいけ	京都府	京丹後市	久美浜町小字松 ノ谷408番	京丹後市	向町区	2.0	21.0	0.3	3			1	4.管理者	
262126036	百合池	ゆりいけ	京都府	京丹後市	久美浜町品田	京丹後市	品田区	7.8	79.0	30.0	1	3				
262126037	シンド口池	しんどくちいけ	京都府	京丹後市	久美浜町品田	京丹後市	品田区	4.5	145.0	12.0	1	3				
262126038	シンド奥池	しんどおくいけ	京都府	京丹後市	久美浜町品田	京丹後市	品田区	5.8	54.4	13.0	1	3		1	4.管理者	
262131002	常磐池	ときわいけ	京都府	南丹市	美山町大野西ヶ 谷2・3・4	南丹市	大野区	9.4	66.0	17.5	2			1	4.管理者	
262131004	九鬼ヶ谷池	くきがたにいけ	京都府	南丹市	美山町上平屋	南丹市	上平屋区	14.8	46.0	20.0	1	3		1	4.管理者	
262132002	城南大池	じょうなんおおいけ	京都府	南丹市	園部町城南町	南丹市	城南町水利農家 組合	5.4	125.0	22.0	1	3		1	4.管理者	
262132003	城南新池	じょうなんしんいけ	京都府	南丹市	園部町城南町東 プロ1の1	南丹市	佛教大学 城南町水利農家 組合	5.0	118.5	35.5	1	3		1	4.管理者	
262132005	寺の下池	てらのしたいけ	京都府	南丹市	園部町城南町ハ サマ38	南丹市	農事組合法人城 南農業生産組合	1.8	36.0	2.0		3	1			
262132006	野本池	のもといけ	京都府	南丹市	園部町小山西町	南丹市	野本池水利組合	5.2	210.0	12.0	3		3	1	4.管理者	
262132007	滝谷池	たきたにいけ	京都府	南丹市	園部町小山西町	南丹市	小山西町水利合 合	3.7	120.0	6.4	3			1	4.管理者	
262132008	高杭池	たかくいけ	京都府	南丹市	園部町小山西町	南丹市	小山西町水利合 合	4.1	138.0	25.0	2			1	4.管理者	
262132011	塩田谷池	しおたににいけ	京都府	南丹市	園部町小山東町	南丹市	小山東町区	6.6	52.0	10.0	1			1	4.管理者	
262132013	西谷池	にしににいけ	京都府	南丹市	園部町半田西谷 4	南丹市	自然人	5.5	72.0	3.0	3			1	4.管理者	
262132018	口池	くちいけ	京都府	南丹市	園部町口入石ヶ 坪9	南丹市	自然人	6.0	35.4	3.5	1	1				
262132025	池ノ上谷池	いけのかみたにいけ	京都府	南丹市	園部町船岡	南丹市	坂本池	4.8	56.0	5.0	3			1	4.管理者	
262132027	宮の越池	みやのこしいけ	京都府	南丹市	園部町曾我谷	南丹市	曾我谷水利組合	4.4	86.0	17.0	2			1	4.管理者	
262132028	直谷池	すくたににいけ	京都府	南丹市	園部町曾我谷直 谷2先	南丹市	財務省 曾我谷水利組合	5.4	67.4	15.0	1	3		1	4.管理者	
262132030	岡田池	おかだにいけ	京都府	南丹市	園部町新堂才ノ 下15	南丹市	自然人	2.5	129.0	3.0	3			1	4.管理者	
262132038	宮の谷池	みやのたににいけ	京都府	南丹市	園部町瓜生野	南丹市	瓜生野区	6.7	37.0	3.0	3			1	4.管理者	
262132040	黒田大谷池	くろだおたににいけ	京都府	南丹市	園部町黒田	南丹市	黒田区	1.1	90.0	32.0	1			1	4.管理者	
262132045	奥の谷池	おくのたににいけ	京都府	南丹市	園部町穴人	南丹市	東部水利組合	3.8	34.0	4.0	3			1	4.管理者	
262132049	東ノ池	ひがしのいけ	京都府	南丹市	園部町南八田中 山9	南丹市	南八田区 南八田区	4.8	34.0	2.8	3	3				
262132051	室の奥池	むろのおくいけ	京都府	南丹市	園部町若森	南丹市	土地改良施設管 理組合	5.0	38.0	6.3	3			1	4.管理者	
262132052	殿谷池	とのたににいけ	京都府	南丹市	園部町殿谷	南丹市	殿谷区	5.0	53.5	13.0	2			1	4.管理者	
262132054	西大谷池	にしおたににいけ	京都府	南丹市	園部町南大谷	南丹市	南大谷水利組合	4.5	170.0	9.6	3			1	4.管理者	
262132056	埴生大池	はぶおおいけ	京都府	南丹市	園部町埴生中西 8	南丹市	埴生区	5.7	112.7	23.0	1	3		1	4.管理者	
262132062	金ヶ沢池	かねがさわいけ	京都府	南丹市	園部町瓜生野 金ヶ沢	南丹市	内林木崎水利合 合	4.6	104.0	50.0	2			1	4.管理者	
262132064	北谷池(船坂大池)	きたたににいけ	京都府	南丹市	園部町船坂	南丹市	船坂区長	7.9	65.3	20.6	2			1	4.管理者	
262132065	観音池	かんのいけ	京都府	南丹市	園部町上木崎町 砂灰3	南丹市	観音水利組合	6.2	258.5	35.0	1	3		1	4.管理者	
262132066	宮の谷池	みやのたににいけ	京都府	南丹市	園部町上木崎町	南丹市	上木崎区	4.5	40.0	2.0	3			1	4.管理者	
262132068	和崎池	わさきいけ	京都府	南丹市	園部町上木崎町	南丹市	上木崎区	6.9	185.0	30.0	1	3		1	4.管理者	
262133004	文覚池	もんがくいけ	京都府	南丹市	八木町室橋	南丹市	室橋区長	3.0	166.0	5.8	3			1	4.管理者	
262133005	新池	しんいけ	京都府	南丹市	八木町船枝	南丹市	船枝区	4.1	227.0	15.0	1	2				
262133006	古池	ふるいけ	京都府	南丹市	八木町船枝	南丹市	船枝区	3.0	146.0	8.4	1	2		1	4.管理者	
262133010	福本池	ふくもといけ	京都府	南丹市	八木町諸畑	南丹市	諸畑区長	7.0	45.0	3.0	3			1	4.管理者	

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(注) 記載内容は、令和8年 月時点の確定値である。

令和8年 月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考	
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者		
262133013	新宮池	しんぐういけ	京都府	南丹市	八木町神吉	元下(財産区)	新宮池管理者代表	6.5	60.0	9.0	3			1	4.管理者		
262133015	東岡尻池	ひがしおかじりいけ	京都府	南丹市	八木町神吉	元下(財産区)	神吉下区長	6.0	45.0	2.6	3			1	4.管理者		
262133017	宮ノ池	みやのいけ	京都府	南丹市	八木町神吉	元下(財産区)	神吉下区	2.8	12.0	0.5	3			1	4.管理者		
262133018	小谷池	こたにいけ	京都府	南丹市	八木町神吉上	元上(財産区)	神吉上区	4.7	47.0	8.0	3			1	4.管理者		
262133022	堂ノ池	どうのいけ	京都府	南丹市	八木町神吉	元和田(財産区)	神吉和田自治会	2.5	36.0	0.3	3			1	4.管理者		
262133024	富栄池	とみさかひけ	京都府	南丹市	八木町水所	南丹市	水所区	19.5	161.4	180.0	1	3					
262133026	奥池	おくいけ	京都府	南丹市	八木町池ノ内	南丹市	池ノ内区	5.8	77.4	14.2	1	1					
262133030	古池	ふるいけ	京都府	南丹市	八木町五ノ井	南丹市	五ノ井農事係	2.5	80.0	1.0	3			1	4.管理者		
262133031	岩ヶ谷池	いわがたにいけ	京都府	南丹市	八木町五ノ井	南丹市	五ノ井農事係	2.8	62.0	1.0	3			1	4.管理者		
262133032	大鳥羽池	おおとばいけ	京都府	南丹市	八木町五ノ井	南丹市	五ノ井農事係	2.8	140.0	5.0	3			1	4.管理者		
262133036	正ヶ谷上池	しょうがたにかみいけ	京都府	南丹市	八木町木原	南丹市	木原池係	4.0	36.0	5.0	3			1	4.管理者		
262133037	正ヶ谷中池	しょうがたになかみいけ	京都府	南丹市	八木町木原	南丹市	木原池係	2.0	33.0	3.0	3			1	4.管理者		
262134005	大保池	たいほいけ	京都府	南丹市	日吉町胡麻	南丹市	大保池水利組合	11.2	67.5	43.6	1	1					
262134008	岩上池	いわがみいけ	京都府	南丹市	日吉町胡麻渡り瀬1	嵯峨郡村第一地整理組合第一区	岩上池水利組合	11.8	56.0	84.1	3	3		1	4.管理者		
262134012	雲谷池	うんこくいけ	京都府	南丹市	日吉町上胡麻	南丹市	上胡麻水利組合	6.0	60.0	10.0	2			1	4.管理者		
262134013	八幡池	はちまんいけ	京都府	南丹市	日吉町上胡麻	南丹市	上胡麻水利組合	6.7	70.0	7.9	3			1	4.管理者		
262134014	新町池	しんまちいけ	京都府	南丹市	日吉町畑郷絵屋久保22の14	自然人	新町水利組合	12.0	64.0	20.0	2			1	4.管理者		
262134016	ミロク池	みろくいけ	京都府	南丹市	日吉町胡麻新町	南丹市	一ノ沢水利組合	1.5	45.0	1.1	3			1	4.管理者		
262134018	京殿池	きやうどのいけ	京都府	南丹市	日吉町志和賀京殿60の1他	自然人	中組農家組合	9.4	54.0	9.0	3			1	4.管理者		
264071002	家奥谷池	いえおくたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	高岡家奥谷61番内	自然人	下村区	5.0	26.0	5.0		2					
262141003	墓ノ谷池	はかのたにいけ	京都府	木津川市	山城町平尾畑31-9	山崎町平尾畑4-1,5,7,11,12,13-2	自然人	山城町土地改良区	3.3	115.0	3.8	3			1	4.管理者	
262141004	坊ノ山池	ぼうのやまいけ	京都府	木津川市	山城町平尾畑31-9	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	3.4	37.0	3.0	3			1	4.管理者		
262141005	大谷池	おおたにいけ	京都府	木津川市	山城町榎井大谷33	木津川土地開発株式会社	山城町土地改良区	7.5	35.0	5.4	3			1	4.管理者		
262141006	新溜池	しんためいけ	京都府	木津川市	山城町榎井宮城谷17	大字中	山城町土地改良区	6.5	32.0	4.3	3	3					
262141007	田護池	でんごいけ	京都府	木津川市	山城町榎井田護平60-1,60-2,60-3	京都府木津川市(60-2)(木津川市)	山城町土地改良区	4.9	80.0	41.6	1	3					
262141008	松尾池(Ⅰ)	まつおひけ1	京都府	木津川市	山城町榎井松尾6	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	1.5	18.0	0.6	3						
262141009	松尾池(Ⅱ)	まつおひけ2	京都府	木津川市	山城町榎井切ヶ敷56	高麗村字榎井(木津川市)	山城町土地改良区	5.3	33.0	1.7	3			1	4.管理者		
262141010	切ヶ敷池(Ⅱ)	きりがしきいけ2	京都府	木津川市	山城町榎井切ヶ敷37	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	5.3	26.0	3.7	3						
262141011	切ヶ敷池(Ⅲ)	きりがしきいけ3	京都府	木津川市	山城町榎井切ヶ敷36	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	8.5	34.0	8.8	3			1	4.管理者		
262141012	榎本池	えのもといけ	京都府	木津川市	山城町榎井切ヶ敷19	自然人	山城町土地改良区	5.0	35.0	3.8	3	3					
262141013	度々見池(Ⅰ)	どどみいけ1	京都府	木津川市	山城町榎井度々見33	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	6.3	67.0	5.9	3			1	4.管理者		
262141015	榎井今池	つばいまいけ	京都府	木津川市	山城町榎井御雲後2	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	1.3	27.0	1.3	3						
262141016	天数堂池(5)	てんじきどういけ5	京都府	木津川市	山城町榎井天数堂	不明	山城町土地改良区	3.0	39.0	0.4	3			1	4.管理者		
262141019	天数堂池(2)	てんじきどういけ2	京都府	木津川市	山城町榎井天数堂34	自然人	山城町土地改良区	3.0	32.0	0.7	3			1	4.管理者		
262141020	上野池	こうずけいけ	京都府	木津川市	山城町榎井上野69	自然人	山城町土地改良区	3.8	30.0	0.9	3						
262141021	天数堂池(1)	てんじきどういけ1	京都府	木津川市	山城町榎井天数堂32	自然人	山城町土地改良区	2.0	44.0	3.2	3			1	4.管理者		
262141023	金村池	かなむらいけ	京都府	木津川市	山城町上拾金村37	山城町(木津川市)	山城町土地改良区	1.9	68.0	4.1	3			1	4.管理者		
262141024	上拾新池	かみこましんいけ	京都府	木津川市	山城町上拾松谷43	山城町(木津川市)	山城町土地改良区	11.7	50.0	13.0	2			1	4.管理者		
262141027	上拾運池	かみこまはずいけ	京都府	木津川市	山城町上拾蓮池80	山城町(木津川市)	山城町土地改良区	11.6	130.0	81.0	1	2		1	4.管理者		
262141029	小島池	こじまいけ	京都府	木津川市	山城町上拾平ノ畑72	自然人	山城町土地改良区	3.3	24.0	0.8	3	3					
262141030	柳澤池	やなぎさわいけ	京都府	木津川市	山城町上拾袋谷17	自然人	山城町土地改良区	3.0	39.0	0.9	3			1	4.管理者		
262141031	観音池	かんのんいけ	京都府	木津川市	山城町上拾袋谷79	自然人	山城町土地改良区	5.2	51.0	1.9	3	3					
262142005	天神池	てんじんいけ	京都府	木津川市	木津馬場南30-1	木津川市(木津町・木津区)	木津土地改良区	3.4	96.0	8.9	3			1	4.管理者		
262142006	文福池	ぶんまわりいけ	京都府	木津川市	木津馬場南31	木津川市(木津町・木津区)	木津土地改良区	3.2	100.0	18.6	2			1	4.管理者		
262142007	女子谷池	おなごだにいけ	京都府	木津川市	木津馬場南32	木津町(木津町・木津区)	木津土地改良区	7.7	52.0	5.6	1	1					
262142008	丸子谷池	まるこだにいけ	京都府	木津川市	木津片山127	木津町(木津町・木津区)	木津土地改良区	5.7	46.0	2.0	3	3					
262142015	水干池	すいぼしいけ	京都府	木津川市	市坂水干30、57	木津川市(市坂区)	市坂区	4.5	85.0	27.0	2			1	4.管理者		
262142018	荒瀬池	あらぶちいけ	京都府	木津川市	市坂寒谷1	木津町(木津町・木津・市坂組合)	木津町区・市坂区	2.4	171.0	60.0	2			1	4.管理者		
262142023	五領池	ごりょういけ	京都府	木津川市	市坂池ノ内1	木津川市(木津町・木津・市坂組合)	木津町区・市坂区	6.0	110.0	14.7	2			1	4.管理者		
262142024	西久保池	にしくほいけ	京都府	木津川市	市坂中山66	木津町(市坂区)	市坂区	2.5	58.0	0.9	3			1	4.管理者		
262142027	梅谷新池1号	うめたにしんいけ1ごう	京都府	木津川市	梅谷上ノ平69	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	8.7	52.0	5.8		1					
262142028	梅谷新池2号	うめたにしんいけ2ごう	京都府	木津川市	梅谷上ノ平74	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	6.5	38.0	2.9	1	1					
262142029	梅谷古池	うめたにふるいけ	京都府	木津川市	梅谷上ノ平70	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	10.0	48.0	10.7	1	1					
262142030	池の谷上池	いけのたにかみいけ	京都府	木津川市	梅谷池ノ谷30	自然人	梅谷土地改良区	3.4	37.0	2.0	3						
262142031	池の谷下池	いけのたにしもいけ	京都府	木津川市	梅谷池ノ谷27	自然人	梅谷土地改良区	2.9	30.0	3.3	3			1	4.管理者		
262142032	宮の谷上池	みやのたにかみいけ	京都府	木津川市	梅谷宮ノ谷45	自然人	梅谷土地改良区	1.9	37.0	0.2	3			1	4.管理者		
262142034	宮の谷下池	みやのたにしもいけ	京都府	木津川市	梅谷宮ノ谷51	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	4.5	58.0	3.8	3	2			1	4.管理者	
262142037	農ヶ谷上池	あしがたにかみいけ	京都府	木津川市	梅谷宮ノ谷99	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	1.5	57.0	1.5	3			1	4.管理者		

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(注) 記載内容は、令和8年 月時点の確定値である。

令和8年 月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
262142038	藤ヶ谷下池	ふしがたにしろいけ	京都府	木津川市	梅谷宮ノ谷97	木津川市(梅谷区)	梅谷土地改良区	3.0	66.0	1.5	3			1	4.管理者	
262142039	鏡子池	ちようしいけ	京都府	木津川市	梅谷地蔵谷43	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	11.2	99.0	39.4	1	3		1	4.管理者	
262142041	古寺池	ふるでらいけ	京都府	木津川市	鹿背山古寺53	木津町(鹿背山区)	鹿背山区	4.0	60.0	3.3	3			1	4.管理者	
262142042	堂前谷池	どうぜんだにいけ	京都府	木津川市	鹿背山鹿曲田18	木津町(鹿背山区)	鹿背山区	3.9	18.0	0.3	3			1	4.管理者	
262142046	柳ヶ谷池	やなぎだにいけ	京都府	木津川市	鹿背山柳ヶ谷池25	木津町(鹿背山区)	鹿背山区	3.6	62.0	5.5	3			1	4.管理者	
262142047	北之庄新池	きたのしょうしんいけ	京都府	木津川市	相楽大徳34	大字中(相楽区)	相楽土地改良区	2.2	193.0	3.0	3			1	4.管理者	
262142049	皿池	さらいけ	京都府	木津川市	相楽中溝29-1	木津町(相楽区)	相楽土地改良区	3.0	81.0	18.0	2			1	4.管理者	
262142051	柳谷池	やなぎだにいけ	京都府	木津川市	相楽袋樋6	大字中(相楽区)	相楽土地改良区	1.8	141.0	3.5	3			1	4.管理者	
262142052	荒神塚池	こうじんづかいけ	京都府	木津川市	相楽荒神塚15-2	木津町(相楽区)	相楽土地改良区	4.0	148.0	42.0	2			1	4.管理者	
262142053	四ツ池1号	よついでいちごう	京都府	木津川市	吐師奥医王子2	木津町(吐師区)	相楽土地改良区	5.2	55.0	8.6	3	3				
262142054	四ツ池2号	よついでいごう	京都府	木津川市	吐師医王寺2	木津町(吐師区)	相楽土地改良区	4.4	50.0	8.5	3			1	4.管理者	
262142055	四ツ池3号	よついでさんごう	京都府	木津川市	吐師医王寺3	大字中(吐師区)	相楽土地改良区	3.5	67.5	5.0	3			1	4.管理者	
262142056	四ツ池4号	よついでよんごう	京都府	木津川市	吐師医王寺4	大字中(吐師区)	相楽土地改良区	4.1	120.0	20.0	2			1	4.管理者	
262142057	柏谷池	かしわだにいけ	京都府	木津川市	吐師上柏谷28	大字中(吐師区)	相楽土地改良区	2.0	90.0	7.2	3			1	4.管理者	
262142058	吐師新池	はげしんいけ	京都府	木津川市	吐師ノ原2、南半条1 9-20、21-1、35、36	大字中、相楽土上改良区、木津町(吐師区)	相楽土地改良区	4.5	170.0	20.0	2			1	4.管理者	
262143064	南谷池	みなみだにいけ	京都府	木津川市	鹿背山南谷71	木津川市	南谷池水利組合	10.0	38.0	3.1	3	3				
262143065	細谷池	ほそたにいけ	京都府	木津川市	鹿背山細谷25	自然人	自然人	5.0	28.0	0.8	3	3				
262142067	ハタ池	はたいけ	京都府	木津川市	加茂町兎並杉谷23	大字中(兎並区)	兎並区長	8.6	37.0	25.0	3	3				
262143004	後畑池	うしろはたいけ	京都府	木津川市	加茂町例幣後畑28	自然人	登大路区	2.0	27.0	0.1	3			1	4.管理者	
262143005	後山池	うしろやまいけ	京都府	木津川市	加茂町例幣後山57	自然人	登大路区	2.4	35.0	0.1	3	3				
262143006	フタバ池	ふたばいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野樋田10	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	3.4	35.0	1.2	3			1	4.管理者	
262143008	古池	ふるいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野中切52	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	6.6	70.0	3.0	3	3		1	4.管理者	
262143009	法花寺野新池	ほつげのしんいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野中切50	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	8.9	73.0	13.7	2			1	4.管理者	
262143010	柳谷池	やなぎだにいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野西ノ原19	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	10.3	32.0	5.3	2			1	4.管理者	
262143012	的場池(1)	まとばいけ1	京都府	木津川市	加茂町観音寺的場32	カワテク産商株式会社	観音寺区	4.7	35.0	0.3	3			1	4.管理者	
262143013	的場池(2)	まとばいけ2	京都府	木津川市	加茂町観音寺的場26	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	3.0	13.0	0.2	3			1	4.管理者	
262143014	的場池(3)	まとばいけ3	京都府	木津川市	加茂町観音寺的場25	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	3.0	24.0	0.1	1	3				
262143015	的場池(4)	まとばいけ4	京都府	木津川市	加茂町観音寺的場21	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	5.4	35.0	0.1	1			1	4.管理者	
262143016	的場池(5)	まとばいけ5	京都府	木津川市	加茂町観音寺的場18	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	4.2	54.0	0.6	1	3		1	4.管理者	
262143017	的場池(6)	まとばいけ6	京都府	木津川市	加茂町観音寺的場34	カワテク産商株式会社	観音寺区	2.4	51.0	1.2	3			1	4.管理者	
262143018	清水池(1)	しみずいけ	京都府	木津川市	加茂町観音寺清水104	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	4.5	40.0	3.0	3			1	4.管理者	
262143023	八幡池	はちまんいけ	京都府	木津川市	加茂町北池ノ谷26	大字中(旧加茂町財産区)	北水利組合	8.5	83.0	15.6	2			1	4.管理者	
262143025	小坊院池	こぼういんいけ	京都府	木津川市	加茂町兎並小坊院15	大字中(旧加茂町財産区)	兎並区	6.7	38.0	3.1		1				
262143026	四ツ岩池	よついわいけ	京都府	木津川市	南加茂台12丁目11-140-1	相楽郡加茂町旧加茂町財産区(管理課)	大野水利組合(木津川市)	4.8	95.0	17.4	2			1	4.管理者	
262143027	上池	かみいけ	京都府	木津川市	加茂町高田赤井山51	大字中(旧加茂町財産区)	高田区	4.5	47.0	8.2	3			1	4.管理者	
262143028	くさ神池	くさかみいけ	京都府	木津川市	加茂町高田赤井山1	大字中(旧加茂町財産区)	高田区	5.6	57.0	4.2	3			1	4.管理者	
262143029	奥栗井池(1)	おくやくしいけ1	京都府	木津川市	加茂町里奥栗井51	大字中(旧加茂町財産区)	里区	4.7	31.4	3.0	3			1	4.管理者	
262143030	奥栗井池(2)	おくやくしいけ2	京都府	木津川市	加茂町里奥栗井57	大字中(旧加茂町財産区)	里区	4.5	35.0	3.2	3			1	4.管理者	
262143037	観音寺新池	かんのしんいけ	京都府	木津川市	加茂町観音寺池ノ上1	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	4.0	71.0	8.6	3			1	4.管理者	
262143040	赤岩池	あかいわいけ	京都府	木津川市	加茂町越司赤岩7	福田寺	宗教法人笠置寺	12.0	46.0	6.1	2			1	4.管理者	
262143042	後田池(1)	うしろだにいけ1	京都府	木津川市	加茂町例幣後田51	自然人	登大路区	3.5	28.0	0.1	3			1	4.管理者	
262143044	山口池(1)	やまぐちいけ1	京都府	木津川市	加茂町例幣後山56	瓶原村(旧瓶原村財産区)	登大路区	4.2	29.0	0.2	3	3				
262143045	山口池(2)	やまぐちいけ2	京都府	木津川市	加茂町例幣山口41	国分寺	登大路区	1.5	24.0	0.2	3	3				
262143046	宮池	みやいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野里2	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	3.5	28.0	0.5	3			1	4.管理者	
262143049	尾上池	おのうえいけ	京都府	木津川市	加茂町里尾ノ上12	大字中(旧加茂町財産区)	里区	2.8	36.0	1.1	3	3				
262143050	中門伝池	ちゅうもんてんいけ	京都府	木津川市	南加茂台6丁目16	相楽郡加茂町旧加茂町財産区(旧加茂町財産区)	大野水利組合	3.0	88.0	5.9	3			1	4.管理者	
262143051	池田池	いけだにいけ	京都府	木津川市	加茂町高田赤井山107	大字中(旧加茂町財産区)	高田区	3.0	28.0	0.5	3	3				
262143053	兎並新池	うなみしんいけ	京都府	木津川市	加茂町兎並杉谷1	大字中(旧加茂町財産区)	兎並区	10.9	80.0	20.0	1			1	4.管理者	
262143054	小谷大池	こたにおおいけ	京都府	木津川市	加茂町北池ノ谷36	大字中(旧加茂町財産区)	北水利組合	8.1	120.0	16.8	2			1	4.管理者	
262143055	ミカド池	みかどいけ	京都府	木津川市	加茂町岩船ガンD3	自然人	自然人	4.9	31.0	2.5	3			1	4.管理者	
262143057	観音寺大池	かんのしんいけ	京都府	木津川市	加茂町観音寺池ノ上48	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	5.3	92.0	6.0	3			1	4.管理者	
262143058	樋田池	うえだにいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野樋田20	自然人	法花寺野区	5.0	23.0	0.2	3			1	4.管理者	
262143059	西ノ平池	にしひらいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野西ノ平14	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	3.7	17.0	0.3	3			1	4.管理者	
262143060	小松本池	こまつもといけ	京都府	木津川市	加茂町北小松本10番丙	自然人	自然人	3.0	17.0	0.2	3			1	4.管理者	
263031001	円明寺大池	えんめいじのおおいけ	京都府	乙訓郡大山崎町	円明寺西法寺	大山崎町	円明寺区	7.2	64.0	10.0	1	3				
263031002	円明寺中ノ池	えんめいじのなかいけ	京都府	乙訓郡大山崎町	円明寺西法寺	大山崎町	円明寺区	7.1	48.0	7.5		3				
263031003	御茶屋池	おちやいけ	京都府	乙訓郡大山崎町	字円明寺小字葉師前2	自然人	円明寺区	5.2	151.0	14.0	1	3		1	4.管理者	
263431001	大正池	たいしょういけ	京都府	綴喜郡井手町	多賀一ノ谷	井手町	井手土地改良区	26.5	83.0	230.0	2			1	2.市町村	

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(注) 記載内容は、令和8年 月時点の確定値である。

令和8年 月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
263431002	岡田池	おかだいけ	京都府	綴喜郡井手町	井手岡田	井手町	植田水利組合	4.8	110.0	18.0	2			1	2.市町村	
263431003	新池	しんいけ	京都府	綴喜郡井手町	井手二本松 13,19,21,22,23	自然人	新田田護保	4.8	143.0	5.0	3			1	2.市町村	
263441001	長井野下池	ながいのしもいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字御之口小字 長井野103-1	自然人	郷之口富農集団 組合	6.9	34.4	2.7	3			1	2.市町村	
263441004	老中大池	おいなのおいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字南小字城田 35	大字中	並木水利組合	8.8	46.5	17.0	2			1	2.市町村	
263441005	老中新池	おいなしんいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字南小字城田 32	自然人	自然人	7.0	33.0	4.9	3			1	2.市町村	
263441006	城田池	しろたけいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字南小字城田 47	大字中	自然人	6.0	30.0	2.2	3			1	2.市町村	
263441007	吉ノ谷池	よしのたにいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字南小字城田 64	自然人	自然人	6.2	37.0	3.4	3			1	2.市町村	
263441008	本ノ谷池	ほんのたにいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字南小字本ノ 谷49	大字中	自然人	9.0	47.0	9.5	3			1	2.市町村	
263441029	外ヶ谷池	そとがたにいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字立川小字 外ヶ谷79	大字中	大進寺自治会	4.4	26.0	1.5	3			1	2.市町村	
263441034	法泉寺上池	ほうせんじかみいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字岩山小字法 泉寺36	自然人	自然人	4.0	25.5	0.3	3			1	2.市町村	
263441035	法泉寺下池	ほうせんじしもいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字岩山小字法 泉寺35	自然人	不明	3.0	27.0	0.6	3			1	2.市町村	
263441048	隠谷東池	かくたにひがしいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字岩山小字隠 谷35	自然人	自然人	5.5	18.0	1.8	3			1	2.市町村	
263441051	膳谷池	かつたにいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字押定寺小字 膳谷116	大字中	自然人	3.5	15.0	0.5	3			1	2.市町村	
263661001	山田池	やまだいけ	京都府	相楽郡精華町	大字栗田小字大谷口1 6番地1、16番地4	大字中(菱田区)	菱田水利組合	5.3	230.0	74.0	2					
263661002	古池	ふるいけ	京都府	相楽郡精華町	大字栗田小字山ノ 下17番地	大字中(菱田区)	菱田水利組合	5.7	243.0	38.0	1	3				
263661003	下狹新池	しもこましんいけ	京都府	相楽郡精華町	大字下狹小字新 池96番地1	大字中(下狹水 利組合)	下狹水利組合	5.7	325.0	80.0	3	3				
263661011	片山下池	かたやましんいけ	京都府	相楽郡精華町	大字下狹小字片 山85番地	大字中(下狹水 利組合)	下狹水利組合	5.8	60.0	4.8	1	2			1	2.市町村
263661012	鈴ノ庄下池	すずのしょうしんいけ	京都府	相楽郡精華町	大字下狹小字鈴 ノ庄77番地	大字中(下狹水 利組合)	下狹水利組合	5.6	84.0	8.9	1	2				
263661013	雲の池	くものいけ	京都府	相楽郡精華町	大字北福八間小 字国平71番地	大字中(北福八 間区)	北福八間水利組合	2.7	63.0	16.4	2			1	2.市町村	
263661014	胡麻谷池	ごまだにいけ	京都府	相楽郡精華町	大字北福八間小 字福名40番地1	大字中(北福八 間区)	北福八間水利組合	6.9	95.0	48.6	1	2			1	2.市町村
263661015	唐子谷池	からこたにいけ	京都府	相楽郡精華町	大字北福八間小 字唐子谷83番地、106番 地	大字中(北福八 間区)	北福八間水利組合	7.5	67.0	12.0	2			1	2.市町村	
263661017	鳥池	とりいけ	京都府	相楽郡精華町	大字北福八間小 字鳥平55番地	大字中(北福八 間区)	北福八間水利組合	4.9	121.0	9.0	3			1	2.市町村	
263661021	蓮池	はすいけ	京都府	相楽郡精華町	大字南福八妻小 字蓮池5番地1	大字中(南福八妻 区水利防組合)	南福八妻区水利 防組合	5.8	122.0	74.5	1	2			1	2.市町村
263661024	水落池	みずおちいけ	京都府	相楽郡精華町	大字南福八妻小 字水落1番地	大字中(南福八妻 区水利防組合)	南福八妻区水利 防組合	9.1	84.0	17.0	2			1	2.市町村	
263661027	皿池	さらいけ	京都府	相楽郡精華町	大字南福八妻小 字皿池5番地1	大字中(南福八妻 区水利防組合)	南福八妻区水利 防組合	4.7	73.0	2.0	3			1	2.市町村	
263661029	南福新池	みなみしんいけ	京都府	相楽郡精華町	大字南福八妻小 字砂留5番地2	大字中(南福八妻 区水利防組合)	南福八妻区水利 防組合	2.3	80.0	10.7	2			1	2.市町村	
263661033	釈迦の池	しゃかのいけ	京都府	相楽郡精華町	大字結田小字上 山55番地	大字中(植田区)	植田水利組合	4.1	99.0	16.9	2	3			1	2.市町村
263661062	鳥谷池	とりたにいけ	京都府	相楽郡精華町	大字東畑小字鳥 谷9番地	大字中(東畑区)	東畑水利組合	5.5	40.0	19.6	2			1	2.市町村	
263661063	カニマ池	かにまいけ	京都府	相楽郡精華町	大字東畑小字松 語111番地	大字中(東畑区)	東畑水利組合	6.0	40.0	4.3	3	3				
263671003	長谷池	ながたにいけ	京都府	相楽郡南山城村	大字堂仙房小字 東長谷114-1	自然人	自然人	2.3	40.0	3.0				3		
263671004	新池	しんいけ	京都府	相楽郡南山城村	大字堂仙房	南山城村	自然人	6.9	59.0	4.0	1			1	2.市町村	
264071003	奥ノ谷池	おくのたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	高岡湯屋田34番	船井郡竹野村 (京丹波町)	西隣区	8.5	93.0	6.4	3			1	4.管理者	
264071004	大滝池	おおたきいけ	京都府	船井郡京丹波町	須知滝見谷2番	船井郡竹野村 (京丹波町)	須知東部水利組 合	18.5	73.0	203.0	1	2			1	4.管理者
264071005	小滝池	こたきいけ	京都府	船井郡京丹波町	須知大滝2番1号	国有地(白地)	須知東部水利組 合	7.0	47.0	15.0	2			1	4.管理者	
264071006	犬谷池	いぬたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	市森犬谷26番	不明	市森地区農地管 理組合	5.9	40.0	16.0	2			1	4.管理者	
264071007	奥ノ谷池	おくのたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	須知奥ノ谷47番	船井郡須知町 (京丹波町)	自然人	11.0	50.0	5.0	3	3				
264071008	藤ノ森池	ふじのもりいけ	京都府	船井郡京丹波町	須知西ノ山9番 先	国有地	自然人	3.5	50.0	1.2				1		
264071012	坪井池	つばいけいけ	京都府	船井郡京丹波町	上野一ノ瀬39番 1内	上野第一生産森 林組合	自然人	5.4	87.0	2.5	3			1	4.管理者	
264071013	新池	しんいけ	京都府	船井郡京丹波町	瀧生野口12番2 先	国有地(青地)	新池水利組合	1.7	225.0	6.6	3			1	4.管理者	
264071014	辰巳池	たつみいけ	京都府	船井郡京丹波町	瀧生野口50番1 先	国有地(青地)	須知東部水利組 合	6.8	145.0	50.0	1	3			1	4.管理者
264071015	瀧生上池	こもかみいけ	京都府	船井郡京丹波町	瀧生堂ノ上33番	不明	自然人	5.0	45.0	4.0	3			1	4.管理者	
264071016	瀧生下池	こもしもいけ	京都府	船井郡京丹波町	瀧生堂ノ上33番	不明	自然人	6.0	40.0	5.0	3			1	4.管理者	
264071017	森ノ奥池	もりのおくいけ	京都府	船井郡京丹波町	瀧生森ノ奥136 番先	国有地(青地)	森ノ奥池水利組 合	5.0	47.0	8.0	3			1	4.管理者	
264071018	堂ノ奥池	どうのおくいけ	京都府	船井郡京丹波町	曾根堂ノ奥53番2 53番内・54番2合併	船井郡須知町 (京丹波町)	曾根堂ノ奥瀧池 水利組合	7.6	55.0	12.0	2			1	4.管理者	
264071019	西谷池	にしににいけ	京都府	船井郡京丹波町	塩田谷西谷30番	船井郡須知町 (京丹波町)	塩田谷水利組合	7.0	80.0	12.0	2			1	4.管理者	
264071020	カツラ池	かつらいけ	京都府	船井郡京丹波町	塩田谷カツラ1番 2先	国有地	塩田谷水利組合	6.5	48.0	4.0	1	3				
264071022	谷山池	たにやまいけ	京都府	船井郡京丹波町	院内谷山6番	院内生産森林組 合	丹波町谷山土地 改良区	12.5	120.0	150.0	1			1	4.管理者	
264071023	粟谷池	あわだにいけ	京都府	船井郡京丹波町	院内粟谷11番1	上豊田区生産森 林組合	上豊田水利組合	13.2	120.0	135.0	1	3			1	4.管理者
264071024	新宮池	しんぐういけ	京都府	船井郡京丹波町	豊田新宮谷7番	国有地(赤地)	新宮池水利組合	4.2	183.0	10.4	2			1	4.管理者	
264071025	木谷池	まだにいけ	京都府	船井郡京丹波町	豊田家ノ本88番	自然人	木谷池水利組合	10.5	45.0	14.5	2			1	4.管理者	
264071027	谷山小池	たにやまこいけ	京都府	船井郡京丹波町	院内谷山16番	船井郡丹波町 (京丹波町)	丹波町谷山土地 改良区	3.7	120.0	10.0	1	3			1	4.管理者
264071029	ハツ谷池	やつたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	富田坂尻1番先	国有地(白地)	自然人	8.5	72.0	56.0	1	3				
264071030	谷口上池	たにくちかみいけ	京都府	船井郡京丹波町	富田谷口55番1	国有地(白地)	谷口池水利組合	11.5	46.0	72.0	1			1	4.管理者	
264071031	谷口下池	たにくちしもいけ	京都府	船井郡京丹波町	富田谷口51番	国有地(白地)	谷口池水利組合	4.0	20.0	10.0	2			1	4.管理者	
264071037	小屋ヶ谷上池	こやがたにかみいけ	京都府	船井郡京丹波町	美勢小屋ヶ谷1番 乙先	国有地	美勢農業振興組 合	8.0	65.0	10.0	2			1	4.管理者	
264071038	小屋ヶ谷下池	こやがたにしんいけ	京都府	船井郡京丹波町	美勢小屋ヶ谷1番 乙先	無番地	美勢農業振興組 合	5.0	40.0	5.0	3	3				
264071046	鹿砂門池	ひしゃもんいけ	京都府	船井郡京丹波町	下山岩ノ上87 番・88番合併	自然人	藤水利組合	5.0	40.0	8.0	3			1	4.管理者	
264071050	天神池(天満宮 大池)	てんじんいけ	京都府	船井郡京丹波町	下山堂尾50番	国有地	知野辺水利組合	10.8	62.0	20.0	2			1	4.管理者	

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

注) 記載内容は、令和8年 月時点の確定値である。

令和8年 月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
264071052	徳尾池	とくおいけ	京都府	船井郡京丹波町	新水戸徳尾55番	自然人	新水戸農事組合	11.9	55.8	3.0	1	3		1	4.管理者	
264071053	大谷新池	おおたにしんいけ	京都府	船井郡京丹波町	新水戸大谷32番2	船井郡京丹波町(京丹波町)	新水戸農事組合	2.9	35.0	5.0	3			1	4.管理者	
264072001	岩谷池	いわたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	中台岩谷1番9	檜山財産区	中台水利組合	13.2	110.0	100.0	1	3				
264072003	タワ池	たわいけ	京都府	船井郡京丹波町	中台タワ15番	自然人	自然人	2.8	30.0	1.0	3	3				
264072004	新町1号池	しんまちいちごういけ	京都府	船井郡京丹波町	中台新南垣内44番	船井郡檜山村(京丹波町)	自然人	5.5	37.0	1.8			2			
264072005	新町2号池	しんまちにごういけ	京都府	船井郡京丹波町	中台新南垣内43番	船井郡檜山村(京丹波町)	自然人	4.5	46.0	2.4	3			1	4.管理者	
264072009	殿池	とのいけ	京都府	船井郡京丹波町	中台北垣内80番	船井郡檜山村(京丹波町)	中台水利組合	3.2	25.0	0.9		3	1			
264072012	イガン谷池	いがんたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	橋爪東谷33番	国有地	池利用者グループ	5.0	15.0	0.7						
264072015	山ノ神池	やまのかみいけ	京都府	船井郡京丹波町	井尻出口山ノ神6番	船井郡檜山村(京丹波町)	井尻農家組合	5.0	40.0	1.1	3	3				
264072016	池谷池	いけたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	水原上里23番先	無番地	池谷池水利組合	9.1	44.0	4.8	3			1	4.管理者	
264072017	北垣内池	きたかきうちいけ	京都府	船井郡京丹波町	鎌谷中北垣内30番1	国有地(白地)	自然人	3.5	12.0	1.0			3			
264073001	毛谷池	もだにいけ	京都府	船井郡京丹波町	才原宮ノ上25番乙	無番地	才原水利組合	15.2	38.0	4.2	2			1	4.管理者	
262061321	廻り池	まわりいけ	京都府	京都市	石京区嵯峨越前錦浦98地	越前生産森林組合	三俣土地改良区	23.7	52.5	740.0	1	1				
264073002	火ノ口池	ひのくちいけ	京都府	船井郡京丹波町	才原火ノ口9番51	才原耕地整理組合	才原水利組合	19.6	46.4	32.0	1	3				
264073003	田和池	たわいけ	京都府	船井郡京丹波町	広瀬田和9番2先	無番地	広瀬区	8.7	46.0	4.0	3			1	4.管理者	
264073005	やな谷池	やなたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	角ヤナ谷30番	無番地	角水利組合	14.2	38.0	6.0	2	3				
264073006	豊昌池	ほうしょういけ	京都府	船井郡京丹波町	安栖里小原6番附近	不明	安栖里水利組合	30.4	87.0	79.0	1	1				
264073007	つつみ池	つつみいけ	京都府	船井郡京丹波町	安栖里中島6番	国有地(赤地)	安栖里水利組合	5.0	53.0	2.0	3			1	4.管理者	
264073008	新池(須川第三池)	しんいけ	京都府	船井郡京丹波町	坂原天ガイ山2番1・3番・4番1合併	国有地(白地)	須川池水利組合	5.0	110.0	4.0	3			1	4.管理者	
264073009	稲荷池	いなりいけ	京都府	船井郡京丹波町	坂原天ガイ山13番	無番地	須川池水利組合	5.5	58.3	5.5	1	1				
264073011	長瀬池	ながせいけ	京都府	船井郡京丹波町	塩谷古山23番	自然人	長瀬水利組合	8.9	130.0	32.5	1			1	4.管理者	
264073012	大倉池	おおくらいけ	京都府	船井郡京丹波町	大倉火口3番	船井郡下和知村大字兼耕地整理組合	大倉溜池整理組合	18.8	84.0	12.0	2			1	4.管理者	
264073014	中山池	なかやまいけ	京都府	船井郡京丹波町	中山相谷1番	自然人	中山水利組合	15.6	41.0	12.0	1	3		1	4.管理者	
264631003	六万部池	ろくまんぶいけ	京都府	与謝郡伊根町	六万部	伊根町	井六耕地整理組合	10.3	73.0	35.0	1			1	4.管理者	
264631004	大原池	おおはらいけ	京都府	与謝郡伊根町	字大原小字堂ノ上	大原区	大原区	8.8	60.0	20.0	1			1	4.管理者	
264651001	ニツ塚池	ふたつづかいけ	京都府	与謝郡与謝野町	明石小字入谷526番地	明石大字中(明石区)	明石区	4.2	66.0	1.4	3			1	4.管理者	
264651003	一ツ塚池	ひとつづかいけ	京都府	与謝郡与謝野町	明石小字一ツ塚600番地	明石大字中(明石区)	明石区	4.5	111.0	2.1	3			1	4.管理者	
264651006	裏ノ谷池	うらのたにいけ	京都府	与謝郡与謝野町	明石1920番地	与謝野町	明石区	3.8	32.0	1.7	3			1	4.管理者	
264652003	家滝池	いえたきいけ	京都府	与謝郡与謝野町	弓木小字家滝117番地、118番地	自然人	弓木農事実行組合	8.0	33.8	2.5	3			1	4.管理者	
264653001	庄谷1号池	しょうだいちごういけ	京都府	与謝郡与謝野町	下山田	不明	下山田農業施設維持管理組合	7.5	30.0	3.0	3			1	4.管理者	
264653002	庄谷2号池	しょうだにごういけ	京都府	与謝郡与謝野町	下山田1752番地	下山田財産区	下山田区	5.0	31.0	1.9	3			1	4.管理者	
264653003	坊ヶ谷池	ぼうがたにいけ	京都府	与謝郡与謝野町	下山田291-1	下山田区	下山田農業施設維持管理組合	7.1	93.0	3.2	3			1	4.管理者	
264653006	穴石池	あないしいけ	京都府	与謝郡与謝野町	四辻958番地	四辻財産区	四辻区	4.5	32.2	0.7	3			1	4.管理者	
264653007	天明寺池	てんみょうじいけ	京都府	与謝郡与謝野町	岩屋51番地	与謝郡野田川町(与謝野町)	岩屋区	4.2	49.0	3.4	3			1	4.管理者	

改定（最終案）

京都府過疎地域持続的発展方針 （令和8年度～令和12年度）

令和 年 月作成

京 都 府

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	過疎地域の現状と問題点	1
(2)	過疎地域持続的発展の基本的な方向	7
(3)	広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	12
(4)	京都府の責務	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1)	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	13
(2)	移住・定住の促進	13
(3)	地域間交流の促進	14
(4)	人材の育成	16
3	産業の振興	17
(1)	産業振興の方針	17
(2)	農林水産業の振興	17
(3)	地場産業の振興	20
(4)	企業の誘致対策	21
(5)	起業の促進	21
(6)	商業の振興	22
(7)	観光の開発	22
(8)	雇用開発・能力開発等の推進	24
4	地域における情報化	25
(1)	地域における情報化の方針	25
(2)	情報通信設備整備と利活用促進	25
5	交通施設の整備、交通手段の確保の促進	26
(1)	交通施設の整備の方針	26
(2)	国道、府道及び市町村道の整備	26
(3)	農道及び林道の整備	27
(4)	交通確保対策	27
6	生活環境の整備	28
(1)	生活環境の整備の方針	28

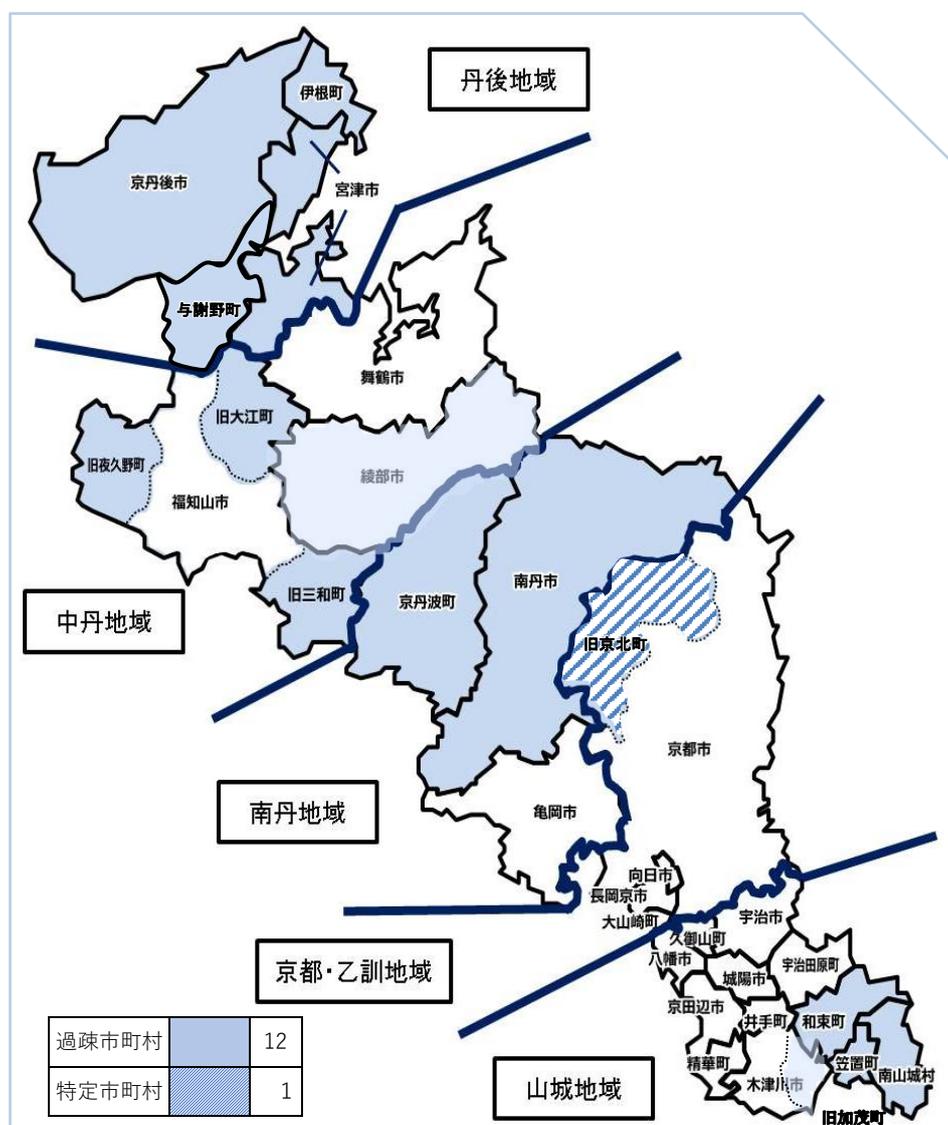
(2) 簡易水道、汚水処理施設等の整備	28
(3) 消防防災救急施設の整備	28
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図る ための方針	31
(2) 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るた めの対策	31
(3) 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	33
8 医療の確保	34
(1) 医療の確保の方針	34
(2) 無医地区対策	34
9 教育の振興	35
(1) 教育の振興の方針	35
(2) 公立小中学校の整備等教育施設の整備	35
(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	35
(4) 地域の文化財の保存・活用	36
10 集落の整備	37
(1) 集落整備の方針	37
11 地域文化の振興等	38
(1) 地域文化の振興等の方針	38
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備	39
12 再生可能エネルギーの利用の推進	40
(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針	40
(2) 再生可能エネルギーの導入・利用促進	40
(3) 環境の保全・資源の活用	40
(4) 経済と豊かな自然の恵みが地域内で好循環する仕組みづくり	41

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点 (概況)

京都府の地形は、南北に長く、その歴史的背景や地理的状況等生活圏域の条件によって、丹後地域、中丹地域、南丹地域、京都市・乙訓地域、山城地域の5地域に区分される。

京都市・乙訓地域や山城地域は京阪神大都市地域の一角を占める京都市を擁するとともに、西日本国土軸に位置し、その立地条件によって京都市及びその周辺地域を中心に、人口、産業、高次都市機能等の集積が見られる。



一方、丹後、中丹、南丹、山城・相楽東部地域は山地が多く、交通・情報通信網や上下水道など生活基盤の整備などが都市部に比べて遅れがちであることや、産業構造の変化による地場産業の衰退、人口流出などが過疎化・高齢化の一因となってきたが、京都縦貫自動車道の開通など高速交通網整備や、もうひとつの京都（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）の推進により、地域の資源を再発見・再認識し、誇りの持てる地域の創造による、個性のある地域づくりが進められている。

令和7年4月1日時点の府内の過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条、第四十一条及び第四十二条に該当する地域）の分布を見ると、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町が丹後地域に、福知山市のうち旧三和町、旧夜久野町、旧大江町の区域及び綾部市が中丹地域に、南丹市及び京丹波町が南丹地域に、木津川市のうち旧加茂町の区域、笠置町、和束町及び南山城村が山城地域にそれぞれ位置しており、京都市以北に大部分が分布している状況にある。

なお、旧法では過疎地域に指定されていた京都市のうち旧京北町の区域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においては非過疎となるが、附則第七条に基づき、特定市町村の区域として、経過措置が適用される。

これらの地域（過疎地域及び京都市旧京北町の区域）の面積は2,807km²と府域全体(4,612km²)の60.9%を占め、一方、人口は、令和2年現在200,275人で府域人口の7.8%となっている（表1）。

表1 京都府内過疎市町村の概況

区分	面積(Km ²)	人口(人)								高齢者:65歳以上 若年者:15歳以上30歳未満				財政力指数 平成30年～令和2年 3カ年平均
		令和2年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	令和2年	平成22年	
京都市のうち旧京北町の区域	217.68	10,194	8,211	7,312	7,087	6,886	5,633	5,127	4,496	2,080	2,096	538	322	0.81
福知山市	100.99	6,941	5,464	5,031	4,772	4,448	3,871	3,424	3,048	1,483	1,434	390	239	0.54
綾部市	347.10	51,258	44,983	42,552	40,595	38,881	35,836	33,821	31,846	11,884	12,313	3,914	3,274	0.51
宮津市	172.74	34,799	31,603	28,881	26,450	23,276	19,948	18,426	16,758	6,938	7,245	1,969	1,470	0.42
京丹後市	501.44	80,106	75,187	72,966	69,085	65,578	59,038	55,054	50,860	18,263	19,292	6,312	4,741	0.29
南丹市	616.40	45,262	39,318	38,215	36,693	37,617	35,214	33,145	31,629	10,410	11,139	6,189	4,758	0.31
木津川市	36.97	9,383	8,695	8,970	16,950	16,004	14,860	13,686	12,696	3,638	5,279	2,156	1,361	0.64
笠置町	23.52	3,048	2,721	2,506	2,311	2,056	1,626	1,368	1,144	613	582	216	71	0.21
和束町	64.93	6,889	6,316	6,290	6,079	5,457	4,482	3,956	3,478	1,462	1,655	563	291	0.20
南山城村	64.11	4,050	3,570	3,396	3,890	3,784	3,078	2,652	2,391	1,083	1,158	356	181	0.23
京丹波町	303.09	23,929	20,061	19,677	18,696	17,929	15,732	14,453	12,907	5,481	5,705	1,757	1,260	0.28
伊根町	61.95	6,958	4,779	4,021	3,586	3,112	2,410	2,110	1,928	1,028	934	229	139	0.11
与謝野町	108.38	28,008	28,617	28,061	26,371	25,593	23,454	21,834	20,092	7,013	7,544	2,591	1,949	0.28
過疎市町村計	2,806.64	1,993,545	2,250,087	2,527,330	2,602,460	2,644,391	2,636,092	2,610,353	2,578,087	605,709	734,493	437,058	383,977	
京都府計	4,612.19	1,993,403	2,250,087	2,527,330	2,602,460	2,644,391	2,636,092	2,610,353	2,578,087	605,709	734,493	437,058	383,977	

注1 国勢調査及び市町村決算統計資料より作成

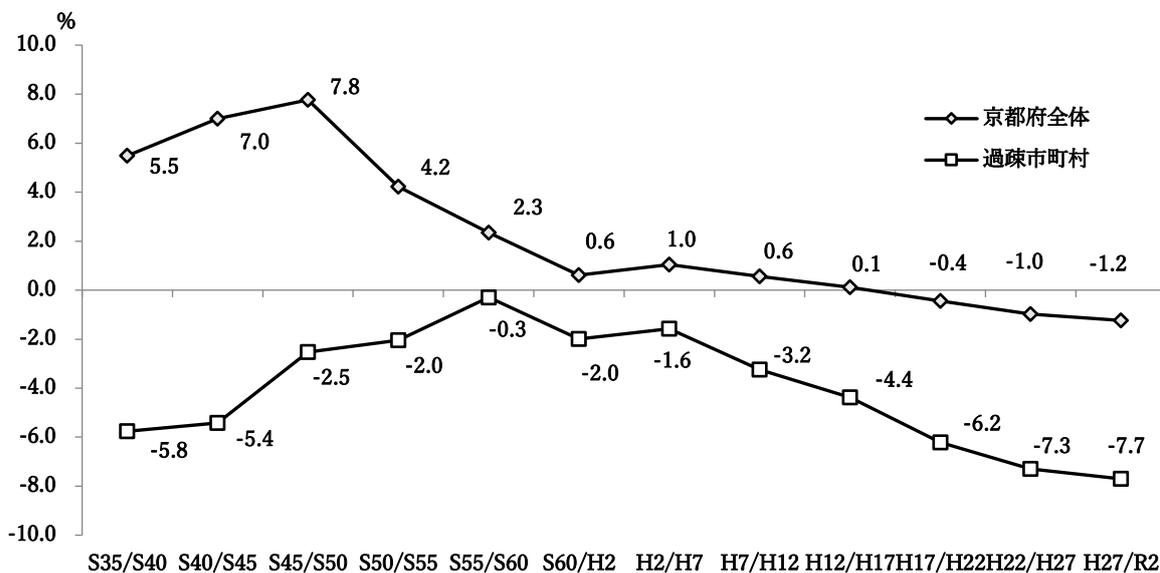
注2 高齢者人口:65歳以上の人口

注3 若年者人口:15歳以上30歳未満の人口

注4 京都市、福知山市及び木津川市の財政力指数は市町村合併後の数値である

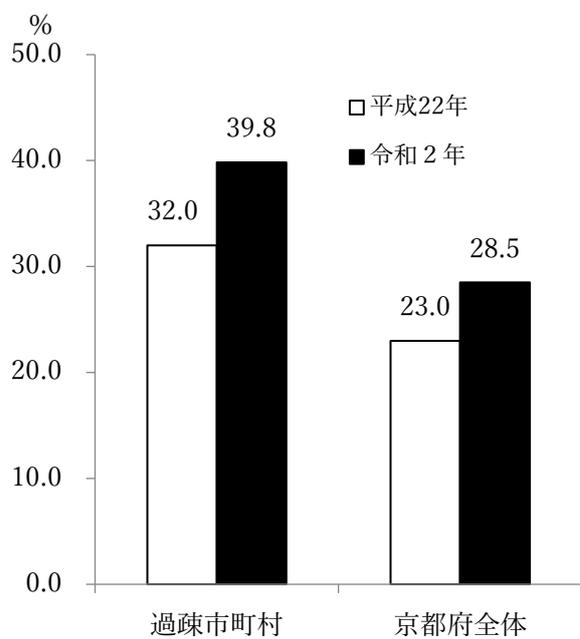
注5 財政力指数については過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令に則り算出

図1 人口増減率の推移



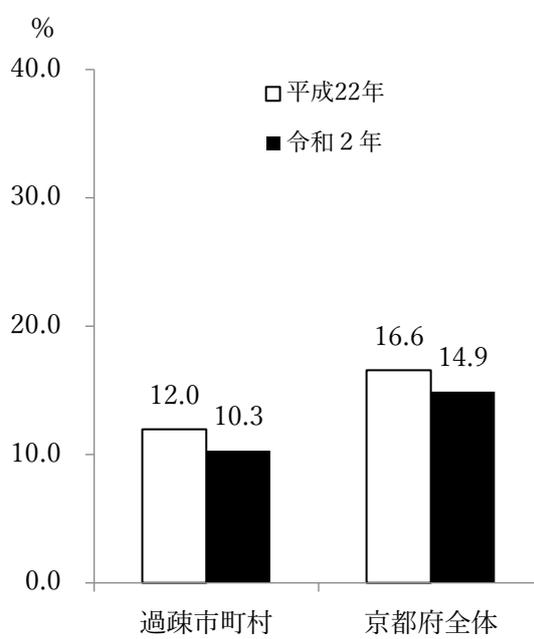
注 国勢調査より作成

図2 高齢者比率の推移



注 国勢調査より作成

図3 若年者比率の推移



注 国勢調査より作成

(人口等の動向)

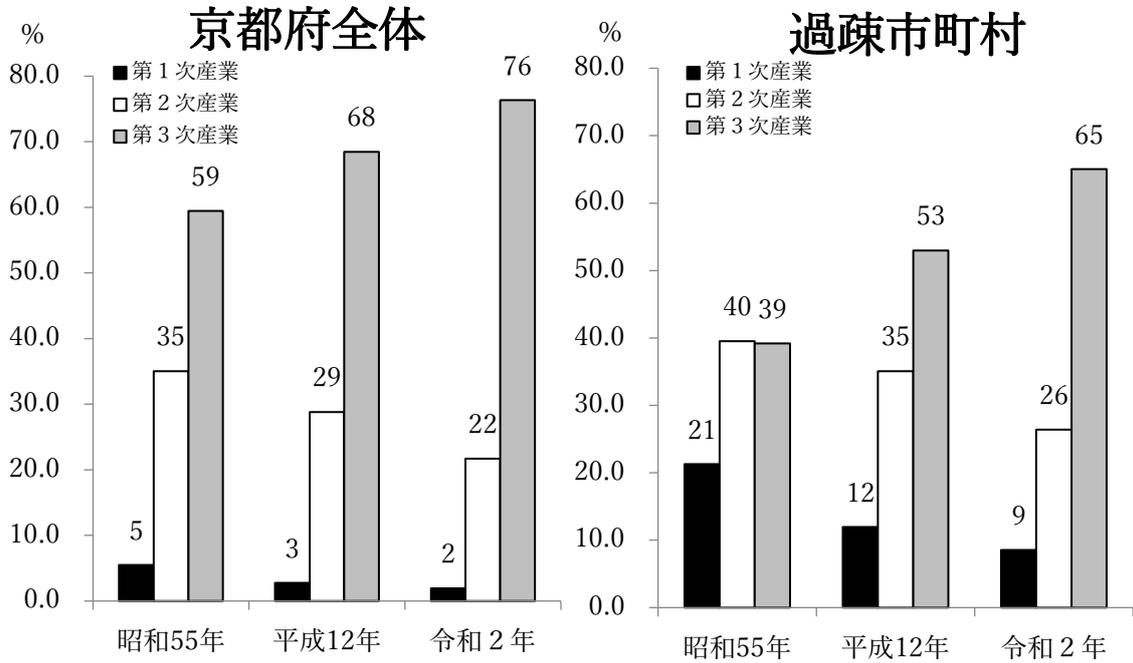
過疎地域における人口の推移を見ると、全体として昭和30～40年代に急激に減少（35～40年に5.8%、40～45年に5.4%）した後、平成2年から7年は1.6%と減少率は鈍化したが、7年から12年の減少率は3.2%、12年から17年の減少率は4.4%、17年から22年の減少率は6.2%、22年から27年の減少率は7.3%、27年から令和2年の減少率は7.7%と再び増加に転じている（図1）。

また、過疎地域における高齢者比率は令和2年現在39.8%と高く、京都府全体と比べて11.3ポイント高くなっている（図2）。一方、若年者比率は令和2年現在10.3%であり、高齢者比率に比べて3分の1以下となっている（図3）。

さらに、過疎地域では、若年者比率が都市部に比べて低い傾向にあるが、これは、進学や就職に伴う転出や卒業後の帰郷の減少による若者の流出が要因と考えられる。

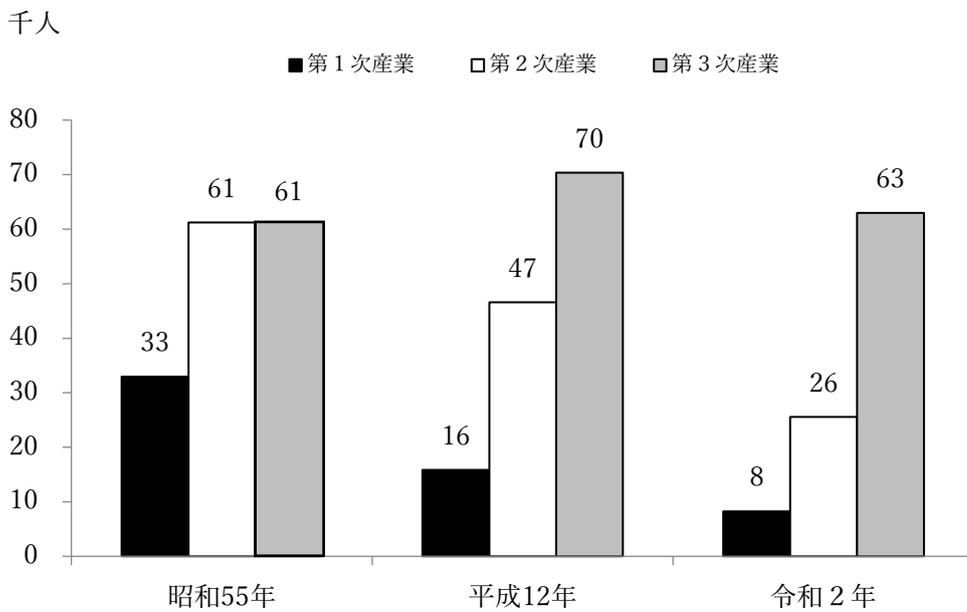
産業別の就業構造（令和2年現在）は、第1次産業8.5%、第2次産業26.4%、第3次産業65.0%で、京都府全体（各2.0%、21.7%、76.4%）と比較して、第1次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低くなっている（図4）。その推移を見ると、第1次産業及び第2次産業の比率が減少する一方、第3次産業の比率が大幅に増加しているが、就業者数では第1次産業及び第2次産業の就業者数が大幅に減少しているのに対して、第3次産業の就業者数は近年横ばいとなっている（図5）。このことから、過疎地域では、第1次産業及び第2次産業の雇用吸収力が低下する一方、第3次産業による雇用吸収が十分ではないため、就業先を求めて若年者層の流出が続いていると考えられる。

図4 産業別就業者比率



注 国勢調査及び各市町村統計情報より作成

図5 過疎市町村における産業別就業者数



注 国勢調査及び各市町村統計情報より作成

(現状)

過疎地域においては、昭和 45 年以降 50 年間にわたって、交通通信体系の整備、教育・文化施設の整備、生活環境・厚生施設の整備、医療の確保、産業振興等の諸施策が講じられ、これによって地域の基礎的なニーズに対応した基盤施設や公共施設等の整備は一定の進展を見たが、生活圏の広域化や情報化が進む中で、高齢者等の日常的生活交通や身近な買い物先が不足し、携帯電話の不感エリアや高速にインターネットが繋がらない地域があるなど、過疎地域以外の地域との間では依然として格差が見られる。

また、過疎化・高齢化が特に進んだ地域などでは、暮らしを支えてきた住民や集落間の絆が失われ、集落の維持そのものが危ぶまれるところも見られる。

こうした課題を抱える過疎地域の市町村は、自主財源に乏しく、財政運営の多くを地方交付税や地方債に依存せざるを得ない脆弱な財政状況にあり、より一層の効果的かつ効率的な財政運営を行う必要に迫られている。

一方、個人の意識・価値観も一層多様化し、いわゆる田舎暮らしを求めて移住する層の増加や、自然・環境への関心の高まりなど、地域づくりを進める上で明るい兆しも見られる中、今後は、地域住民とNPOや企業、大学、行政など多様な主体の連携・協働のもと、ビジネス的手法も用いた、地域の創意工夫による、地域資源を活用した自主的・主体的な地域の持続的発展が求められている。

(課題と解決への取組)

過疎地域を取り巻く社会・経済環境が大きく変化しつつある中で、過疎地域がそれぞれの個性を発揮して持続的発展を図るためには、これまでに整備された公共施設や基盤施設等を十分に活かしつつ、引き続き生活交通など交通通信体系や生活環境など生活の基礎的分野における整備を進めるとともに、整備から長時間を経過した施設等の維持・更新・長寿命化を適切に行いつつ、豊かな自然環境や安全な食料、歴史文化資産、再生可能なクリーンエネルギーなどの地域資源を最大限に活用し、地域の自給力や地域ポテンシャルを向上させることで、住民の誇りや愛着の回復、地域経済の向上、人口の維持等を図ることが必要である。

特に、過疎化・高齢化の進む農山漁村地域では、地域の人・組織づくりや基盤整備、生活交通や福祉など多様な地域課題の総合的な解決の取組を進めることにより、持続的発展を図り、府民全体の生活に関わる公益的機能を十分に発揮させることが必要である。

また、過疎地域の持続的発展に向けた中長期的道筋を描く上では、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に端を発する「新しい生活様式」の普及といった時勢を踏まえつつ、近年の田園回帰や関係人口、都心部への一極集中の是正といった過疎地域の活性化への追い風となるような新たな潮流を活かして、過疎地域

の持つ潜在的可能性を引き出し、併せてそれを強化、発信することが重要である。

(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

人口減少に向き合い、「京都府総合計画」基本計画・地域振興計画及び市町村の地域実情を踏まえつつ取り組むものとする。

過疎化・高齢化に加え、少子化が進行する中で、地域の持続的発展に向けた道筋を明確にし、それぞれの地域が将来のあり方を真剣に考え、目的に沿った地域づくりに責任を持って主体的に取り組めるよう、総合的かつ柔軟な支援をソフト・ハード一体的に行っていくことが必要である。

また、地域の課題解決は、課題に最も近い主体が行うことが適切であるが、地域を支える人材が不足する中、地域やNPO、企業、大学、行政等が連携・協働して実施することが重要である。

これらを踏まえ、以下に掲げるような取組を中心として、具体的施策を推進する。

- 持続的かつ自立的な地域コミュニティの確立を目指し、都市住民等の過疎地域への移住・定住を促進。「移住したいまち京都府」の実現を図る
- 地域間における情報共有や相互支援を目的とした地域間ネットワークの構築や、都市地域等との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大等を積極的に促進
- 過疎地域の持つ多様で豊かな自然、歴史、文化等地域資源の保全、創造を図り、地域の魅力を向上させるとともに、京都府北部地域の職住一体型の生活圏形成を目指す京都府北部地域連携都市圏広域連携プロジェクトや京都スタジアムを中核とする南丹地域スポーツ&ウェルネス&ニューライフ広域連携プロジェクトのほか、新名神を活かす近未来都市形成など、地域の個性ある魅力づくりや更なる成長・発展につなげる「産業創造リーディングゾーン」や、もうひとつの京都（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）を推進
- 農山漁村滞在型旅行である「農泊」等を中心に、都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする、都市と農山漁村の共生・対流を促進
- 地域や関係市町村等と連携しながら、過疎地域における人材の確保・育成に

係る広域的施策を推進するとともに、各分野における専門人材等の確保・育成についても積極的に推進

- 地域の活動を担う組織や牽引するリーダーが不足しているため、多様な主体が協働して活動に取り組む組織を育成及び機能強化するとともに、地域の将来を担う人材を育成
- 地域経済・社会を支える産業については、担い手の確保や地域資源、デジタル技術の活用、多様な主体との連携等による農林水産業や地場産業、観光・レクリエーションの振興、地域ビジネス等の新たな起業の促進など、総合的な産業施策を展開し、多様な産業の育成によるたくましい地域経済を確立
- 首都圏をはじめとする全国の都市部からの人材還流を促進するため、京都府が主体となり、各地域とその企業が地域の特性を発信し、魅力ある雇用機会を創出するための緊密な連携強化を図ることで、U I J ターン就職を促進
- 情報通信等の基盤を充実し、個性豊かで住みやすい地域づくりを支援。府域全体でデジタル技術の利活用を進め、いつでも、どこでも、だれもがその利便性を享受できる環境整備等を推進し、暮らしの中で情報の交流を促進
- 広域的視野に基づく交通網や情報通信網等の基盤整備、生活環境等の整備、情報化の推進、保健・医療の確保、学校教育をはじめとする教育や文化の振興など、基礎的な生活条件を整備・充実
- 子育て環境の確保については、結婚や妊娠・出産、子育てに夢や希望が持てるよう、オール京都の推進体制により、「京都府子育て環境日本一推進戦略」に基づき、社会で子どもを育てる京都の実現に向けた取組をきめ細かに粘り強く推進
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケアの一層の充実を図るとともに、適切な介護保険サービス等の提供や介護基盤の着実な整備、介護予防・健康づくりの充実、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保等の取組を推進
- 医療の確保については、京都府の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は全国で3番目に多いが、地域や診療科による偏在が認められ、地域医療の確

保に必要な医師の少ない地域においては、医師の安定的・継続的な確保が大きな課題であることなどから、住民が、必要に応じてより充実した医療サービスを身近なところで受けることができるための条件を整備

- 学校教育においては、過疎地域の豊かな自然環境を教材化したり、体験活動に活かせるなどの利点があるが、児童生徒数が少ないため複式学級を編制している学校や施設面での整備に課題を抱える学校がある。その中で適正な児童生徒数による教育環境を維持するため、学校の統廃合を選択する地域がある。そのため、地域の特性に応じた教育環境の推進と環境整備を図る
- 過疎地域と都市部が機能や役割を分担・連携・協働して共存する仕組づくりなど、従来の価値観を変える取組を促進し、二地域居住や半農半X等、多様なライフスタイルを実現する場としての機能を整備
- 地域共同活動の再編・合理化や近隣集落との連携に向けた話し合いの支援、市町村集落支援員の配置、中間支援組織の育成を通じた伴走支援体制の構築等により、将来の人口減少に対応できる地域運営体制づくりを推進
- 地域の郷土意識やコミュニティ意識の醸成を図るため、地域文化等の振興に関するニーズ及び地域の実情に応じ、文化施設等の機能を充実
- 地域における文化芸術活動への支援をはじめ、まちなみや景観保全、伝統的な行祭事や伝統工芸等の地域の文化資源を活用した活動を活発化するとともに、広域的な地域文化相互のネットワークづくりを促進
- 京都ならではの豊かな力を活用し、再生可能エネルギーの導入・利用等に対する価値観・仕組みの浸透を図り、環境・経済・社会の好循環を創出

これら施策の展開に当たっては、都市部と比べ収益の確保が困難な過疎地域の特性に配慮し、各種規制を地域の実情に合わせて柔軟に緩和するとともに、過疎地域を含む広域的な経済・社会・生活圏域内の連携と機能分担に配慮する。また、過疎地域のおかれている厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源の効率的な配分に留意した施策の重点化を図る。特にソフト面の施策については、人材の確保・育成、地域住民とNPO、企業、大学等との協働や広域的な連携を促進する他、既存施設の効果的な利活用などの取組も進める。

こうした総合的かつ柔軟な施策を市町村と連携して重点的に実施することに

より、地域の維持が可能な人口の確保、地域で生活可能な所得の確保及び地域に定住可能な生活環境を実現し、もって過疎地域の持続的発展を図る。

また、こうした基本的方向性に従い、各地域において以下のとおり取組を進める。

(丹後地域)

このような基本的な方向を踏まえ、里山・里海が息づく丹後天橋立大江山国定公園、世界文化遺産登録を目指す天橋立、山陰海岸ジオパーク、伊根の舟屋、各地の温泉をはじめとした豊かな自然や歴史・風土など魅力ある地域資源を「海の京都」の統一したコンセプトのもと、各地域をネットワーク化し、国内外から選ばれる国際競争力の高い魅力ある宿泊・滞在交流型のブランド観光地域の構築を更に進める。

丹後織物業や機械金属業など地域の基幹産業であるが、少子高齢化・人口減少を背景とした人材不足が顕著であるため、事業の継承や新たな技術導入などを図る必要性があり、「丹後知恵のものづくりパーク」において、デジタル技術の活用などものづくり産業のニーズに応じた人材確保・育成を進める。一方、丹後産コシヒカリのブランド力向上や、国営開発農地での業務用野菜の生産拡大や茶の産地形成、ブランド京野菜の生産力の強化など丹後の強みを活かした製品の増強を図るとともに、農地の大区画化やスマート技術を組み合わせた先進的な整備など、農業生産基盤の整備を進める。加えて、丹後地域の魅力ある「食」を活かした新たな食のコンテンツを創造するとともに、いちおし食材を中心とした各種PR事業を実施することにより、丹後共通の観光資源である「食」の魅力による新たな観光客の取組及び地元産食材の消費拡大を推進する。また、丹後王国「食のみやこ」を拠点に地域の食を支える人材育成を展開するとともに、「海の民学舎」による担い手確保・育成を進め、漁業の振興を図る。

さらに、地域再生の拠点づくりによる集落機能の維持・強化、ライフスタイルに応じた移住・定住支援、地域資源を活用した交流観光産業の創出など農山漁村地域への支援を引き続き行う。

都市部から丹後地域へのアクセスに要する時間の短縮や交流・連携を促進するため、山陰近畿自動車道等の高規格道路の整備促進やこれへのアクセス道路を含む地域内交通網の計画的整備を引き続き進める。

(中丹地域)

舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道等、京阪神との交流を支える高速道路網や、関西圏域の日本海側のゲートウェイである京都舞鶴港などの整備を踏まえてアクセス道路や地域内道路網の整備を進め、福知山市市街地、綾部市、舞鶴

市などの北近畿の中核都市群間での連携・交流を深めるとともに、治山・治水対策等を進め、安心・安全な地域の暮らしを支える。

こうした交通・都市基盤を基に、長田野工業団地アネックス京都三和、綾部工業団地及び綾部市工業団地などの産業基盤を活かした産業集積立地や物流拠点地を促進して働く場を創出し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備等と併せ、若者が地域に定着したくなる持続可能な地域づくりを促進するとともに、地域産業の振興等を目的とした産学公連携拠点の北部産業創造センターにおいて、人材育成とデジタル技術の活用等を通じて、地域のものづくり産業の高度化と競争力を強化する。

また、「海の京都」「森の京都」の魅力ある地域資源を活かし、地域の食など特産品の魅力向上を通じた交流の拡大と関係人口の創出を図るとともに、万願寺甘とうや丹波くりなどの地域の主要農産品の生産技術の向上やデジタル技術の普及、新規就農者の経営安定支援を進め、更なる品質向上や生産力拡大を図る等、豊かな自然を活かし、マーケットニーズに対応した儲かる農林水産業を推進し、心つながる田舎の魅力と都市機能の両方を享受し、海・里山・まちを舞台に求める暮らしが実現できる地域を目指す。

(南丹地域)

J R山陰本線京都一園部間の複線化、京都縦貫自動車道の全線開通等により京阪神主要都市との交通の利便性は飛躍的に向上したが、地域内を結ぶ道路については引き続き整備等を進めるとともに、J R山陰本線の利便性向上を含め、道路と鉄道が一体となった交通ネットワークの整備に取り組む。

自然環境・景観、伝統的な建造物、芸能、祭りなどの文化財、良質な食材や農林水畜産物など豊かな地域資源と、京都丹波高原国定公園、京都スタジアム等といった交流基盤を活用し、国内外から人を呼び込み、周遊・滞在型観光につなげ、地域の賑わいづくりに結びつける。

また、高い技術力を有する多種多様なものづくり企業等と連携した人材育成や特色ある高等教育機関やオープンイノベーションセンター・亀岡との産学公連携などにより、イノベーションを促進し若者に魅力ある企業を育成するとともに、農林水産業においても、ほ場整備された農地でのスマート農業技術導入による生産拡大や品質向上、ブランド化による販路拡大を進め、新規就農者の経営や若手後継者の経営革新の支援を一層強化する。

併せて、地域全体で子育てに取り組む子育て文化の浸透を図り、就労と子育ての環境整備を進め、移住・定住を促進する。

（京都市地域）

京都市の旧京北町の区域は、総面積の9割以上を森林が占めており、農林業、木材関連産業が地域経済を支える基幹産業であり、こうした基幹産業の発展に向けた取組を進めるとともに、豊かな自然・文化・歴史等の地域資源を活かし、森の京都DMOと連携して誘客施策を促進する。

（山城地域）

豊かな自然に加え、日本遺産の構成文化財や数多くの歴史的文化遺産があり、関西文化学術研究都市とも交流・連携しながら、こうした自然環境等を活かした観光レクリエーション地として整備を促進するとともに、茶、シイタケ等の地域特産品や農家民宿・民泊などを活用した体験交流型農業の展開を通じて、地域の個性を活かした複合的な農林業の振興を図る。そのため、新たな国土軸の形成につながる新名神高速道路、関西文化学術研究都市と阪神地域、さらに、三重県、奈良県等との連携強化を図る国道や南北に走るJR奈良線等の広域交通ネットワークの整備、充実を進め、地域内外の交流を促進する。

また、大都市圏に隣接する利点を活かし、「半農半X」が可能となるよう条件整備を進める。

（3）広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

京都府の行政運営の指針である「京都府総合計画」は、「将来構想」「基本計画」「地域振興計画」によって構成しており、「将来構想」では、20年後の2040年に実現したい京都府の将来像として、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げている。「基本計画」を構成する1つである「8つの広域連携プロジェクト」及び「地域振興計画」では、「将来構想」で掲げた将来像の実現に向けて、府全域で連携して相互に施策効果を高める取組や各地域の資源や特性を活かした取組を記載している。このような「京都府総合計画」に基づく取組により、府内全ての地域が活力にあふれ誇りの持てる新しい時代の京都府づくりを推進する。

（4）京都府の責務

京都府は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第1条に掲げる目的を達成するため、同法第4条各号に掲げる事項について、過疎関係市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

社会・経済環境の変化に合わせて、移住・定住に対するニーズや考え方も多様化する中、国、市町村及び関係団体等と連携しながら、幅広い移住・定住ニーズに対応するとともに、地域内の住民、移住者、さらに積極的に地域社会の担い手になろうとする者も含めて、過疎地域内での相互交流と地域の活性化につながる活動を支援するなど、多面的かつ総合的な施策を推進することで、移住・定住を促進する。

また、過疎地域においては、域内に留まらない多様な主体との連携・協働・交流が不可欠であるため、同様の課題を抱える地域間における地域間ネットワークの構築や、地域の特性を活かした都市地域等との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大等を積極的に促進する。

加えて、移住の促進や関係人口の創出・拡大により多様な人材を確保するとともに、併せて地域社会の担い手や多様な分野の専門人材の育成により過疎地域の持続的発展に資するような人的体制を整備することを目指し、地域や市町村等と連携しながら、過疎地域における人材の確保・育成に係る広域的施策を推進する。

(2) 移住・定住の促進

過疎地域等においては、人口の著しい減少及び少子高齢化の加速度的進行に加え、特に進学や就職等により地域を離れる若年層が多いという実情もあり、現在及び将来の地域の担い手不足や、空き家の増加、地域商店の閉鎖をはじめとした生活機能の縮小、またこれらに起因する地域活力の低下や地域コミュニティそのものの存続の危機といった諸問題への対策が急務となっている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行を機とした田園回帰志向の高まりなど、移住ニーズの多様化が進んでいることを好機と捉え、積極的に対応していく必要がある。

こうした状況下において、移住者や関係人口が地域社会の担い手として活躍できる地域づくりの推進を目的に、「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」を令和4年4月に施行した。

就業・就農・起業等支援による仕事・収入源の確保、子育て・生活環境の整備・充実、移住者受入れに積極的な地域の拡大、地域力の向上、移住希望者に対する相談体制及び伴走支援、情報発信の充実、地域資源を活かした都市農村交流等による交流・関係人口の創出・拡大といった多様な観点から、市町村や関係団体等との連携の下、多面的かつ総合的な施策を展開することで、移住・定住を促進し、持続的かつ自立的な地域コミュニティの確立を図り、移住者の活躍が更なる移

住・定住につながる好循環の創出を図る。

具体的には、空き家の掘り起こし及び利活用等を促進することで、移住者の住居の確保に努めつつ、活力ある地域の創出を目指すことに加え、地域とそこに立地する企業の連携強化を図り、魅力ある雇用機会を創出することによるU I J ターン就職の促進、新規就農・就業者、起業者等に対する総合的支援を通じて就労・収入面からの対策を図る。

また、市町村との連携により、子育てを支援する「場」の充実や地域の子育て力の強化等を推進するとともに、豊かな自然環境や地域文化に根ざした過疎地域ならではの子育て、生活について積極的発信を図る。

さらに、市町村や関係団体、地域おこし協力隊等と連携した、地域住民等に対する啓発や研修、各種支援制度の拡充を通じて、移住者受入れに積極的な地域の拡大を図るとともに、空き家の掘り起こしやお試し住宅の整備、地域PR活動等に対する支援により、地域の移住者受入れ体制の充実、地域力の向上を目指す。

加えて、都市部に移住相談窓口を設置し、現地案内から現地定着までの伴走支援や、市町村や地域団体、地域で活動する移住者等と連携したセミナー等の開催、地域の魅力発信の強化等により、移住者の増加及び移住希望者層の拡大を図る。

また、移住促進活動にあたっては、市町村、地域、関係団体をはじめ、就業・就農・就職等支援窓口や京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会等とも密接に連携を図ることで相互の発信力を強化するとともに、移住のノウハウや地域の暮らし等も含め、幅広く情報提供を行うことで、ミスマッチを防止し定住の促進につなげる。

交流・関係人口については、豊かな自然、地域文化等多様な地域資源を活かした都市農村交流や、地域の魅力発信等に積極的に取り組むことで、地域のファン裾野拡大を図る。さらに、移住者や地域住民の活躍を後押しし、活力あふれる地域創出の一助とすることで、交流・関係人口の創出・拡大を図るとともに、更なる移住者の増加、定住促進へもつなげる。

(3) 地域間交流の促進

過疎地域においては、独力での地域活性化や多様化する地域課題への対応が困難となっており、域内に留まらない多様な主体との連携・協働・交流が不可欠である。このため、同様の課題を抱える地域間における情報共有や相互支援を目的とした地域間ネットワークの構築や、多様で豊かな自然やこれまで育まれてきた地域固有の歴史、文化、産業などの特性を活かした都市地域等との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大等を積極的に促進するとともに、各地域の特性を活かした、主体的な地域間交流に向けた取組を以下のとおり推進する。

(丹後地域・中丹地域)

自然環境や環日本海文化を今に伝える歴史資源などに恵まれており、市町の地域資源を活かした都市農山漁村交流施設等、集客施設の整備が進んでいる。

自然、歴史、文化等で密接な関係のある観光地として「海の京都観光圏」の取組を推進するとともに、「京都府北部地域連携都市圏」において、観光や産業、教育、医療、交通、環境等の分野における連携強化や公共サービスの補完など若者が定着する持続可能な地域づくりを展開する。

また、隣接する兵庫県但馬、丹波及び福井県嶺南地方との歴史的・文化的なつながりや、京都府・兵庫県・鳥取県にまたがる山陰海岸ジオパークの世界ジオパーク再認定に向けた取組など、広域的連携組織をうまく活用しながら、府県域を越えた観光振興等、交流が進む生活圏の形成を図る。

さらに、南丹地域との交流・連携を進め、京阪神や中京地域とも、都市との交流など地域経済の活性化につながる取組を推進する。

(南丹地域、京都市地域)

南丹地域及び京都市のうち旧京北町の区域は、地域の人々の交通手段である地域内を結ぶ交通ネットワークの整備を促進するとともに、地方バス路線の維持・確保など、交通基盤の整備を促進する。

また、南丹地域では、都市部の家族連れやグループ、健康増進や癒しを求める幅広い層に、京都丹波の魅力に触れ、地域のファンになってもらえるよう、京都スタジアムや京都トレーニングセンター等の施設活用とともに、地域の食、自然、歴史文化等をまるごと体験できるウェルネス体感型ツアーの取組を推進し、豊かな自然環境の保全・再生など、課題解決に向けて、市町と連携した取組を推進する。

特に南丹地域については、地域内を結ぶ道路について引き続き整備を進めるとともに、J R山陰本線の利便性向上を含め、道路と鉄道が一体となった交通ネットワークを整備し、地域間の交流を促進する。

また、京都スタジアムを、府中北部と京都市・府南部地域を結ぶゲートウェイとして、地域全体への誘客を促進する。

(山城地域)

近畿圏の中央部に位置しており、大阪府、滋賀県、奈良県、三重県に接し、古くから交通の要衝として発達してきた地域であり、木津川市の史跡恭仁宮跡や笠置町の名勝笠置山、木津川を活かしたレクリエーション施設、和東町の茶畑景観、南山城村の道の駅などを活かして、都市住民との交流活動が活発化している。

今後も山城地域の魅力ある観光資源や地域住民との交流を活用し、「お茶の京

都」構想に基づいた観光振興を進めるとともに、府県域を越えた地域間交流を積極的に進める。

（４）人材の育成

人口減少、少子高齢化が加速度的に進む過疎地域においては、地域を担う人材の不足が大きな問題となっており、社会情勢の変化に伴ってより多岐にわたるようになった地域課題に即応することがますます困難になりつつある。

こうした状況に対応するためには、移住の促進や関係人口の創出・拡大により多様な人材を確保するとともに、併せて地域社会の担い手や多様な分野の専門人材の育成により過疎地域の持続的発展に資するような人的体制を整備することが重要であるため、地域や関係市町村等と連携しながら、過疎地域における人材の確保・育成に係る広域的施策を推進するとともに、必要に応じて、地域や関係市町村等に対する人的及び技術的援助等を行うよう努める。

具体的には、先に掲げた移住の促進や関係人口の創出・拡大に係る取組に加え、地域住民や市町村職員等に対する啓発や研修等により、地域の核となる人材や地域における諸課題に即応できる人材の確保、育成に努めるとともに、そうした人材の確保、育成に取り組む地域や市町村、関係団体等への支援を推進する。

また、地域と学校との連携を強化し、学びによるまちづくりや地域人材の育成等にも取り組むとともに、府立大学においても、「地（知）の拠点」として、教育研究環境を更に充実・整備し、地域、産業界と連携して、地方創生を担う人材育成に取り組むなど、教育面からの取組も推進する。

農林水産業を支える人材については、府立農業大学校、府立林業大学校、海の民学舎等での人材養成と併せて、令和7年3月に策定した「京都府農林水産業人材確保育成戦略」に基づき、担い手不足や高齢化など共通する課題に対応するため、従来の分野別の取組に加え、分野横断による誘導から定着・経営発展まで一貫した支援を通じて、魅力ある農林水産業の実現に向けた人材の確保・育成に取り組む。

また、地域創生や地域連携に重点的に取り組む「地域創生推進校」の充実や、職業系専門学科における企業連携の強化等を通じて、高い専門性と応用力を備えた地域のものづくり産業の担い手育成にも取り組むなど、産業、医療、福祉、文化等各分野における専門人材等の確保、育成についても積極的に推進する。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域への若年者等の定住化や都市地域等からの移住の促進、高齢者の生きがいの創出には、産業の振興や起業の促進による安定した雇用及び所得の確保が不可欠である。そのため、①産業振興の前提となる交通網等の基盤条件の整備を通じて地域ポテンシャルを上げ、②過疎地域の有する様々な特性を最大限に活用した産業の振興や起業の促進等の施策を推進する。特に農林水産業については、中山間地域が多い本府の特性を踏まえた「スマート農林水産業」の実現や農商工連携・6次産業化の面的な拡大によるビジネスの創出という視点等を踏まえて推進を図る。

また、地域が有する資源や独自の強みを活かし、オープンイノベーションにより次代の産業を創出する「産業創造リーディングゾーン」の形成など、産業振興の取組の効果を府内全域に波及させ、地域の均衡ある発展を推進する。

さらに、単なる産業振興という視点を超えて、それを支える人々や地域社会に着目し、③産業や地域を担う人々が、快適に住み、働くことができる生活・住環境や条件の整備などを含んだ総合的な地域政策の展開を図る。なお、これら諸施策の展開に当たっては、近年の経済・社会活動の著しい広域化に対応して、過疎地域を含む広域的な経済・社会・生活圏全体に視点を置いた取組やデジタル技術の活用を重視していく。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業は、日常生活に不可欠な食料や木材等の生活物資を生産・供給するとともに、国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止、安らぎ空間の提供、農山漁村文化の伝承をはじめとする多面的機能の良好な発揮を通じて、豊かな府民生活の実現に重要な役割を担っていることから、地域資源を積極的に活用した都市との多彩な交流活動を展開するとともに、農業、林業、水産業が連携した新たな価値の創出や観光への活用、生産基盤の整備、流通加工体制の整備、担い手の確保・育成等様々な角度から総合的な施策を展開。併せて、各分野においても以下に掲げるような取組を積極的に推進する。

(農業)

過疎地域の農業は、これまでに行われた生産基盤等の整備や各種の振興施策の実施により、生産性の向上等の一定の成果が見られるものの、担い手の減少や高齢化、食生活の多様化やライフスタイルの変化に伴う消費の変化や自由貿易協定などの環境の変化に加え、近年頻発する自然災害や鳥獣害の深刻化など、地

域農業の維持が引き続き厳しい状況にある。

こうした中、様々な面で過疎地域の社会・経済構造を支えている農業の生産活動を、地域ぐるみで維持していくことが極めて重要であることから、U I Jターンも視野に入れた中核的担い手の確保や法人組織の育成、農地中間管理機構を核とした農地集積による力強い農業構造への転換、集落間の連携による広域的な集落営農体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じて多くの人が農業に携わることができる条件づくりを進め、女性や高齢者、農作業受委託組織等、多様な担い手の活躍により地域農業の持続的な発展を推進する。

さらに、鳥獣被害対策として、被害防止のための防護柵の整備や維持管理、地域ぐるみで取り組む防除対策の体制づくり、デジタル技術を活用した効率的な捕獲及びジビエ利用等の捕獲個体の利活用等を推進する。

また、依然として区画の形状や用排水条件、農地の立地が悪いために生産活動の非効率な地域もあることから、農業農村整備事業や農地集積の促進による生産基盤の強化を図るとともに、消費者ニーズに合わせた生産やその多様化に対応した農林水産物の高品質化・ブランド化等の促進、地域色豊かな農産物の生産、加工、販売、さらに観光レクリエーションと有機的に結合した農林水産業の6次産業化を推進するなど、ビジネスの視点を取り入れて、あらゆる角度から収益性の向上を図る。

これと併せて、各種農業団体や市町村等と連携しつつ、担い手に対しては、生産技術、経営技術指導の強化、担い手間や異業種との交流機会の拡充など、デジタル先端技術（スマート技術）の生産現場への実装の加速化や、新規参入も含めた積極的な担い手の確保・育成対策を推進する。

各地域について、丹後地域においては、国営農地開発事業により造成された農地等における加工用などの生鮮野菜、果樹・茶等の主産地化を推進し、経営感覚を持った大規模畑作経営を育成する。

中丹地域では、高付加価値農産物である万願寺とうがらし、紫ずきん、京都大納言小豆などの京のブランド産品や茶を特産物として生産振興を図り、農業振興を推進する。

南丹地域においては、地域特産物である黒大豆や小豆をはじめ、京みず菜・京壬生菜・紫ずきん等のブランド京野菜の生産拡大や、畜産物の安定生産の取組を推進する。

山城地域においては、宇治茶の主産地として蓄積された技術を活かし、京都ならではの特色ある茶の生産・加工と流通を推進するとともに、花菜や原木シイタケ、更にはジビエ加工の導入拡大など農家所得の向上につながる取組の推進を図る。

さらに、過疎地域である農山漁村の持続的な発展を図る観点から、地域の特性を

活かした自主的・主体的な農山漁村の将来ビジョンづくりを進めるとともに、都市住民やNPOなど多様な主体との連携・協働による地域づくりを促進することが重要である。

また、地域資源を活用した農林水産業・農山漁村体験の充実や、農家民宿、農家レストランの開業などにより農泊を拡大。併せて、地域特産品づくりの6次産業化など収益力向上に向けたチャレンジを支援、地域の収益力向上による持続可能なビジネスの確立を目指すことで、環境教育・体験旅行、都市と農村との交流を総合的に推進する。

加えて、農山漁村地域の個性ある美しい景観の保全や活用を促すとともに、都市農山漁村交流や地産地消の推進など消費者等との連携による流通体制を整備し、地域農業の発展を図る。

また、過疎地域の豊かな自然環境を保全していくために、農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり、資源のリサイクル利用等を通じて、将来にわたって安全な農作物の安定生産が可能な「環境にやさしい農業」を推進することとし、土づくりと併せて化学肥料や農薬の使用を削減する等、地域の立地や自然条件にあった農業技術の普及定着を図り、土壌、水質及び大気環境を保全するとともに、里山や転作田などを利用した放牧技術の導入による省力管理型畜産や生育環境にこだわった安心・安全な畜産物生産を推進していく。

さらに、食育の推進により農業や地域への理解を深めるとともに食文化の維持・継承を図る。

過疎地域の大部分を占める中山間地域の振興に際しても、日本型直接支払制度の取組推進やふるさと・棚田支援事業等、様々な多面的機能を維持・発揮する支援策を講じていくこととする。

(林業)

人工林の約8割が資源として利用できる段階を迎える中で、世界的な木材需要の変動や急激な為替の変動など、海外情勢の影響を受けにくい体制構築に向けて、外国産材から国産材への転換が図られていることを契機に、健全な森林の育成と木材の安定供給を通じて持続的な林業経営を図るため、林道等路網整備の推進と併せ、機械化の促進、人材の育成、更には木材の加工・流通施設の整備等、林業の生産性の向上に向けた取組を一体的に推進していく。

また、木材生産をはじめ、国土保全、水源かん養、二酸化炭素の吸収、景観保全、保健・保養など、森林の有する多面的機能が持続的に発揮され活用できるよう、間伐等森林整備の推進と併せ、京都府産木材の利用拡大をはじめ、木質バイオマス等未利用資源の活用や、京都モデルフォレスト運動の推進など、府民や企業等の参画も得ながら森林整備の促進を図る。

さらに、農山村地域における所得向上に向け、「丹波くり」や「丹波まつたけ」など、京都のブランド力を活かして特用林産物の生産振興を図るとともに、野生鳥獣による林業被害に対し、侵入防止施設の設置による防除対策のほか、生息環境の整備や管理等を推進する。

(水産業)

消費者ニーズに対応した新規魚類養殖の導入によるつくり育てる漁業、「丹後とり貝」などブランド水産物の生産拡大、水産資源の持続的利用を図る資源管理型漁業を推進するとともに、漁港の整備・機能保全や藻場造成などの漁場整備と海岸保全施設の整備を計画的に促進する。また、京阪神大都市圏への近接性を活かし、流通体制の強化を図るとともに、海洋性レクリエーションの場の提供と漁業体験や遊漁などの「海業」による都市住民等との交流を通じた漁村地域の振興策を推進する。内水面漁業については、重要な観光レクリエーション資源でもあることから、令和3年3月に策定した京都府内水面漁業振興計画に基づき、河川種苗放流事業やカワウ・外来魚等による食害対策事業を促進するとともに、観光産業等との連携、漁獲物・養殖生産物・水産加工品等の特産品化を図る。

(3) 地場産業の振興

丹後地域の中心的地場産業である丹後織物業については、生産設備への投資意欲の高まりや、洋装、室内装飾など広幅織物への進出など明るい兆しも見える中、従来の和装の素材生産中心型の産地から、和装や洋装、生活用品全般に係る完成品を製造する産地として発展することが必要である。このため、地域に蓄積した高度な技術を活用し、消費者ニーズに対応したデザイン性の高い新商品の開発等により丹後織物のブランド化と販路開拓を実施するとともに、京都府織物・機械金属振興センター及び(公財)京都産業21北部支援センター等の支援機関を活用して、経営者・技術者・デザイナー等の人材育成、技術コンクールや各種展示会の開催等を通じた研究開発・技術研究を促進する。さらに、ファッション性が高く高品質な製品の多品種少量短納期生産に適応した設備の高度化・近代化等に対する支援を充実する。

丹後地域のもう一つの代表的地場産業である機械金属業については、単一加工・下請型の業態からより付加価値の高い完成品及び高度ユニット製品、機械・装置製造分野への進出・転換を目指すため、業種を越えた企業間の連携促進なども視野に入れ、支援機関等による経営・技術面の伴走支援を行う。

また、地場産業の振興を図るための市場開拓の拠点となる(公財)丹後地域地場産業振興センターの活動の充実を図る。

中丹地域や南丹地域の過疎地域は、工業集積が低く、全体として、地域経済に

大きな影響力をもつ地場産業が成立するまでには至っていないが、伝統技術・工芸である丹波漆や黒谷和紙などの特産品の振興や、丹後地域も含め地域の良質な水を活用した特産品開発及びその水資源を活かせる食品産業等の誘致を図るとともに、今後、交通網整備の進展による京阪神大都市圏へのアクセシビリティの向上等を背景として、地域の資源・人材等を活用した産業おこしなどを積極的に展開し、新しい地場産業の育成を図る。

山城地域では、宇治茶の主産地として、生産と販売業者の両輪でともに発展した産地であり、さらに、茶から多数の機能性成分が発見されていることから、ウェルネス産業への参画等茶を用いた新商品開発や輸出の推進など、需要の拡大を進め、地場産業としての茶業振興を図る。

(4) 企業の誘致対策

交通条件や特産品等、地域特性を活かして企業を誘致すること及び既存事業所の地域内での増設を図ることは、地域の経済、雇用にとって重要な方策である。このため、過疎地域においても、地域特性を活かし、企業誘致対策を積極的に推進する。

近年の高速道路網の整備による交通アクセスの飛躍的な向上や京都舞鶴港を核とした対岸諸国と京阪神を結ぶ物流ネットワーク構築により、後背地での物流・製造拠点の集積を進めていく。また中丹地域、南丹地域については、福知山市のうち旧三和町の区域に造成した長田野工業団地アネックス京都三和において、既に地域の産業拠点として重要な役割を担っている長田野工業団地や綾部市の綾部工業団地及び綾部市工業団地と連携した企業立地を促進するほか、南丹市園部町の京都新光悦村においても、芸術家や職人の工房や企業の生産拠点や販売・体験施設の集積を図り、伝統工芸の匠の技とハイテクの融合により、新しいタイプの製品等が生み出されるよう、地域の特徴に応じた産業の集積を図る。

丹後地域、中丹地域での新たな企業立地においては人材確保が課題となっていることから、北京都ジョブパークにおける相談から定着までのワンストップ体制や、首都圏からのU I Jターン、従業員の居住環境の向上、各種インフラ整備の進展、可能な規制緩和等、更なる地域の魅力向上を図る。

(5) 起業の促進

起業における初期投資軽減のため、開業融資の利率の大幅減や、これまでのものづくり企業に加え、初期投資が比較的少なく若者でも創業しやすい小売り・サービス分野なども対象にして補助制度を創設するとともに、起業創出のためのプログラムの実施や、創業の場としてインキュベート施設やコワーキングスペ

ース等の拠点の提供、相談窓口の設置、セミナーの開催など、市町村や支援機関等と連携した支援を展開し、起業を促進する。また、京都中小企業事業継続・創生支援センターを設置し、後継者問題をはじめ円滑な事業承継に向けて、中小企業・小規模事業者からの相談に対応することにより、廃業率低下を図り事業所数減少に歯止めをかける。

一方、中小企業応援隊による企業訪問を通じて、創業から経営改革、成長へのステップアップまで様々な方法で支援する京都エコノミック・ガーデニングにより、府内中小企業の芽を伸ばす。

こうした中で、過疎地域においては、農林水産業や観光関連産業などの地場産業等と連携しつつ、優れた人材のU I Jターンや、地域ブランドによる付加価値の向上等を図りながら、起業や既存企業の経営革新を進め、地域産業の振興と雇用の創出を図るとともに、それを通じて、地域産業を支える優秀な人材の育成を図る。

(6) 商業の振興

商店街は、地域の中心地にあって、地域産業の中心として発展してきたが、近年では、消費者のライフスタイルの変化や流通革新によってシャッター通りと呼ばれる商店街が増加している。また、店主の高齢化など従来からの構造的な課題が顕在化している。このため、商店街創生センターによる伴走支援を通じて、商店街の多機能化と多様な人材の集積を進めることで商店街が地域コミュニティの核となり、地域・個店と一体的に発展していくことを支援し、地域の特色を活かした商店街の振興を図る。

また、商店街の機能を高めるために必要な施設整備など地域商業機能の充実に向けた取組を推進する。

(7) 観光の開発

近年の自然志向、農山漁村生活志向の高まりやライフスタイルの変化に伴い増加する余暇需要に対応すべく、過疎地域においてもその豊かな自然や、我が国の原風景というべき美しい景観、食、歴史文化という貴重な地域資源を最大限に活用した新たな観光コンテンツづくりやその魅力向上、農林漁家民宿の開業など、地域をまるごと滞在施設化する等、過疎地域の経済活動につながる様々な施策を積極的に展開する。

(丹後地域)

世界文化遺産登録を目指す天橋立、山陰海岸ジオパーク、伊根の舟屋をはじめ、海、山、里といった豊かな自然とそこで獲れる豊かで品質のよい食材や丹後ちり

めんをはじめとする地場産業等も含め、様々な地域資源に恵まれており、これらを「海の京都」の統一テーマのもと、観光資源として更に磨き上げ、交通アクセス、地域内の周遊ルートなどの条件整備の促進により、体験型・滞在型の観光を進めるとともに、ポストコロナを見越し地域内外に積極的に発信することで、国内外から選ばれる国際競争力の高いブランド観光地域を目指す取組を展開していく。

さらに、丹後・中丹地域に跨る「丹後天橋立大江山国定公園」を、丹後半島の「海岸と美しい海」、半島中央の「高原と多様な自然」、大江山を中心とした「連峰と雄大な景観」など、変化に富んだ豊かな自然を満喫できる観光レクリエーション資源として活用し、府北部全体での観光誘客の推進を図る。

（中丹地域）

丹後・若狭・丹波地域と有機的に連携しつつ、「海の京都」、「森の京都」の統一テーマのもと、京都丹波高原国定公園や丹後天橋立大江山国定公園をはじめとする森・里・川・海や歴史・文化など地域の資源を活用した魅力ある滞在プログラムの造成、自転車やカメラ、山登り等の移動手段そのものを楽しむ「スポーツ・トレイル」の推進、更には丹波くり・丹波黒大豆等の丹波ブランド製品の魅力や農業・林業・漁業体験民宿等の観光情報の発信により誘客を図り、都市との交流を推進する。

（南丹地域、京都市地域）

自然環境・景観、伝統的な建造物、芸能、祭りなどの文化財、良質な食材や農林水畜産物など豊かな地域資源の魅力をブラッシュアップし、国内外に広く発信・浸透させるとともに、京都丹波高原国定公園、京都スタジアムやスポーツイベント等を活用しながら、森の京都DMOとの連携の下、地域の魅力を広く発信し、京都丹波ブランドを浸透させ、国内外から来訪者を周遊・滞在型観光につなげ、地域の賑わいづくりに結びつける。

（山城地域）

日本遺産の構成文化財に加え、木津川上流の豊かな自然や墾田永年私財法が発布された都「恭仁宮」、「太平記」で有名な「笠置山」等の歴史的文化遗产や茶畑景観に恵まれており、「お茶の京都」構想に基づき観光の振興を進めるとともに、今後、関西文化学術研究都市や大都市近郊に位置するという立地条件、日本遺産（『日本茶800年の歴史散歩』）に認定された地域の魅力を活かし、広域的な交流を更に進めていくため、交通アクセス、宿泊施設、道の駅など誘客を可能とする基礎的な条件の活用・整備を更に促進する。

また、いずれの地域とも、地域の特産品を活かし、高齢者も参画できる体制での農産加工品等の開発や地域経済の活性化につながる付加価値の高い商品開発を進める。

(8) 雇用開発・能力開発等の推進

産業・雇用構造の変化に的確に対応し、地域の雇用状況等に応じた雇用対策を推進する。これと併せて、若年者、女性、中高年者及び障害者等の就業を支援するとともに、人材の地方還流（U I Jターン）など多様な就業を支援する。

また、勤労者一人ひとりが自らの能力を十分に発揮することができるよう、産業振興施策・雇用対策と連携しつつ、府立高等技術専門校や京都職業能力開発促進センター等を活用し、地域のニーズにあった職業訓練等の充実や非正規雇用若年者層のキャリアアップによる正規雇用化などの質の向上を図る。

さらに、労働時間の短縮と余暇活動の充実を促進するとともに、労働条件や福利厚生面における勤労者福祉の充実を図るため、地域のニーズに合った勤労者福祉施設の効率的な活用に努める。

4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

少子高齢化・人口減少の進展等による、経済活動や地域コミュニティの維持などへの課題を克服し、今後、ますます多様化が想定される府民・事業者ニーズに対応した政策の推進には、デジタル技術を活用して個別最適なサービスをいかに早く府内全域に届けるかが重要である。

そのためには、従来からの情報通信ネットワークや府の各種事業におけるシステム導入などの取組に加え、府民の誰もが安心して容易にデジタル技術を利用できる基本的な環境の更なる充実を図る。

(2) 情報通信設備整備と利活用促進

従来から取り組んできた、条件不利地域における光ファイバーや5G通信の基地局整備促進など情報通信ネットワークの整備等に加え、デジタル技術を府民誰もが安心して容易に利用できる環境をつくるため、人材の育成やセキュリティ対策などのソフト事業も含めて「デジタルインフラ」とし、府内各地域で展開する。

その上で、いつでも、どこでも、だれもが情報を取得・発信し、交流を図ることができるよう、NPO等との協働による地域に根ざした支援等を通じて、デジタル技術を活用しやすい環境づくりを進める。

また、環境・エネルギー、健康・医療・農業等の様々な分野で、最新のデジタル技術を積極的かつ適切に取り入れながら、産学公連携でデジタル技術利活用の取組を進めるとともに、SNSを活用した政策形成段階からの府民参画やスマートフォンアプリによる防災情報等の迅速な共有を進める。

防災情報システムについては、地震、津波、風水害、原子力災害等に対して備えた対策を強化し、災害時の迅速な対応を強化するとともに、分かりやすく的確な情報提供を推進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 交通施設の整備の方針

過疎地域における交通施設の整備については、まず、産業振興をはじめとする地域の持続的発展を進める上で必須の要件である基盤整備の推進を目指して、府域を南北に貫く高速交通軸の整備を促進するとともに、過疎地域を含む府域全体からこの高速交通軸に円滑にアクセスする道路網の整備を促進する。

これと併せて、通勤・通院・買物など住民生活の維持と利便性を確保する観点から、各集落と基幹集落・中核的都市等を体系的に結ぶ圏域内道路網の整備を推進する。

また、地域の農林水産業の振興の基幹的な施設として、農業生産活動や農産物流通の合理化を実現し、農山漁村地域の活性化に資する農道等の整備を促進する。

なお、基幹的な市町村道や市町村管理の農道等（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道等を含む。）のうち地域の持続的発展を図る上で特に重要なものについては、市町村の財政状況、技術力及び他事業との関連による早期整備の必要性などを勘案しつつ、国土交通大臣又は農林水産大臣の指定に基づき京都府による代行整備を行う。

さらに、地域住民の暮らしに欠かすことのできない生活交通、地域への来訪者の交通手段、商店街の振興等、地域の社会経済活動も支える重要な社会生活基盤となっている公共交通については、少子高齢化の進展等に伴い、「安心、安全」「人にやさしい」「誰にでも使いやすい」交通体系の構築が必要となっており、利用者（住民）にとって最適の、より便利で一層効果的・効率的な、地域の実情に応じた公共交通ネットワークを新たに作り上げる取組を住民、行政、事業者が一体となって進める。

(2) 国道、府道及び市町村道の整備

府域全体の活性化につながる広域高速交通ネットワークの形成を目指して、山陰近畿自動車道、府南部地域の新たな国土軸になる新名神高速道路等の整備を促進するとともに、その整備効果を府域の隅々にまで及ぼすことができるよう、各地域からこれら高速道路網へのアクセスの整備を推進する。

このような考え方にに基づき、府道については、①府域の高規格道路等とのネットワークにより広域交通を担う路線、②地域整備プロジェクトの推進のために必要な路線、③各圏域の中核都市へのアクセスなど地域内交通の強化のための路線、④通行不能箇所や異常気象時及び原子力災害時における通行に支障のある危険箇所の解消が必要な路線について重点的な整備を行うものとする。

市町村道については、広域的な高速交通ネットワークの形成を踏まえつつ、①産業振興のために必要な路線、②観光レクリエーションの振興のために必要な路線、③住民生活を維持するために必要な路線に重点をおいて整備の促進を図る。

また、安全で快適な道路交通を確保するため、歩道の設置等による歩行者の安全確保や冬期積雪地域における雪崩防護壁・チェーン着脱所の整備などの安全対策を講じるとともに、道路除雪の迅速な実施を図る。

（３）農道及び林道の整備

農作業や通作の効率化、農作物の品質確保、農地集積の促進、流通の効率化等を図るため、地域の要望を踏まえた農道整備を推進する。

林道等路網については、木材を安定的に供給し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要な造林・保育・素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、現地条件に合わせて、林道や作業道など、役割や利用形態等に応じて適切に組み合わせて整備を進めていくとともに、山村地域の生活を支える基盤として、また、環境学習や地域資源としてレクリエーションに活用するなど森林の総合的利用を促進するため、舗装・改良による機能強化を図る。

（４）交通確保対策

鉄道については、周辺都市への通勤・通学の利便性や観光面での誘客という観点から、ＪＲ奈良線の整備を促進するとともに、ＪＲ山陰本線園部以北や関西本線の複線化・高速化等の実現への要請を強める。また、京都丹後鉄道については安心・安全な運行の確保に資する設備投資等の支援を沿線自治体とともに行う。

通学、通院をはじめ住民の日常生活を支える交通手段として大切な役割を果たしている路線バスについては、少子高齢化等による利用者数の減少や運転手不足に伴う減便等により、路線維持が困難な状況になりつつある。こうした状況を踏まえ、地元市町村・事業者・地域住民等が主体となった地域公共交通計画の策定も行われていることから、引き続き路線バスの維持に努めるとともに、自家用有償旅客運送などの地域住民による移動サービスの立ち上げなど路線バスを補完する移送手段も含め、地域の実情に応じた生活交通の確保のために必要な支援を行い、利用者（住民）に最適で、より便利で効果的・効率的な生活交通ネットワークを実現する。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、住民が安全で心豊かな日々の生活を送るため、水道施設、消防救急などの基礎的な公共施設・サービスについて、よりきめ細かい整備と活動体制の強化を図る。また、近年の住民ニーズの高度化、若年層の定住、住民の大部分を占める高齢者、地域を訪れる人々の利便等を考慮して、污水处理施設、公園、住宅、図書館など快適でゆとりある生活環境を創出するための生活基盤施設についても、各地域の実情に応じた計画的・段階的な整備を促進する。

さらに、阿蘇海など閉鎖性水域の環境改善の取組を促進する。

(2) 簡易水道、污水处理施設等の整備

(簡易水道等)

簡易水道を主とする水道施設については、府民生活に欠くことのできないライフラインであり、安心・安全な水を安定的に供給する体制の確立を目指し、未普及地域の早期解消、小規模・脆弱な簡易水道の統合整備や施設の更新等を促進する。

なお、水資源の確保については、限りある水資源の有効利用の視点から健全な水循環の確立や水資源確保方策の多様な推進等を図る。

(污水处理施設等)

污水处理施設は、公共用水域の水質保全を図るとともに、快適な生活環境を確保し、また観光レクリエーション振興等のための基盤条件としても極めて重要な施設である。

このため、京都府水環境構想2022に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設及び浄化槽等、地域の実状に応じた計画的・効率的な整備・普及・維持管理を図る。

また、循環型社会の構築に向け、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、環境負荷のより少ない広域的な一般廃棄物処理施設の整備を促進する。

(3) 消防防災救急施設の整備

(消防)

常備消防については、過疎地域を構成団体とする京丹後市消防本部、宮津与謝消防組合、福知山市消防本部、綾部市消防本部、京都中部広域消防組合、京都市消防局、相楽中部消防組合などの広域消防力の強化・充実に基本として、市町村

及び関係機関と連携して消防水利・消防ポンプ自動車、多機能型消防車、高規格救急自動車等の消防施設・設備の整備を促進するとともに、ヘリコプター等を活用した相互応援体制の整備について充実を図る。

また、こうした常備消防力の充実とともに、消防団組織による消防力を強化するため、青壮年層等の積極的な入団促進を図るとともに、施設・設備の近代化や更新など消防団活性化のための施策の充実を図る。

併せて、高齢者のいる世帯、特に高齢者単身世帯の増加に対応して、防火指導の充実や緊急通報システムの整備を促進する。

(防災)

近年、台風や集中豪雨等による大規模災害が頻発しており、厳しい地形や気候条件、高齢者単身世帯の点在、脆弱な通信手段等による災害時の孤立化や緊急時の避難が困難であることなどを踏まえ、住民の防災意識の向上、自主防災組織を育成するとともに、安全な避難場所、避難ルート等を整備する。

併せて、河川堤防や護岸・土砂災害等の危険箇所を把握し、それらの防災情報の地域における確実な共有化や定期的な防災訓練の実施等を推進する。

また、災害の発生を防止するため、河川の計画的な整備や農業用ため池の適切な管理・保全と整備、土砂災害・森林などの危険箇所の整備を進め、内水対策の充実も図る。

さらに地震、津波などに対する防災・減災の取組を促進するとともに、原子力災害対策も強化する。

(防犯)

府内の刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成14年から5分の1以下に減少したものの、依然として、子どもや女性・高齢者を狙った犯罪が後を絶たない状況を踏まえ、交番・駐在所を核に、地域住民、警察、行政等の連携・協働を強化し、住民への広報啓発による防犯意識の向上や防犯ボランティアによる自主防犯活動への積極的な支援等、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進する。

(救急医療)

救急医療については、地域の実情に即した初期医療体制の確保を図るとともに、緊急手術や緊急入院を担う2次・3次の救急医療機関の受入機能の拡充を図り、府民が迅速かつ適切に救急医療を受けられる体制を確保する。

また、関西広域連合によるドクターヘリにより、公立豊岡病院を基地病院とする3府県ドクターヘリが府北部地域を、大阪大学医学部附属病院を基地病院とする大阪府ドクターヘリ及び済生会滋賀県病院を基地病院とする京滋ドクター

へリが府南部地域を運航しており、今後も引き続き、救急医療・搬送体制の充実強化に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための方針

(子育て環境の確保)

京都府の合計特殊出生率は、令和6年1.15と全国で43番目の水準となる一方で、65歳以上の高齢者人口の割合が高まり続けており、少子高齢化が進行している。過疎地域においては、合計特殊出生率が府内の平均を下回る地域もあり、府民が地域で安心して子どもを産み育てられるよう、市町村と連携して妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない支援に取り組むことが求められる。

(高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進)

過疎地域では、既に高齢化率が5割を超える地域もあるなど、高齢化が一層進行しており、今後も、後期高齢者や認知症高齢者の更なる増加が見込まれている。また、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯も増加しており、高齢者を地域全体で見守り、支えていくことが求められる。

このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケアの一層の充実を図るとともに、適切な介護保険サービスの提供や介護基盤の着実な整備、介護予防・健康づくりの充実、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保等の取組を推進する。

また、意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢に関わりなく「社会の担い手」として活躍することができるよう、幅広い関係団体や市町村と連携して、高齢者の多様な社会参加を支援する。

併せて、道路等の基盤施設や各種公共施設等の整備に当たっても、高齢者や障害者をはじめすべての人々が安心して快適に暮らし、自由に移動し、社会参加を行うことができる福祉のまちづくりを推進する。

(2) 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

京都府子育て環境日本一推進戦略や、京都府子ども・子育て支援事業支援計画、京都府高齢者健康福祉計画等に基づき、以下の取組を推進する。

(妊娠・出産の環境づくり)

妊娠・出産から育児に至る総合相談・支援の拠点づくりを進め、妊産婦が抱える悩み等の軽減や産後うつ予防・早期発見等、地域全体で孤立化を防ぐ支援体制を確立する。

(子育ての環境づくり)

就学児家庭、未就学児家庭を含め、全ての子育て世帯が安心して子育てができる環境整備のため、市町村と連携した多様な保育サービスの提供や地域子育て支援拠点や保育所・認定こども園・幼稚園等を拠点とした相談・一時預かり等の体制強化を促進するとともに、地域全体での相談・支援体制の充実などの取組を推進する。

(保育・教育の環境づくり)

市町村と連携し、多様なニーズに対応できる環境の整備促進を図るなど、保育・教育の一体的提供と子育て環境の充実を進めるとともに、保育教諭・幼稚園教諭等、保育人材等の確保・質の向上を図る。また、放課後児童クラブの整備に対する支援や放課後子ども教室との連携促進、放課後児童支援員等の育成・確保と更なる資質の向上による総合的な放課後児童対策の充実や、幼児教育に関わる人材の育成・確保など幼児教育の推進体制の拡充を推進する。

(子育て世帯の経済的支援)

市町村と連携して、子育て世帯、三世帯同居・近居支援のための住宅取得等に係る経済的支援等により、子育てに適した住環境整備の促進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図る取組を推進する。

(適切な介護保険サービスの提供)

介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みである介護保険制度については、居宅サービス及び施設サービスを確保することができるよう、その制度の円滑な推進を支援する。また、介護保険施設等の介護基盤の着実な整備や、介護・福祉人材の確保・育成を進める。

(認知症対策等の充実、在宅医療・介護連携の推進)

認知症疾患や高齢化に伴う慢性疾患の増加等に対応するため、地域包括ケア3大プロジェクト（認知症総合対策、総合リハビリテーションの推進、看取り対策）の一層の充実や、在宅療養を支える医療・介護の連携を推進する。

(介護予防・健康づくりの推進)

運動、口腔ケア、栄養・食生活改善及び市民サポーター養成を組み合わせた「総合型介護予防プログラム」の普及を図り、効果的な介護予防の取組を支援する。

また、市町村や関係機関との連携を図りながら、生涯を通じた健康づくりを支える体制の整備を推進する。

(高齢者が安心して暮らせる住まいの確保)

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全・快適に暮らし続けることができるよう、介護保険施設等の計画的な整備とともに、高齢者あんしんサポートハウスの整備やサービス付き高齢者向け住宅の登録を進める。

(高齢者の多様な社会参加の支援)

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢に関わりなく「社会の担い手」として活躍することができるよう、幅広い関係団体や市町村と連携して、高齢者の多様な社会参加を支援する。また、高齢者の生きがいと健康づくりの推進、老人クラブ活動への支援、高齢者雇用対策などの施策を推進する。

(3) 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

障害者の自立と社会参加を促進するため、生活環境の整備、就労・在宅生活の支援、文化・スポーツ振興など総合的な観点から施策展開を図る。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

医療については、地域住民の生命と安全を確保するため、関係市町村と連携し、高度医療機器などの設備整備やへき地医療拠点病院への支援など、医療提供体制の充実を図る。

自治医科大学での医師養成や府立医科大学による医師確保等により、医師不足地域への効果的な医師等の配置に努めるとともに、府立医科大学等と連携した医療提供体制の確保を図る。

また、疾病構造の変化などに対応して、より質の高い医療サービスを効率的に供給していくため、広域的に設定された2次医療圏を単位として、今後とも各地域の基幹病院や自治体立病院の機能の充実を図る。

さらに、京都府保健医療計画に基づき医療圏内の医療資源の効率的活用を進め、それぞれの医療機関の役割に応じた機能分担と相互連携を促進するとともに、高度医療、救急医療、へき地医療など総合的・体系的な地域医療システムの確立を図る。

(2) 無医地区対策

無医地区や医師不足地域におけるへき地医療拠点病院、へき地診療所等の医療機能の充実を図る。

また、へき地診療所等における医師の確保に向けて、自治医科大学での医師養成等とともに、へき地医療支援機構やへき地医療拠点病院からの医師派遣など医療機関の連携による医療供給体制の充実を図る。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域に住むことが教育を受ける上でのハンディとならないよう、小規模校の特性や豊かな自然環境を活かした教育効果の高い学校教育の推進、高度情報通信技術を活用した学習内容の充実、学校施設面の整備・充実や遠距離通学対策の充実や広域的な連携による教育の振興を図る。

また、自然体験活動等青少年の学校外活動の機会の充実を図るなど児童生徒に「生きる力」を育むための環境の整備に努める。

さらに、経済的理由により進学等を断念することがないよう、子どもが教育を受ける機会を確保するとともに、過疎地域に居住する生徒・保護者のためにも、私学経営の健全化を進め、保護者の教育費負担の軽減にも配慮する。

住民一人ひとりが、生涯にわたって様々な学習活動が行えるよう、多様なニーズに応じた生涯学習のための指導者の育成、推進体制の整備等を推進する。

(2) 公立小中学校の整備等教育施設の整備

児童生徒数の減少や過疎化に伴って小規模な小・中学校が増加する中で、教育効果の高い学校教育を受けることのできる条件整備が重要である。

小・中学校の施設にあっては、教育内容・方法の変化やインクルーシブ教育の推進、施設の老朽化、地震等の災害に対応するため、計画的に校舎や屋内・屋外運動場等の改修・大規模改造や改築等を促進する。

また、遠距離通学が必要な地域においては、通学バス路線の確保等通学条件の整備を図る。

さらに、地域・社会全体で児童生徒の育成を図るため、小・中学校に地域コミュニティの拠点としての機能を持たせ、地域社会への開放等生涯学習の振興を視野に入れた学校施設整備の推進を図る。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

地域における生涯学習活動やコミュニティ活動の充実を図るため、地域ごとの公民館、集会施設等を体系的に整備するとともに、既存施設のネットワーク化を図るなど機能の充実を図る。

また、学習活動を支える基礎的な施設の一つである図書館については、京都府内全市町村を対象とする京都府図書館総合目録ネットワークにより一層連携を図るとともに、連絡協力車を活用した図書館間の協力貸出を推進するなど、各市町村における図書館機能の充実を支援する。京都トレーニングセンター等の体育施設については、地域住民のニーズを踏まえつつ、施設の整備・活用を促進す

る。

丹後の歴史・文化・観光拠点となる博物館を目指し、府立丹後郷土資料館のリニューアルに取り組むとともに、郷土資料館においては、各施設で、歴史・考古・民俗資料の調査や収集、成果の展示、府民向け公開講座や学校への出前授業等を実施するなど、地域の文化財の保存・活用を図る。

学校統廃合に伴う廃校舎等について、地域への愛着を育んできた貴重な地域資産として、企業誘致により新たな産業の拠点としての活用や、都市との交流拠点や子どもの体験活動のフィールドとしての再整備等有効活用を図る。

(4) 地域の文化財の保存・活用

地域の文化財を将来にわたって適切に保存・活用する。

また、それを担う専門職員の育成や支援を行う。

10 集落の整備

(1) 集落整備の方針

過疎化・高齢化が進む農山漁村集落において、地域共同活動を合理化・省力化により継続するため、将来の人口規模に応じて集落相互の連携を強化するとともに、外部人材の誘致による農山漁村発イノベーションの推進を促すことにより、人口減少に対応できる地域運営体制づくりを進める。

高齢化の進展等により地域の担い手やリーダーが不足し、相互支援等伝統的な集落機能の維持が困難な場合には、大学やNPOなど地域外の協力者と連携した集落の再生活動の実施や、小学校区等のより広い範囲での複数集落の連携による機能の強化等を図る。

また、地域の担い手不足が深刻化する中、都市住民等の移住・定住の促進や、交流・関係人口の創出・拡大を図るとともに、特定地域づくり事業協同組合の推進など多様な人材の確保・育成に努める。さらに、地域おこし協力隊、集落支援員等の活用を促進するなど、人材面での支援も推進する。

また、地域の総合的な土地利用計画等に基づき、住宅、商業、農業、教育・文化、保健医療・福祉、公共サービス等に関連する諸施設の体系的な整備や機能の充実を図るとともに、道の駅や鉄道駅を核とした産業振興、生活サービスの拠点づくりなど過疎地域のネットワークの形成を図る。

11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

京都府では、四季の移り変わりや人々の暮らしとともに育まれた祭りや年中行事などの多様で個性あふれる地域文化が受け継がれてきた。こうした地域文化は、府内各地の魅力を伝えるとともに、京都全体の文化の力として国内外の人々を惹きつける強みともなっている。

また、これらの地域文化は、多世代を結ぶ地域コミュニティの形成に寄与するとともに、地域への誇りと愛着の醸成にも寄与している。

府民はもとより、地域の企業や文化・経済団体、教育機関など多様な主体の有機的な連携のもと、こうした地域文化の魅力を活かし、さらに磨き上げることに より、府内各地で活力が生み出される京都を目指し、「文化が生きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針」に基づき、以下の取組を推進する。

(地域文化による地域活性化)

過疎化や高齢化の進行により継承が危ぶまれる府内各地の祭りや年中行事、伝統芸能や景観、暮らしの文化などについて、その独自性や文化的価値を分かりやすく伝え、魅力的に発信することで、継承や地域の活性化につなげる取組を推進する。

(伝統行事・伝統産業に用いられる素材の保全・継承)

「豊かな森を育てる府民税」を活用して、伝統行事や伝統産業の素材に用いられる植物を育成する森林を保全するなど、将来の府民に継承する取組を推進する。

(観光、まちづくり施策との連携)

地域の文化資源を活かした特色ある地域づくりを展開し、外部から新たな発想を加えることで、府内各地域における文化活動の振興と地域の活性化を図るため、地域の文化活動を支援する人材を配置する。

また、京都府が取り組んできた「もうひとつの京都」を発展させ、各地の文化資源の魅力を再発見し、積極的に活用することによる地域活性化や観光振興を行うほか、それぞれの地域の特質に基づいた文化を創造し続けるための取組を推進する。

(文化活動の国内外への発信)

地域の文化活動や行祭事などの情報を、若い世代や子育て中の人、障害者、高

齢者といった受け手に合わせて提供する。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

各地域における伝統文化の継承や、多様な地域文化の発展・創造を図るため、文化活動の拠点としての文化施設の機能を充実させるとともに、それぞれの拠点を活用した文化の振興や各拠点の連携等を図り、地域の文化活動を支援する。

また、府民、芸術家、行政などの連携を円滑にし、子どもから大人まで府民の主体的な参画を促し、文化活動を活発化する取組を進める。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

再生可能エネルギー（再エネ）の導入・利用を促進することは、温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要である。

世界全体で今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量の均衡の達成を目指す「パリ協定」が発効するとともに、我が国においても、「第7次エネルギー基本計画」において再エネの主力電源化を徹底することとされるなど、世界的に脱炭素化への機運が高まっているところである。

京都府においては、令和2年2月に「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと」を宣言し、再エネの導入・利用をはじめ設備の長寿命化、省エネの取組等を加速化し、再エネの導入・利用が標準となる新たなライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指すこととしており、京都ならではの豊かな力を活用し、再エネの導入・利用等に対する価値観・仕組みの浸透を図り、環境・経済・社会の好循環を創出する。

(2) 再生可能エネルギーの導入・利用促進

再エネの導入促進に向け、周辺環境に配慮した太陽光発電や風力発電、地域資源を活用した小水力発電や木質バイオマス等発電の導入を支援する。

再エネの利用促進に向け、企業・府民の再エネ調達を促すための意識醸成や、再エネ調達を望む企業・府民が調達しやすい仕組みづくりを行う。

その他、地域住民との信頼関係の構築や環境調和など、安心・安全で長期安定的な事業運営に資する取組や担い手育成（環境教育等）を実施する。

(3) 環境の保全・資源の活用

地球規模で温暖化や生物多様性の劣化などが進む中で、過疎地域においても、地域の持続的な維持・発展のためには、環境の保全に配慮し、資源を有効に活用した持続可能な社会・経済の仕組みづくりが求められている。

そのため、森林や里地・里山・里海等、人間が関わることにより形成維持されてきた自然を保全し継承するとともに、自然環境の保全に資する計画的な地域資源（バイオマス、自然エネルギー等）の利活用により、地域ビジネス等の事業化を図る。

事業化に当たっては、地形、植生、水系、気象条件など地域の自然特性に適合した地域資源の活用による創エネルギーやバイオマテリアル生産等の手法を、地域の住民が主体的に関わる中で検討を進めるとともに、その実施に当たって

は、事前に賦存量や活用方法等に関する科学的かつ実証的な調査を行い、環境への影響及び費用対効果を適切に評価・把握し、必要な法令の遵守と、地域の合意の形成や、地域の「絆」の再生と活性化を図りながら進めるものとする。

(4) 経済と豊かな自然の恵みが地域内で好循環する仕組みづくり

持続可能な社会・経済のしくみを構築するためには、画一的な方法ではなく、それぞれの地域に適した方法を選択することが必要であり、単に資本を投下するだけでなく、投下された資本と資源が地域内で好循環する仕組みを創出していく必要がある。

そのため、農林水産業、ものづくり、観光などの地域産業の振興や、人々の暮らしの向上につながるよう、地域の人材や技術を活かした地域に適した方法で、バイオマス、水力、風力、太陽光・太陽熱、地熱などの豊かな恵み（資源）から、地域分散型の再生可能エネルギーを効果的に利活用する事業化を促進することで、エネルギーの地産地消による地域外への資金流出の抑制や新たな収入源の確保を図るなど、省エネルギーの推進と安心・安全なエネルギー自給社会の実現に向け、地域の「自給力」と「創富力」を高めるものとする。

改定（最終案）

京都府過疎地域持続的発展計画
（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

令和 年 月作成

京 都 府

目 次

1	基本的な事項	1
	(1) 持続的発展の基本方針	
	(2) 過疎地域の持続的発展に関する目標	
	(3) 計画の達成状況の評価に関する事項	
	(4) 計画期間	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	5
3	産業の振興	6
4	地域における情報化	15
5	交通施設の整備、交通手段の確保の促進	16
6	生活環境の整備	17
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	19
8	医療の確保	21
9	教育の振興	22
10	集落の整備	23
11	地域文化の振興等	24
12	再生可能エネルギーの利用の推進	25

1 基本的な事項

(1) 持続的発展の基本方針

京都府は、過疎地域の持続的発展の基本的な方向として、地域社会が地域住民と多様な主体との協働のもとに総合的な施策の選択を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりに責任を持って主体的に取り組むことが必要という認識のもと、以下の取組等の推進が重要であると京都府過疎地域持続的発展方針（令和8年度～令和12年度）（以下「方針」という。）に定めている。

- 持続的かつ自立的な地域コミュニティの確立を目指し、都市住民等の過疎地域への移住・定住を促進。「移住したいまち京都府」の実現を図る
- 地域間における情報共有や相互支援を目的とした地域間ネットワークの構築や、都市地域等との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大等を積極的に促進
- 過疎地域の持つ多様で豊かな自然、歴史、文化等地域資源の保全、創造を図り、地域の魅力を向上させるとともに、京都府北部地域の職住一体型の生活圏形成を目指す京都府北部地域連携都市圏広域連携プロジェクトや京都スタジアムを中核とする南丹地域スポーツ&ウェルネス&ニューライフ広域連携プロジェクトのほか、新名神を活かす近未来都市形成など、地域の個性ある魅力づくりや更なる成長・発展につなげる「産業創造リーディングゾーン」や、もうひとつの京都（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）を推進
- 農山漁村滞在型旅行である「農泊」等を中心に、都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする、都市と農山漁村の共生・対流を促進
- 地域や関係市町村等と連携しながら、過疎地域における人材の確保・育成に係る広域的施策を推進するとともに、各分野における専門人材等の確保・育成についても積極的に推進
- 地域の活動を担う組織や牽引するリーダーが不足しているため、多様な主体が協働して活動に取り組む組織を育成及び機能強化するとともに、地域の将来を担う人材を育成
- 地域経済・社会を支える産業については、担い手の確保や地域資源、デジ

タル技術の活用、多様な主体との連携等による農林水産業や地場産業、観光・レクリエーションの振興、地域ビジネス等の新たな起業の促進など、総合的な産業施策を展開し、多様な産業の育成によるたくましい地域経済を確立

- 首都圏をはじめとする全国の都市部からの人材還流を促進するため、京都府が主体となり、各地域とその企業が地域の特性を発信し、魅力ある雇用機会を創出するための緊密な連携強化を図ることで、U I J ターン就職を促進
- 情報通信等の基盤を充実し、個性豊かで住みやすい地域づくりを支援。
府域全体でデジタル技術の利活用を進め、いつでも、どこでも、だれもがその利便性を享受できる環境整備等を推進し、暮らしの中で情報の交流を促進
- 広域的視野に基づく交通網や情報通信網等の基盤整備、生活環境等の整備、情報化の推進、保健・医療の確保、学校教育をはじめとする教育や文化の振興など、基礎的な生活条件を整備・充実
- 子育て環境の確保については、結婚や妊娠・出産、子育てに夢や希望が持てるよう、オール京都の推進体制により、「京都府子育て環境日本一推進戦略」に基づき、社会で子どもを育てる京都の実現に向けた取組をきめ細かに粘り強く推進
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケアの一層の充実を図るとともに、適切な介護保険サービス等の提供や介護基盤の着実な整備、介護予防・健康づくりの充実、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保等の取組を推進
- 医療の確保については、京都府の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数は全国で 3 番目に多いが、地域や診療科による偏在が認められ、地域医療の確保に必要な医師の少ない地域においては、医師の安定的・継続的な確保が大きな課題であることなどから、住民が、必要に応じてより充実した医療サービスを身近なところで受けることができるための条件を整備
- 学校教育においては、過疎地域の豊かな自然環境を教材化したり、体験活動に活かせるなどの利点があるが、児童生徒数が少ないため複式学級を編制している学校や施設面での整備に課題を抱える学校がある。その中で適正な児童生徒数による教育環境を維持するため、学校の統廃合を選択する地域がある。そのため、地域の特性に応じた教育環境の推進と環境整備を図る

- 過疎地域と都市部が機能や役割を分担・連携・協働して共存する仕組づくりなど、従来の価値観を変える取組を促進し、二地域居住や半農半X等、多様なライフスタイルを実現する場としての機能を整備
- 地域共同活動の再編・合理化や近隣集落との連携に向けた話し合いの支援、市町村集落支援員の配置、中間支援組織の育成を通じた伴走支援体制の構築等により、将来の人口減少に対応できる地域運営体制づくりを推進
- 地域の郷土意識やコミュニティ意識の醸成を図るため、地域文化等の振興に関するニーズ及び地域の実情に応じ、文化施設等の機能を充実
- 地域における文化芸術活動への支援をはじめ、まちなみや景観保全、伝統的な行祭事や伝統工芸等の地域の文化資源を活用した活動を活発化するとともに、広域的な地域文化相互のネットワークづくりを促進
- 京都ならではの豊かな力を活用し、再生可能エネルギーの導入・利用等に対する価値観・仕組みの浸透を図り、環境・経済・社会の好循環を創出

京都府過疎地域持続的発展計画は、方針にて定めた取組の実現のため、京都府が過疎地域の市町村と協力し、過疎地域の持続的発展を図る事項を取りまとめたものである。

なお、府内過疎市町村の脆弱な財政基盤等の厳しい制約のもと、総合的な対策を推進していくため、京都府は、市町村や地域の主体的な努力を前提としつつ、行財政上の援助措置を講じるものとする。

事業名	事業内容
きょうと地域連携交付金	府と市町村・市町村相互の連携を強め、一体となった地域づくりを推進するための事業に対する交付金（交付対象経費の1/2を限度として交付）
市町村未来づくり資金	市町村等が行う土木事業、環境改善事業、災害防除事業等の建設事業を支援するため、原則事業費の75%を貸付
地域交響プロジェクト交付金	地域社会の諸課題の解決に取り組む地域活動が継続して実施することができるよう他団体や市町村、府との連携や関係性の構築を目指す取組に対し、原則事業費の1/3を交付

(2) 過疎地域の持続的発展に関する目標

以下に掲げる目標に沿って、人口減少社会における持続可能な地域社会の形成及び地域活力の向上を図る。

- ・ 過疎地域の持続的発展に必要な人口の確保
(参考指標) 人口 人口減少率 転出入者数 等
- ・ 過疎地域への移住・定住の促進
(参考指標) 移住者数 等
- ・ 過疎地域における産業の振興
(参考指標) 企業立地件数 正規雇用者数 観光入込客数、観光消費額
農林水産業の産出額 等
- ・ 過疎地域における情報化の推進
(参考指標) 府内5G基盤展開率 等
- ・ 過疎地域における地域公共交通の利便性向上
(参考指標) 鉄道の高速度化・複線化状況 幹線道路の整備状況 等
- ・ 子育てしやすい地域・まちづくりの推進
(参考指標) 合計特殊出生率 住んでいる地域が、子どもが育つのに良い環境だと思う人の割合 等
- ・ 過疎地域における医療提供体制の確保・充実
(参考指標) 健康寿命 医師確保困難地域で従事した医師数 等
- ・ 過疎地域における再生可能エネルギーの導入・利用の促進
(参考指標) 電力需要に占める再生可能エネルギー導入量の割合 等

※参考指標については、上に記した項目に限らず、評価時点で最も適切と考えられる指標を用いることとする。

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項

① 評価の時期

令和9年度及び12年度(予定)

(京都府総合計画の数値目標点検時及び次期計画策定時に併せて本計画に対する評価を実施)

② 評価の手法

庁内関係部局等を中心としたメンバーにより、総合的及び項目別評価を実施。

(4) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(移住・定住及び地域間交流の促進)

京都への新しい人の流れをつくるため、コロナ禍を契機として高まりつつある地方移住への関心を的確に捉え、京都府の持つ魅力や強みを積極的に発信するとともに、市町村や関係団体等と連携しながら移住・定住やU I J ターン就職の施策を推進する。

また、地域資源を活かした都市農村交流や二地域居住等を通じた関係人口の創出を図り、多様な地域の担い手の確保を推進する。

事業名	事業内容
京都ジョブパーク事業 移住人材確保支援業務	府内の企業の人材不足に対応するため、主に首都圏・近畿圏をはじめ、全国の都市部に在住する者の京都府への還流及び京都府内南部地域在住者の京都府北部地域へのU I J ターン就職の促進に向け、個々の求職者に対して、京都ジョブパークが持つ様々な資源・サービスを活用し、京都府及び府内企業の魅力を適切に発信することで、当該求職者の府内企業へのU I J ターン就職の促進を図る。
「移住するなら京都」推進事業	地域の新たな担い手となる移住者を確保するため、東京、大阪、京都に移住相談窓口を設置して相談から現地案内、地域定着までを伴走支援するとともに、移住者のニーズに応じた住まいや仕事づくりを総合的に支援

(人材の育成)

地域づくりや農林水産業を担う人材の育成に加え、産業、医療、福祉など各分野の専門的人材等の確保、育成についても推進する。

事業名	事業内容
農林水産業人材確保育成戦略事業	農林水産業の成長産業化を牽引する高度な専門人材と地域を支える多様な担い手を確保するため、産学公民の連携により、分野横断で誘導から定着・経営発展までを一貫して支援

3 産業の振興

(農林水産業の振興)

農林水産業は、過疎地域の社会・経済構造を様々な面で支えており、地域社会の持続的発展を進めていく上で、その振興が重要である。

生活環境の整備や就業機会の拡充など総合的な地域政策の視点に立った魅力ある農山漁村づくりを進めることが必要となっており、各市町村・地域によるこうした取組に対して、様々な面から積極的な支援を行う。

事業名	事業内容
農業競争力強化農地整備事業	ほ場、用排水路及び耕作道を一体的に整備することで、農業の生産性を高め、農家所得の安定を図る。
農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず基盤整備を行うことで担い手への農地の集積・集約化を加速する。
水利施設等保全高度化事業	老朽化した農業水利施設の長寿命化対策により、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保するとともに、水利用の効率化、水管理の省力化を推進し、生産効率・安全性の向上を図る。
土地改良施設維持管理適正化事業	農業水利施設の補修・整備のための資金を造成し、この資金を利用して施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図る。
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組を実施し、農業の持続的な発展を図る。
農村地域防災減災事業	農業用ため池等の農業用施設の防災減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。
中山間地域等直接支払交付金	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するため直接支払交付金を交付

<p>農と環境を守る地域協働活動支援事業 (多面的機能支払交付金)</p>	<p>国 1/2 府 1/4 (一部地域は国 1/3 府 1/3)</p> <p>地域ぐるみでの地域資源の基礎的保全活動・質的向上活動や、施設の長寿命化のための活動等に対する支援交付金を交付</p> <p>国 1/2 府 1/4</p>
<p>機構集積協力金交付緊急対策事業</p>	<p>地域のまとまった農地の農地バンクへの賃借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付</p>
<p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金</p>	<p>経営体の確保・育成、経営の規模拡大、複合化等を図るため、市町村等が行う生産、加工、流通、販売の機械・施設整備に対して 3/10 (以内) を補助</p>
<p>京都農人材育成総合対策事業</p>	<p>新規就農・就業の相談から体験・研修・就農・就業までを支援し、就農後も農業者の発展段階に応じた研修などの伴走支援に加え、高度な経営感覚を持つ農人材を育成</p>
<p>京都畜産未来の担い手づくり事業</p>	<p>経営の法人化を進めるとともに、畜産法人への就業・就農希望者を幅広く確保</p>
<p>畜産インターンシップ事業</p>	<p>畜産業に興味を持つ若者を対象に実践的なインターンシップ研修を実施</p>
<p>農地耕作条件改善事業</p>	<p>担い手への農地集積の推進などを図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組に対する補助</p>
<p>「京都ブランド米」新展開事業 うち「京の米」生産イノベーション事業</p>	<p>実需者からの具体的なニーズに対応できる、食味にこだわった競争力のある米等を地域ぐるみで効率的に生産できるために必要な機械等の整備に対して 4/10～1/2 (以内) を補助</p>
<p>スマート農林水産業実装チャレンジ事業</p>	<p>農林水産業の担い手減少に対応するため、スマート技術の生産現場への実装を加速し、作業効率と品質・生産性の向上の実現に必要な機械や設備等の導入に対して 3/10～5/10 (以内) を補助</p>

<p>京都農業経営強化事業 うち 京野菜生産加速化事業 6次産業向け体制整備事業</p>	<p>市場ニーズの高いブランド京野菜や実需者との契約に基づく加工契約野菜の生産基盤の整備並びに、省力・低コスト生産及び付加価値の高い商品開発に向けた取組に対して事業費の4/10～4.5/10（以内）を補助。 中山間地は補助率を5%上積み</p>
<p>京野菜生産拡大モデル事業 うち 京野菜産地基盤づくり事業</p>	<p>集出荷体制の構築に必要な加工・流通機械等の整備に対して事業費の4/10(以内)を補助。中山間地は補助率を5%上積み</p>
<p>京の地域特産物応援事業</p>	<p>実需者から強い要望のある小豆、黒大豆、大豆、そば等の地域特産物の生産に必要な機械等の導入に対して事業費の4/10(以内)を補助。中山間地は補助率を10%上積み</p>
<p>茶業振興対策事業</p>	<p>茶業振興を図るため、優良品種の新植・改植・被覆棚施設の整備、製茶工場等共同化の推進に対する補助</p>
<p>森林整備事業</p>	<p>森林の有する多面的な機能の維持・増進を図るため、植林、下刈、除間伐等の実施に要する経費の4/10～7/10（以内）を補助</p>
<p>有害鳥獣総合対策事業</p>	<p>ニホンジカの捕獲強化や被害防止のための防護柵の整備と維持管理、デジタル技術を活用した効率的な捕獲やジビエの利活用及び担い手育成等により総合的な対策を推進</p>
<p>林道関係補助金</p>	<p>林業経営の合理化の促進及び農山村地域の振興のため、林道の開設・改良・舗装事業に要する経費に対し30/100～80/100（以内）を補助</p>
<p>林業・木材産業等振興施設整備交付金</p>	<p>林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展、木材利用の推進及び特用林産物の生産振興のため、基盤整備、機械施設整備等に対して事業費の3.75/100～5.5/10（以内）を補助</p>
<p>沿岸漁業振興対策事業費補助金</p>	<p>魚礁設置事業、築いそ事業及び共同利用施設設置事業など沿岸漁業振興のため、補助対象経費の1/3（以内）又は1/2（以内）を補助</p>

内水面漁業振興対策事業費補助金	市町村、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合が行う河川種苗放流事業を支援するため、種苗購入経費の1/3（以内）を補助
-----------------	---

（地場産業の振興）

中小企業応援隊による企業訪問を通じ、それぞれのステージに応じた伴走支援により、地域の個々の中小企業の成長を支援する。併せて、各地の地場産品の需要・販路開拓を促進するため、紹介・宣伝や展示販売会の開催等を支援し、各市町村の商工会・商工会議所が実施する地場産業・地域観光資源等を活用した地域おこしの取組に対して支援を行う。

事業名	事業内容
中小企業総合応援事業	中小企業応援隊による企業の成長ステージに応じたきめ細かな支援を通じ、中小企業のさらなる成長を支援
丹後・西陣織物産地活性化事業	織物産業の分業体制を維持、再構築するため、広幅織物をはじめとする若手の織物職人や、分業化している関連する工程及び織機調整の研修等を産地組合と連携して実施
北部産業活性化推進事業（北部産業創造センター推進事業）	中丹地域をはじめとする北部ものづくり企業の成長支援、新産業の創出等を図るため、綾部市、京都工芸繊維大学と共同で運営する「北部産業創造センター」を核に産学公が連携して、ビジネス交流から、事業化の促進、ものづくりの競争力創出、産業人材の育成まで一貫通貫で支援
北部産業活性化推進事業（北部産業活性化拠点・京丹後推進事業）	丹後地域を中心とした地場ものづくり産業の一層の成長と次世代の産業振興を目的に、ものづくり人材の育成・確保、地域の新しい産業興し、中小企業の総合支援の3つの機能を持つ「丹後・知恵のものづくりパーク」を運営
ものづくりパーク推進事業	南丹・中丹・丹後地域におけるものづくり産業について、経営と技術が一体となったきめ細かな支援体制の充実・整備を進め、地域の特性を活かした成長を実現するための事業等を推進

丹後・知恵のものづくりパーク機能強化事業	府北部地域におけるものづくり産業の支援を行う中核拠点として、「丹後・知恵のものづくりパーク」の機能を強化し、地域の課題である製造業の人材育成等を推進
京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業	中小企業の事業計画段階から本格展開までを一貫支援するパッケージ型の支援制度を伴走支援の下で展開することで、地域の企業が成長する環境をつくり、地域経済を牽引する企業を育成
企業連携型ビジネス構築事業	WITHコロナ・POSTコロナ時代における市場や産業構造の変化に対応するため、業種の垣根等を越えた企業グループの形成から新ビジネスの創出に至るまでをパッケージ型で支援

(企業の誘致対策)

地域経済の活性化や就業機会の拡大を図るため、工場適地(用地)調査、工場立地動向調査を実施するとともに、工場用地や企業誘致優遇制度等を紹介するパンフレット、工場用地説明会等の開催、さらにインターネットのホームページ上での工場用地情報の提供など、積極的な企業誘致活動を展開する。

特に、丹後・中丹・南丹地域及び山城地域の木津川右岸地域に立地しようとする企業に対する手厚い補助金制度をはじめ、融資及び税制上の優遇措置等を講じ企業誘致を推進する。

事業名	事業内容
企業誘致の推進	「企業立地促進条例(略称)」に基づき、補助金、税の特例措置、低利融資制度を本補助制度に効果的に活用し、地域の立地条件や地域特性に応じた戦略的な企業誘致を推進
京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金	<p>建物、設備等の整備及び雇用に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備補助：投下固定資産額等×10% (限度額：0.5～8億) ・雇用補助：新規府内常用雇用者数×単価(障害者50万円、正規雇用者40万円、その他10万円) <p>工場(要件) { 用地面積：3,000m²以上 投下固定資産額等：3億円以上 府内常用雇用者：5名以上</p> <p>※地域、雇用数、投資額により補助率、限度額が変動</p>

雇用のための企業立地促進融資制度	土地、建物、設備投資等に対する融資 ・所要資金の90%以内で20億円以内（うち運転資金1億円以内）
市町村企業立地基盤整備事業費補助金	企業誘致のための市町村が行う道路・橋梁整備、用排水施設整備及び環境保全施設整備等を支援するため、用地面積に応じて補助対象経費の1/2（以内）を補助 ①用地面積5ha未満 限度額5,000万円 ②用地面積5ha以上10ha未満 限度額1億円 ③用地面積10ha以上 限度額1億5,000万円

（起業の促進）

地域経済の広域拠点となる「地域ビジネスサポートセンター」の運営を支援し、中小企業等に対する創業・経営革新支援をはじめ、地域経済圏の拡大やニーズの高度・専門・多様・広域化などへの対応を行うことにより、地域の活性化を図るとともに、起業創出から成長発展までステージに応じた支援を体系的に実施し、国内外から起業家や、起業家を応援する支援者が集まりエコシステムの形成を目指す。

事業名	事業内容
次世代人材育成・産業創造事業費	起業意欲の向上を図りつつ、創業希望者の掘り起こしを図るとともに、京都経済センター内に設置した「中小企業応援センター」を核として中小企業応援隊との連携の下、府内全域で創業支援
起業するなら京都・プロジェクト	世界中から有能な人材や企業が集積し、世界で活躍する起業家を生み出していくためのエコシステムを構築するため、起業創出から成長発展までステージに応じた支援を展開 ・起業創出プログラムの実施、起業拠点の提供、相談窓口の運営、セミナー開催等による起業創出支援 ・資金調達や販路開拓のためのピッチ会の開催等による成長発展支援 ・小中学生や高校生を対象にした起業家教育の推進

(商業の振興)

商店街創生センターによる伴走支援を通じて、商店街の多機能と多様な人材の集積を進めることで商店街が地域コミュニティの核となり、地域・個店と一体的に発展していくことを支援し、地域の特色を活かした商店街の振興を図る。

事業名	事業内容
新しい商店街づくり総合支援事業	商店街創生センターによる支援を受ける商店街が行う事業であって、地域課題解決や空き店舗の解消、商店街を担う人材の育成を行い、商店街の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする事業を支援。また、商店街の機能を高めるために必要な施設の設備整備などを行う事業を支援

(観光の開発)

各地域の特色や魅力を活かした観光レクリエーションの振興を図り、地域経済の振興につながる整備を行う。

事業名	事業内容
自然公園等施設整備事業	山陰海岸国立公園、若狭湾国定公園、琵琶湖国定公園、丹後天橋立大江山国定公園、京都丹波高原国定公園、東海自然歩道、近畿自然歩道、府立笠置山自然公園、府立るり溪自然公園、府立保津峡自然公園に係る施設整備

(もうひとつの京都づくりの推進)

京都府では、北から南までの豊かな自然や長い歴史に磨かれた「本物」の強みを更に活かし、「海」「森」「お茶」をテーマに、府域の均衡ある発展を実現するためのもうひとつの京都づくりを推進する。

「海の京都」事業については、京都縦貫自動車道の全線開通等により、京都府北部（宮津市・京丹後市・舞鶴市・福知山市・綾部市・伊根町・与謝野町）を中心とした人・ものの流れが増大することから、こうしたインパクトを最大限活かし、府北部地域を全国有数の競争力ある観光圏にしていくための施策を総合的かつ計画的に推進する。

「森の京都」事業については、芦生の森や美山かやぶきの里を有する京都府中部地域（亀岡市・南丹市・京丹波町・福知山市・綾部市・京都市右京区京北）において、我々の生命と文化を育んできた「森」について多面的な角度からとらえ、

豊かな自然と文化に触れ、活かし、未来に受け継いでいくことで、貴重な京都の「森」が地域を元気にする大きな力となるよう、林業の活性化や森の文化の発信などを推進する。

「お茶の京都」事業については、茶生産地として最も長い歴史を有し、素晴らしい景観を形成するとともに、現在も最高品質の緑茶を生産している京都府南部地域（宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村）において、日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」の認定や世界文化遺産登録に向けた取組を契機に、宇治茶をテーマにお茶生産の美しい景観維持やお茶産業の振興、お茶文化の発信などを推進する。

事業名	事業内容
「海の京都」事業	<ul style="list-style-type: none"> ・DMOによる「海の京都」の持続的展開 ・ブランド観光地域の形成に向けた受入基盤の強化 ・「海の京都」ブランドのPR
「森の京都」事業	<ul style="list-style-type: none"> ・DMOによる「森の京都」の持続的展開 ・「森の京都」の魅力発信と受入基盤の強化 ・林業振興と森林文化の継承
「お茶の京都」事業	<ul style="list-style-type: none"> ・DMOによる「お茶の京都」の持続的展開 ・宇治茶の文化の価値・魅力の発信、受入基盤の強化 ・「お茶の京都」を支えるお茶産業の新展開

（雇用開発・能力開発等の推進）

地域の雇用状況に的確に対応した雇用対策や人材の地方還流（U I Jターン）を推進するとともに、勤労者一人ひとりが自らの能力を十分に発揮できるよう職業訓練の充実や非正規雇用の若年者のキャリアアップによる正規雇用化など質の向上を図る。

事業名	事業内容
京都ジョブパーク推進事業	京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて府民を対象に、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供
中小企業人材確保・多様な働き方推進事業	中小企業人材確保・多様な働き方推進センターとプロフェッショナル人材戦略拠点等が連携し、産業施策と雇用施策の一体的実施により、ものづくり産業を対象とした多様な質の高い雇用を創出

京都 J P カレッジ事業	社会人基礎力の習得を目的とした短期研修を実施し、正規雇用化を促進するとともに、障害者の社会適応力の強化を図り、一般就労を促進
---------------	--

4 地域における情報化

デジタル技術を活用した個別最適なサービスが京都府内全域で早期に広がり、地域産業の振興や、移住・定住の促進、安心して暮らせる地域づくりが推進されていくには、情報通信基盤の整備が不可欠であることから、地域における情報化を推進するため、次の支援を行う。

事業名	事業内容
情報通信格差是正事業	地理的に条件不利な地域における圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設の整備を支援

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

高規格道路等の高速交通軸へのアクセス道路を引き続き整備推進するほか、歩行者・自動車の安全確保や道路利用者へのサービス向上を図る。

また、住民の生活の重要な交通手段である生活交通の維持・確保と地域に最適な公共交通ネットワークの構築を図る。

事業名	事業内容
国道（京都府管理分）	道路の整備 国道 162 号 国道 163 号 国道 178 号 国道 312 号 国道 482 号 他
府道	道路の整備 浜丹後線 宮津養父線 小坂青垣線 園部平屋線 宇治木屋線 他
生活交通ネットワーク構築支援事業	生活交通の確保 利用者（住民）に最適な、より便利で効果的・効率的な生活交通ネットワークの構築のため、市町村、乗合バス事業者等に対する路線維持費補助、車両導入経費補助等
地域公共交通計画（旧地域公共交通網形成計画）策定支援事業	地域公共交通活性化再生法に基づき、複数市町村及び交通事業社等が連携し策定する地域公共交通計画の策定に係る経費を補助

6 生活環境の整備

生活環境の改善や、府民の安心・安全確保のため次の支援を行う。

事業名	事業内容
簡易水道施設整備（ふるさとの水確保対策事業）費補助金	水道未普及地域の解消や安定給水の確保のため簡易水道施設等の整備について、国庫補助を受けて行う簡易水道等の水道未普及地域解消、統合整備及び災害復旧等に対して1/10（災害復旧は1/6）を補助
市町村上下水道経営基盤強化交付金 （浄化槽設置整備事業）	浄化槽の普及促進のため市町村が浄化槽の設置者に対してその設置に要する費用を助成する事業に対して、補助基準額の1/3（以内）を補助（環境省所管の循環型社会形成推進交付金中の環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業については、補助基準額の1/4（以内）を補助）
市町村上下水道経営基盤強化交付金 （生活排水処理対策事業）	浄化槽の普及促進のため、市町村が設置主体となつて行う浄化槽の整備に要する費用に対して、補助基準額の9%（以内）を補助（環境省所管の循環型社会形成推進交付金中の環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業については、補助基準額の7.5%（以内）を補助）
わがまちの消防団強化・応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保等、消防団が実施する取組や、中山間地域の救助救急力を高める「ふるさとレスキュー」の取組支援など、安心安全な地域づくりを支援 ・消防団車両や活動資機材等の整備に対する支援、消防団の主体的な取組（訓練、講習会、研修など）に対する交付金による応援、中山間地域で、消防団員を中心とした救助救急力を高める取組の支援 他
農村地域防災減災事業	農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図るため、農業用ため池等の農業用施設の防災減災対策を支援
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水利施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被

	害の発生を未然に防ぐ取組を支援。また、防災重点農業用ため池の廃止や監視管理体制の強化等、地域防災上のリスク管理に資する取組を支援
--	--

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(子育て環境の確保)

「京都府子育て環境日本一推進戦略」や「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」等に基づき、次の支援を行う。

事業名	事業内容
きょうと子育てピアサポートセンター事業	妊娠から子育てまで切れ目のない支援を社会全体で進めるため、市町村の「子育て世代包括支援センター（愛称：子育てピア）」の支援を行い、市町村、子育て団体、企業等とのネットワークを活かしたオール京都体制の子育て支援を展開
子ども・子育て支援整備 (放課後児童クラブ・病児保育)	市町村が子ども・子育て支援法の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を図ることにより、放課後児童対策及び病児保育事業の推進を図るための支援を実施 ・施設整備費等に対して助成（補助率 1/3） 放課後児童クラブ 基準額 31,525 千円 病児保育施設 基準額 42,816 千円 (※基準額・補助率は、諸条件によって異なる)
保育士・保育所マッチング支援事業	保育士の安定的な確保を図るため、「保育人材マッチング支援センター」において、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を実施
結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市町村が行う住宅取得等の支援に要する経費に補助金を交付 ・子育て世帯・三世帯同居等推進支援 府 1/2 市町村 1/2

(高齢者等の保健及び福祉の向上)

京都府高齢者健康福祉計画等に基づき、次の支援を行う。

事業名	事業内容
高齢者日常生活サポート推進事業	介護保険法の改正に伴う新たな地域支援事業の実施に際し、生活支援等のサービスが、途切れることなく行われ、高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けられる取組として、サポート団体立ち上げやサ

	<p>ービス利用者への支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民自らが地域の高齢者の日常生活をサポートする団体を立ち上げ、高齢者をサポートする住民参加型の支え合いの仕組みづくりを行う市町村に補助（上限 2,000 千円） ・介護保険サービス以外の日常的な生活援助に係る利用料を補助（利用料の 1/2 以内、利用者一人あたり限度額 5 千円）
介護予防安心住まい推進事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に生活できるよう、高齢者の転倒防止等のため、住宅改修経費を助成（補助率 2/3、上限 160 千円）</p>
福祉有償運送支援事業	<p>介護保険法の改正により、高齢者の移動手段確保のための移送サービスが地域支援事業に位置付けられ、今後、福祉有償運送支援事業の重要性が増すことから新規参入や既存事業者を支援するため、福祉有償運送業者の車両購入、車両改修費を助成（補助率 1/2、車両購入上限 1,500 千円、車両改修上限 300 千円）</p>

8 医療の確保

無医地区や医師不足地域における医療の確保、救急医療に関する搬送体制の充実のため次の支援を行う。

事業名	事業内容
病院・診療所の整備	府立医科大学附属北部医療センターの運営 ・北部地域における医療の確保 府立看護学校の運営 ・北部地域における看護師の養成・確保のための府立看護学校の運営 自治医科大学運営費分担金の負担 ・自治医科大学における医師養成事業に対する負担 へき地医療対策事業 ・へき地医療拠点病院 ・へき地医療支援機構の運営に要する経費に対する補助 ドクターヘリ運航事業 ・関西広域連合による3府県ドクターヘリ、大阪府ドクターヘリ、京滋ドクターヘリの運航を実施
へき地医師派遣事業	へき地医療拠点病院が行うへき地診療所への医師派遣に対して、補助基準額の10/10（以内）を補助
へき地医療拠点病院施設・設備整備費補助	へき地医療拠点病院が行う施設・設備整備に対して、補助基準額の10/10（以内）を補助
へき地診療所施設・設備整備費補助	へき地診療所が行う施設・設備整備に対して、補助基準額の1/2（以内）を補助

9 教育の振興

教育の振興のため次の支援を行う。

事業名	事業内容
府立学校施設整備	府立学校施設の長寿命化対策等を実施
私立高等学校あんしん修学支援事業	私立高校生の修学を支援するため、授業料等を助成

10 集落の整備

地域固有の資源である景観の保全や、集落の活性化・持続的発展のため次の支援を行う。

事業名	事業内容
京のむらづくり推進事業	中山間地域の人口減少に対応するため、共同活動の効率化と外部人材の活用で持続可能な地域運営体制の構築を推進

1 1 地域文化の振興等

地域文化の振興及び保存のため、次の支援を行う。

事業名	事業内容
重要伝統的建造物群保存地区 保存事業費補助事業	重要伝統的建造物群保存地区の適切な保全を実施している南丹市美山町北地区、与謝野町加悦地区及び伊根町伊根浦地区において、茅葺屋根葺替や舟屋修理等の伝統的な町並みを保存する事業に対し補助
新・文化芸術振興助成事業	国民文化祭実施事業の継続・定着、新たな文化創造や地域の特性を活かした個性あふれる事業を実施する市町村や団体を支援
文化の心次世代継承事業	子どもたちの豊かな心や創造性を育むとともに、京都において先人から受け継がれてきた文化の心を次世代に継承することを目的として、府域の児童生徒に対し、茶道や華道をはじめとする生活文化等を体感する機会を提供
文化財保存活用事業	地域の文化財の総合的かつ一体的な保存・活用を推進するため、市町村文化財保存活用地域計画の策定支援及びその前提となる地域の文化財を把握するための調査事業や策定後の保存・活用事業の実施を支援 地域全体の文化財保存・活用を、府立郷土資料館等が実施又は支援

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

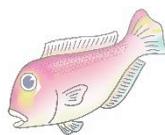
再生可能エネルギーの導入促進に加えて、利用拡大に向けて支援を行う。

また、2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロに向け地域発の脱炭素社会や循環型社会が実現できるよう次の支援を行う。

事業名	事業内容
再生可能エネルギー導入加速化事業	再エネ導入相談窓口を設置するとともに、停電時に地域で活用できる再エネ設備等の導入に対する助成や、初期投資ゼロで設置する太陽光発電設備導入に対する助成を実施
脱炭素行動促進事業	家庭への太陽光発電設備と蓄電池の同時導入に対する助成や、事業所や農地、駐車場等への太陽光発電設備の導入に対する助成を実施
省エネ型ビジネス促進事業	省エネ診断、設備更新補助等により中小企業からの排出削減の支援を実施

持続可能な京都の海の活用に関するプラン

計画期間：令和8年度～令和12年度



令和7年12月

京都府農林水産部

もくじ

I. 計画策定の目的・趣旨 1
II. 京都府水産業を取り巻く状況 2
1. 漁獲量の推移	
2. 主な漁業種類	
3. 漁業就業者数の推移	
4. 海的环境変化	
III. 京都府における水産振興の取組み 3～5
1. 漁業の担い手育成	
2. 京都府産水産物の付加価値向上	
3. 京都府産水産物の安定生産	
4. 水産業のスマート化	
5. 海業の推進	
IV. 京都府水産業が目指す姿6～7
1. 目指す姿	
2. 数値目標	
V. 解決すべき課題と施策の展開方向8～21
1. 海洋環境の変化に対応した資源保護と海洋環境保全8～11
2. 生産性向上・高付加価値化による水産業の成長産業化12～16
3. 地域資源を活用した産業の創出による漁村の活性化17～21
VI. 参考資料22～26

I. 計画策定の目的・趣旨

1. 計画名称

持続可能な京都の海の活用に関するプラン

2. 計画期間

令和 8 年(2026 年)度から令和 12 年(2030 年)度までの 5 年間

3. 計画対象地域

京都府北部地域

4. 策定趣旨

京都の海には約 500 種類の魚介類が生息しており、恵まれた水産資源を利用した四季折々の漁業が古くから営まれてきました。漁業関係者の努力によって、京都府産の水産物に対する消費者の評価は高く、「間人ガニ」や「丹後とり貝」、「京鱈」など全国的な知名度を誇るブランド産品が誕生しています。

一方、近年の海洋環境の加速度的な変化により、府沿岸域では漁獲量の減少による操業効率の低下や夏季の高水温による「丹後とり貝」の大量死などへの対応が喫緊の課題となっており、海洋データやスマート技術を活用した技術革新の必要性が高まっています。府北部の地域振興の拠点として「サステナブルパーク」構想による企業集積の動きもある中で、これまで連綿と受け継がれてきた水産業を今後も持続し、海の資源を最大限に活用するため、必要な施策や目指すべき将来像を示した「持続可能な京都の海の活用に関するプラン」を策定しました。

本プランでは、京都府総合計画（令和 5 年 3 月改定）や京都府農林水産ビジョン（令和 5 年 3 月改定）、京都府農林水産人材確保育成戦略（令和 7 年 3 月改定）との整合を図りつつ、水産業における生産、流通、販売対策だけでなく、観光や地域創生、教育面での海の総合的な活用により、京都府北部地域の振興に資するものとします。

5. プランの推進体制

プランの策定にあたって、環境科学の有識者や生産、流通、販売、観光、地域創生、教育、デジタル技術分野の専門家を招聘した検討委員会を令和 7 年 9 月に設立して、議論を重ねてきました。プランで掲げる海洋調査データやスマート技術を活用した水産資源の保護、海洋環境の保全、漁業の生産性向上、高度人材育成を目的とした京都府農林水産技術センター海洋センター（以下、海洋センター）の機能強化などの施策については、京都府北部の市町や漁協、企業、大学等と連携して進めるとともに、検討委員会で進捗状況や効果の検証を定期的に行い、必要に応じて改正します。

Ⅱ. 京都府水産業を取り巻く状況

1. 漁獲量の推移

京都府海域の漁獲量は全般に減少傾向で、特にイワシ類やマアジ、サバ類、スルメイカの水揚げが減っています。一方、2000年頃からサワラの水揚げが増加し、2006～2008年、2012年には日本一となり、近年も全国屈指の漁獲量を誇っています。また、2019年から国際的な資源管理が進められているクロマグロの漁獲量も回復傾向にあります（別添図1及び表1）。

2. 主な漁業種類

京都府海域における近年の水揚げ金額は40億円前後で推移しています。漁業種類別では定置網の割合が最も高く(約70%)、その他にも底びき網や採介藻漁業(潜水、水視)、釣・はえ縄、刺し網、トリガイやカキ類の養殖も盛んです(漁業種類は別添図2参照)。

3. 漁業就業者数の推移

京都府の漁業者数及び経営体数は、この20年あまりで半減しています。年齢別では60歳以上が過半数で、高齢者の占める割合が高い状況が続いています。

新規就業者数は、ここ25年の間では毎年20～60人台で推移し、近年やや増加傾向となっています(別添図3)。

4. 海の環境変化

①海水温の上昇

日本近海の平均海面水温は、この100年間で約1.3℃上昇しています。とくに京都府沖合を含む本州日本海では、+1.5～+2℃/100年と周辺海域に比べて上昇率が高くなっています(別添図4)。

また、京都府地先の表層平均水温(0～50m層)も冬季の3月及び夏季の9月ともに、数年周期の自然変動を伴いつつ、この60年間で上昇傾向となっています(別添図5)。

②沿岸流速の増加

京都府沿岸の定置漁場における表層流速は、この20年間で増加の傾向がみられます(別添図6)。

③内湾域の貧栄養化

近年、京都府内の各湾では全窒素及び全リン濃度が低い年が多く、貧栄養化の傾向がみられます(別添図7)

Ⅲ. 京都府における水産振興の取組み

1. 漁業の担い手育成

・京都府と府内業界関係団体、府北部の沿海市町と連携して、平成27年度に漁業者育成校「海の民学舎」を開講しました。

2年間のカリキュラムで、学舎生は漁業に必要な知識や技術、資格を取得します。

令和7年度までに32名が修了し、21名が京都府漁業に従事しています。

また府内の中堅漁業者を主対象に経営力向上を目的とした講座も開催しています。



海の民学舎生の様子

・若齢層に漁業の魅力を知ってもらうための漁業体験インターンシップを年に数回開催し、漁業を就業の選択肢とする若者が増えることを目指しています。

2. 京都府産水産物の付加価値向上

京都府産水産物は、漁場に近く水揚げしてから短時間で流通できるため、高い鮮度と品質が特徴です。厳しい資源管理や品質保持の取組みが認知され、底曳網で獲れる「間人ガニ」や「活メ京のあかがれい」、定置網でとれる「京鯖」や「京の寒ぶり」、釣り・はえ縄で獲れる「丹後ぐじ」、海洋センターで生産された種苗を育成した「丹後とり貝」などのブランド産品を供給しています。



京都府産ブランド水産物の一例

3. 京都府産水産物の安定生産

①資源管理型漁業の推進

・京都府の漁業関係者は、長年にわたって水産資源を守りながら獲る漁業を実践しています。クロマグロやズワイガニなど魚種ごとに国が設定した漁獲量（TAC）の遵守のほか、定置網や底曳網の大目化による小型魚の保護、禁漁期及び禁漁海域の設定など漁業者の自主的な取り組みも積極的に実施されています。

・海洋センターでは、海洋調査船「平安丸」を用いた重要水産資源の調査・評価、効果的な資源管理手法の開発などを関係機関と連携して進めています。

②つくり育てる漁業の推進

・京都府の漁業関係者は、府栽培漁業センターで生産されたマダイやアワビ、サザエなどの種苗を毎年継続的に生息適地に放流して、資源造成を図っています。

・海洋センターと栽培漁業センターでは、トリガイ種苗を毎年 50 万個の規模で生産し、舞鶴湾や宮津湾、久美浜湾の養殖業者に提供することで、天然のプランクトンをエサにするトリガイ養殖の振興を図っています。その他、アカモクやイワガキなど生産者からニーズのある種苗の安定供給にも努めています。



大目化した網から逃避する小型魚



平安丸による資源調査



生長した養殖アカモク

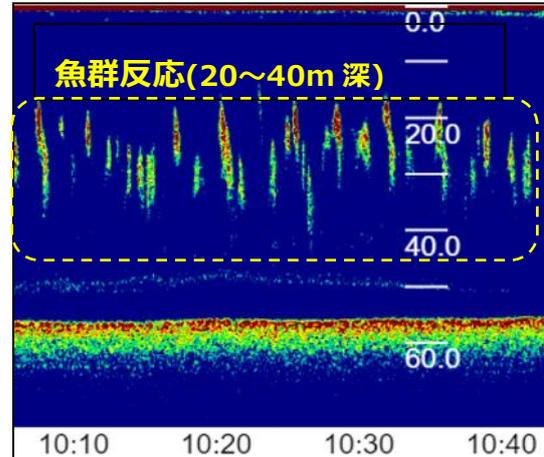
4. 水産業のスマート化

近年、目覚ましく進歩する ICT や AI など最新のデジタル技術の水産業で活用するうごきが広がっています。

・府内の一部定置経営体では、遠隔式のセンサーを定置網に設置して潮の流れや定置網の中に入る魚群をスマートフォンなどで確認して、効率的な操業につなげています。

・府内産水産物の約 8 割を取扱う舞鶴卸売市場では、令和 6 年度から入札販売が電子化されて、新鮮な水産物をより早く消費者に提供できるようになりました。

・漁業関係者によるスマート機器導入を資金面や技術面で支援するため、令和 7 年 7 月に京都府と府漁協、府北部の沿海市町が連携して「京都府スマート水産業推進協議会」を設立し、府内水産業のスマート化による生産力向上を図っています。



遠隔式センサーによる網内の魚群反応



電子化された入札販売の様子

(上：漁獲物の入札情報表示モニター)

(左下：スマートフォンで入札する流通業者)

(右下：パソコン上で開札する府漁協職員)

海洋センターでは、産学公連携による水産業のスマート化を目的とした以下の研究を進めています。

- ・定置網の急潮被害防止を目指した高精度海況予測モデルの開発
- ・アサリの稚貝安定供給と養殖技術の確立
- ・ズワイガニ保護区の有効性評価および資源増大手法の確立
- ・底びき網における操業最適化と AI 漁場予測モデル

IV. 京都府水産業が目指す姿

1 目指す姿

京都府沿岸の豊かな水産資源を持続的に利用し、京都の持つ歴史的な先進性や文化力・ブランド力などの強みを活かした水産業の成長産業化と漁村・漁港の魅力向上、活性化を図り、海洋資源を活用した産学公民連携によるオープンイノベーションにより、産業、環境、観光、教育などの多様な分野で、府北部地域が国内外から注目を集める技術革新と産業創造の拠点となる。

(1) 海洋環境の変化に対応した資源保護と海洋環境保全

- ・AI、IoT 技術を活用し、近年の高水温等による影響を踏まえた漁船漁業の資源管理や養殖業の生産安定が図られています。
- ・国が設定する漁獲量（TAC）の魚種拡大の中でも安定した収入が確保されています。
- ・藻場保全等によるブルーカーボン、ブルーシーフードの取組強化により、海洋環境保全に取り組まれています。

(2) 生産性向上・高付加価値化による水産業の成長産業化

- ・海洋データ・スマート技術活用研究のため、海洋センターの機能強化が図られ、革新的技術開発や社会実装のためのプロジェクト研究が進んでいます。
- ・流通拠点漁港である舞鶴漁港の機能強化（漁港の強靱化、市場の高度衛生化）により、流通体制の強化や水産物のブランド化による付加価値向上により新たな需要創出がされています。
- ・経営力・技術力を備えた専門性の高い水産業人材が確保・育成され、生産性の高い水産業が展開されています。

(3) 地域資源を活用した産業の創出による漁村の活性化

- ・漁港を活用した特色のある海業が展開され、新たに飲食業の展開や漁業体験、環境学習などで漁村を訪れる人たちが賑わっています。
- ・多様な人材の漁村移住により、漁村コミュニティが活性化されています。
- ・海洋センターが、海洋データを活用した国際的な研究拠点へと機能強化され、隣接するサスナブルパークの形成と連携し、世界から注目を集める技術革新と産業創造の拠点となっています。

2 数値目標

令和 6 年度を現状数値、令和 12 年度を目標数値として、以下のとおり数値目標を設定

項 目	令和 6 年度【現状】	令和 12 年度【目標】
大学や企業との共同研究	1	5
藻場保全活動面積 (ha)	-	10
スマート関連技術導入経営体数	6	10
スマート技術開発数	-	2
新規ブランド水産物件数	7	10
新たな加工品開発	1	5
新規漁業就業者数 (人/年)	48	50
海業実施地区数	-	10
サspa企業との連携	-	3

※平成 29 年～令和 3 年 (5 年間) の最大と最小を除いた 3 年間平均値

V. 解決すべき課題と施策の展開方向

1 海洋環境の変化に対応した資源保護と海洋環境保全

【重点施策①】

AI、IOT 技術を活用し、近年の高水温等による影響を踏まえた漁船漁業の資源管理、養殖業等の生産安定を図ります。

【解決すべき課題】

- ・漁船漁業では、近年の高水温など環境変化に伴う漁獲量の減少や魚種の変化を踏まえた適切な資源管理が必要です。
- ・二枚貝養殖では、近年の高水温や貧栄養、貧酸素の発生による生残低下や成長不良への対策が必要です。

【施策の展開方向】

○大学や企業との共同研究による新技術の開発

海の環境変化に対応した漁業の実施に不可欠となる海洋センター及びアカデミア、企業等との連携、スマート技術の導入を推進し、高水温耐性を持つトリガイ種苗開発など環境変化に適応可能な養殖用及び放流用の種苗を開発します。

目指す方向	研究課題
底びき網漁業 (持続的な底びき網漁業)	AI を活用したズワイガニ漁場予測 カニの小型化の原因究明と対策
定置網漁業 (定置網経営の安定化)	I C T を活用した選択的漁獲手法の開発
養殖漁業 (高水温への対応)	高温耐性トリガイの開発 トリガイの自動昇降装置の開発 新たな二枚貝養殖技術の確立
磯根資源 (持続的な沿岸漁業)	アカモク養殖の省力化 簡易な藻場モニタリング手法の開発

○養殖業の高水温への対策

海の高水温化は今後も続くことが予想される事から、特に影響を受けやすい沿岸の養殖漁業(二枚貝養殖)では以下の対策を行い、安定した漁業収入が得られるようにします。

① トリガイの安定生産

中間育成施設である、海洋センターの海面生簀が老朽化しており、令和9年度までに施設を更新して安定した種苗生産を行います。

また高温耐性をもつトリガイ開発と併せて、夏の高水温時の生残率低下リスクを避けるため、陸上での中間育成期間の延長（陸上養殖）の実証を行い、漁業者へ普及します。

② 新たな二枚貝養殖

高水温に強いとされている「アサリ」の養殖に漁業者が取り組めるよう、アサリ種苗生産技術の確立や、漁業者での育成実証を行い、高水温下にあった二枚貝育成を進めます。

○高水温対応のための短期的取組

海洋センター内でトリガイの中間育成を行う海面生簀や、中間育成実証に必要な施設を整備し、環境に応じた育成方法を検討します。

【重点施策②】

国が設定する漁獲量（TAC）の魚種拡大に適切に対応します。

【解決すべき課題】

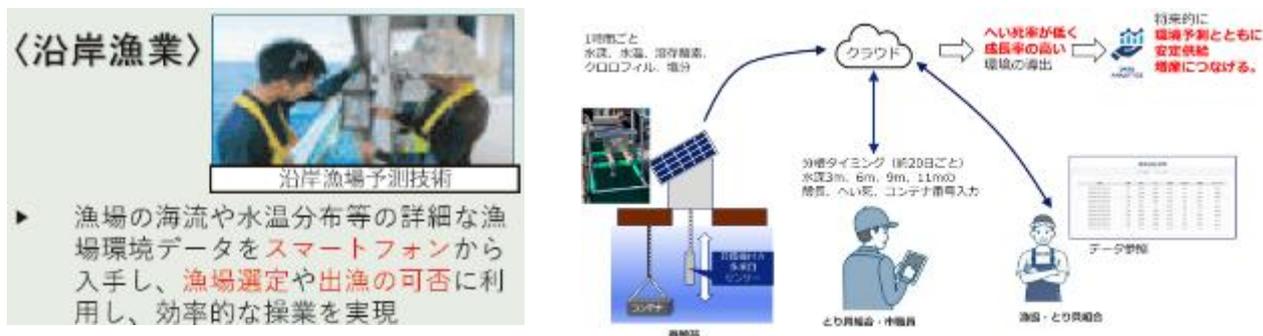
- ・TAC 魚種が拡大する中、漁業者の収入を安定するためには、効率的な漁業の推進や、限られた漁獲量で最大限の収入を得るための高付加価値化の取組が必要です。

【施策の展開方向】

○漁場予測技術の開発

限られた漁獲枠を最大限活用するためには、商品価値の高い成魚や旬の時期に効率良く漁獲をする必要があります。

収益の最大化を図るため、大学や民間企業連携により漁場予測技術開発を進めます。



○資源の高付加価値化の推進

漁獲した魚の、商品価値を最大限高め、漁獲制限下でも漁業者の収益の最大化を図るため、

活締め取組と併せて、ブランド化取組を進めます。

① 小型クロマグロ

京都府では12月から3月に漁獲しており、近畿有数の水揚げを誇る事から、冬の京都を代表する水産物としてブランド化を行う。

② プリ

京都は昔からプリの三大漁場の一つと言われており、年末から年明けにかけて脂ののった大型のプリが漁獲されることから、「京の寒プリ」として産地の差別化を行う。

③ ズワイガニ

「間人ガニ」「舞鶴かに」といった地域団体商標をとっているが、今後の資源量を考慮した場合、更なる差別化が必要であり、ハイブランドの創出などを行う。

【重点施策③】

藻場造成等によるブルーカーボン、ブルーシーフードの取組強化による海洋環境保全に取り組めます。

【解決すべき課題】

全国的にも藻場の減少が問題化しており、京都府でも藻場保全の取組を行う必要があります。藻場は海のゆりかごにも例えられるよう、魚の産卵場所としての役割や、二酸化炭素の吸収などの役割もあるため、ブルーカーボンの産出や、ブルーシーフードの取組等を強化し、海洋環境保全に取り組む必要があります。

【施策の展開方向】

○京都の海の藻場を再生による、豊かな海の持続

漁業関係者が主体的に取り組む藻場保全活動や、漁港・岸壁施設などハード整備との一体的な藻場造成を推進し、ブルーカーボンの産出によるCO2削減や、観光、環境、教育といった幅広い分野でブルーシーフードの発信などで波及効果を創出します。

そのため、「京都の藻場を守る会」を組織し、藻場保全の取組を沿岸地域一体に広げます。



○セイラズフォーザシー日本支局との連携

セイラズフォーザシー日本支局との協定を基に、彼らの持つ世界的ネットワークの活用により、京都のブルーシーフードの取組を世界中に発信し、インバウンド需要の多い市内ホテルなどでの府内産水産物の利用を進め、持続的な府内産水産物の消費や、食文化の発信、海洋環境保全の取組を進めます。

また、持続的な資源利用を行う地域として、インバウンドにも京都北部地域への誘客を行います。



【協定内容】

- ・京都府水産業の発展に関すること
- ・海洋環境の保全に関すること
- ・持続可能な食の生産・流通・販売に関すること
- ・「海の京都」地域の振興に関すること
- ・食文化の振興に関すること
- ・その他双方が合意した事項に関すること

○海の環境を考える環境教育の推進

京都 1200 年の歴史の中で培われた文化と多様な自然の共存・調和による地球環境保全のレガシーを、ブルーシーフードやブルーカーボンの取組、海ゴミ問題、最近の高水温問題などを実際の漁業の現場を通じて、地球規模の環境変化を学べる機会を創出します。

○海の環境保全に貢献する二枚貝養殖の推進

二枚貝類は海水をろ過して水質を浄化し、貝殻を作るために CO2 を吸収することから、トリガイやカキ類以外の貝種も含めた養殖生産の拡大に取り組みます。

2 生産性向上・高付加価値化による水産業の成長産業化

【重点施策①】

海洋データ・スマート技術活用研究のための海洋センターの機能強化を検討します。

【解決すべき課題】

・海の環境変化や後継者不足が顕在化するなか、海洋データやスマート技術を活用した生産性向上技術の開発を進めるためには、気候変動対策や新たな需要創出するための技術開発も併せて行う施設として老朽化した海洋センターの機能強化が必要です。

【施策の展開方向】

○スマート技術の実装支援や人材育成（京都府スマート水産業推進協議会）

京都府スマート水産業推進協議会の研修を通じ、漁業者のスマート機器導入による生産性向上による経営改善や、スマート機器の実装を支援します。

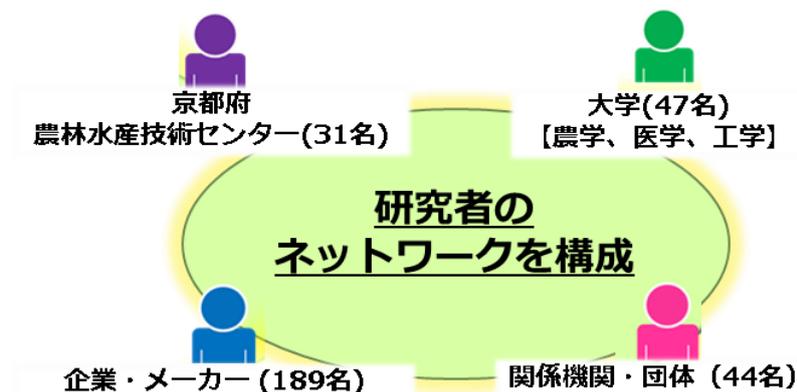
組織図



○海洋データの共同利用による研究

「京都フードテック研究連絡会議」による新たな研究開発ネットワークを育成して共同研究を推進し、海洋センターや漁業者からの海洋情報をオープンデータ化します。

また隣接するサステナブルパークに興味を持つ企業と産学公連携の「サステナブル産業創出研究会（仮称）」を通じて、新たな産業創出の可能性を研究します。



○スマート技術の開発拠点としての海洋センターの機能強化

革新的な技術開発やスマート技術の社会実装のため、京都府スマート水産業推進協議会の研修を通じた人材育成や、一次産業のスマート化に取り組む民間企業とのプロジェクトを創出します。

プロジェクト実現のためには、海に面する好立地である海洋センターでのフィールド研究が不可欠であるため、老朽化している海洋センターを最新の研究開発拠点として、機能強化を検討します。

なお、機能強化の検討にあたっては、

- ① 気候変動等に伴う生産リスクへの対応（気候変動に強く高品質な品種の開発等）
- ② スマート技術実装による生産性・収益性の向上（二枚貝養殖における自動昇降装置開発等）
- ③ 新たな需要を創出する技術開発の推進（機能性食品としての活用等）

を併せて行える施設としての検討を行います。

（主な取組）

分類	主な対応	課題となっている内容
気候変動対策	高温耐性トリガイの開発 新たな二枚貝養殖技術の開発 簡易な藻場モニタリング手法の開発	高水温によるトリガイの大量へい死、藻場の減少による漁獲減少
スマート技術実装	二枚貝養殖における自動昇降装置開発 ICT 活用による選択的漁獲手法開発 ICT 活用によるズワイガニ漁場予測	養殖事業者の労力軽減、TAC制度の拡充、効率的で生産性の高い漁業
新たな需要創造	機能性に着目した加工品開発 未利用魚などの利用による加工品開発	アカモク養殖の拡大 ブルーシーフードの推進

【重点施策②】

舞鶴漁港の機能強化による流通体制の強化、水産物のブランド化による付加価値向上を推進します。

【解決すべき課題】

・安定した流通体制の強化や京都府産水産物の更なる付加価値向上のために、老朽化した舞鶴漁港の機能強化を進めて流通体制の強靱化を行う必要があります。

【施策の展開方向】

○流通拠点漁港である舞鶴漁港の機能強化（耐震化、市場の高度衛生化）

地震発生時にも漁港機能が消失しないよう大規模災害時に水産業の早期再開が可能となる体制の構築を行います。

また府内の8割の水産物が集まる舞鶴市場についても、鳥獣侵入防止や衛生管理、トラックの荷下し滞留時間の解消等の高度衛生管理型市場への改修に取り組み、高鮮度出荷体制を構築します。



○水産物の付加価値向上

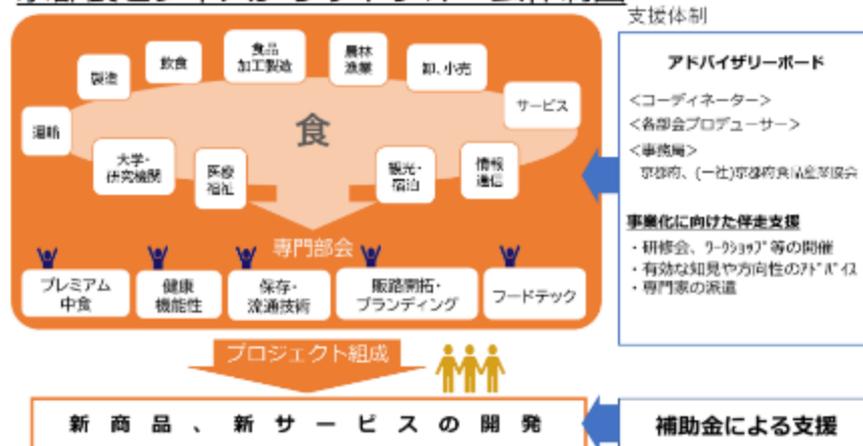
ブルーシーフードガイド京都府版の活用によるSDGsを意識した企業への府内産水産物の利用促進や、近畿屈指の水揚げを誇る小型クロマグロなど新規ブランド化の取組を進めます。

また加工品では「京都食ビジネスプラットフォーム」で新商品や新サービスの創出を行い、ECサイト販売などにより、国内外の需要を拡大します。

他にも市場改修に併せて、「漁港で新鮮な魚を食べる」といった海業の取組を進め、府内産水産物の認知度を高めます。

食に関連する多様な事業者が消費者ニーズを的確に捉えた新たな価値を創造し、その価値を組み合わせるオープンイノベーションの場として令和3年11月にプラットフォームを設置

京都食ビジネスプラットフォーム体制図



【重点施策③】

経営力・技術力を備えた専門性の高い水産業人材の確保・育成を推進します。

【解決すべき課題】

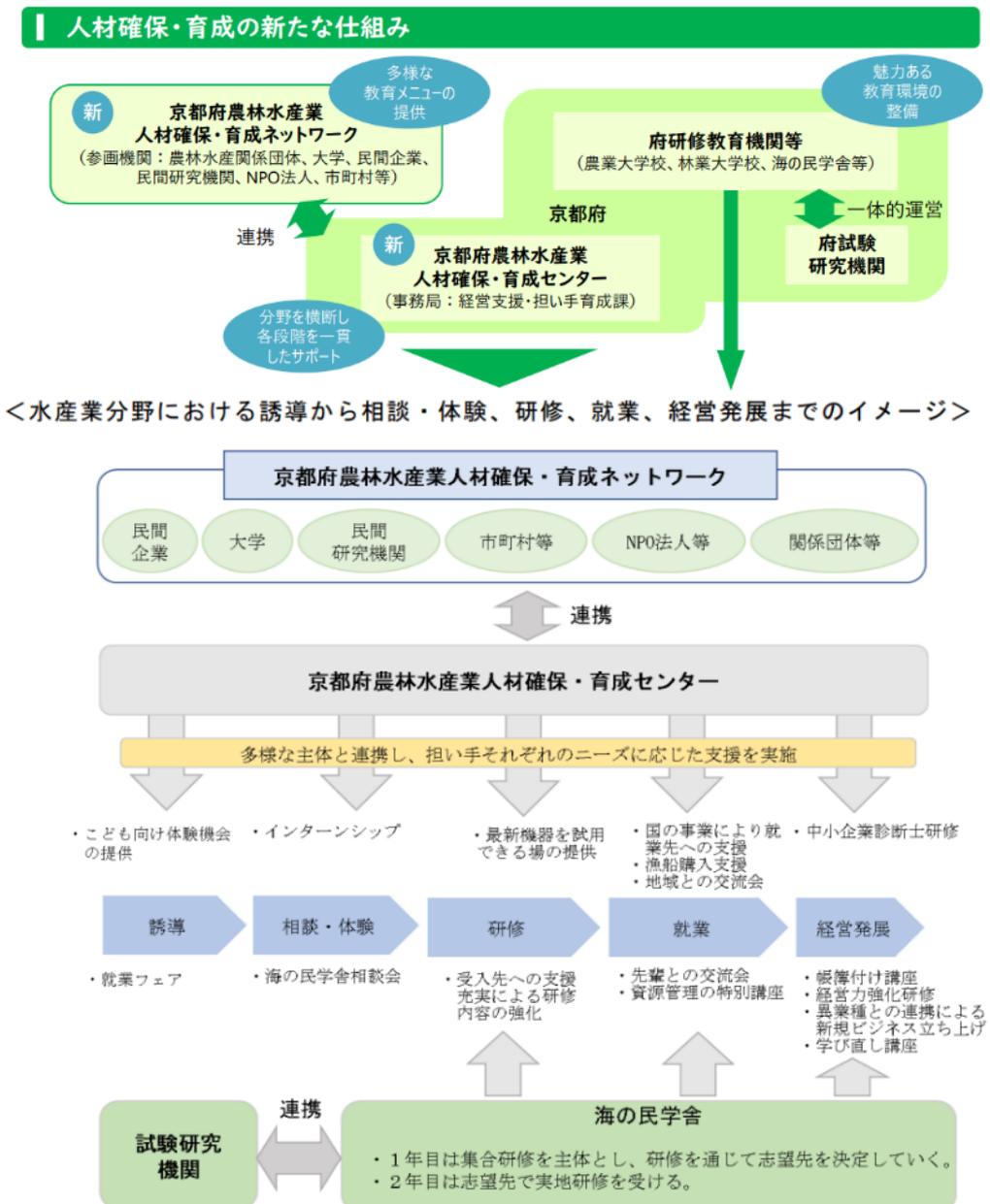
・高齢化や後継者不足に対応するために、京都府農林水産業人材確保育成戦略に基づき産学公民が連携し、経営力と技術力を兼ね備えた専門性の高い水産業人材を確保し、育成することが必要です。

【施策の展開方向】

○経営力・技術力のある漁業人材の育成

海の民学舎で、漁業の基本技術だけでなく、スマート技術の活用など経営力があり、漁業が稼げる魅力ある産業である事を次世代に伝えられる、漁業のロールモデルを育成します。

また人材育成にあたっては、「京都府農林水産業人材確保・育成ネットワーク」に参画する多様な主体と連携し、人材確保・育成から経営の発展段階まで一貫した支援を実施します。



(具体的な施策)

海の民学舎	新規就業者講座の教育内容の充実	コミュニケーション能力向上研修や水産業の多面的機能を学ぶ場、海洋高校との交流
	経営力向上講座の充実	生産効率やコスト管理などの経営力向上講座の実施
	高度な経営力と技術を習得できる新たなカリキュラム等の策定	環境変化に対応できる技術習得や新規ビジネス立ち上げ講座の実施
	海洋センターとの一体的運営	スマート機器の活用や資源管理の学習
	地域との交流活動の拡大	地域活動への参加
その他	会社経営体への支援	新規就業者支援、経営支援 法人化支援、海業の推進
	若者の定着	出会いの場づくり（婚活など）
	移住部局との連携	住居確保
	部分的な人材活用	子育て世代や障害者の活用

○マーケティングや流通、プロモーション人材の確保

中小企業診断士による経営支援に加え、生産及び流通管理ができる人材や、マーケティング、プロモーションを得意とする IT 企業などからの人材確保など、移住部局と連携し、専門知識のある人材の漁村への移住促進を進め、水産業だけにとらわれない多様な人材を確保します。

○人材確保のための拠点づくり

海の民学舎では官舎を寮とし活用しているが、建物も古く居住環境も悪いため、新たな人材確保が難しい。

また近くにある水産高校でも寮が老朽化している。そのため水産業に係る人材育成拠点として、漁業者や高校生、研究者や大学関係者、企業の方などが、気軽に使え、夜には今後の水産業を語り合える宿泊施設も兼ねた拠点（寮）を海洋センターや海洋高校などがあるエリア内での整備を検討します。

3 地域資源を活用した産業の創出による漁村の活性化

【重点施策①】

水産資源と漁村、漁港を最大限に活用した海業の取組を推進します。

【解決すべき課題】

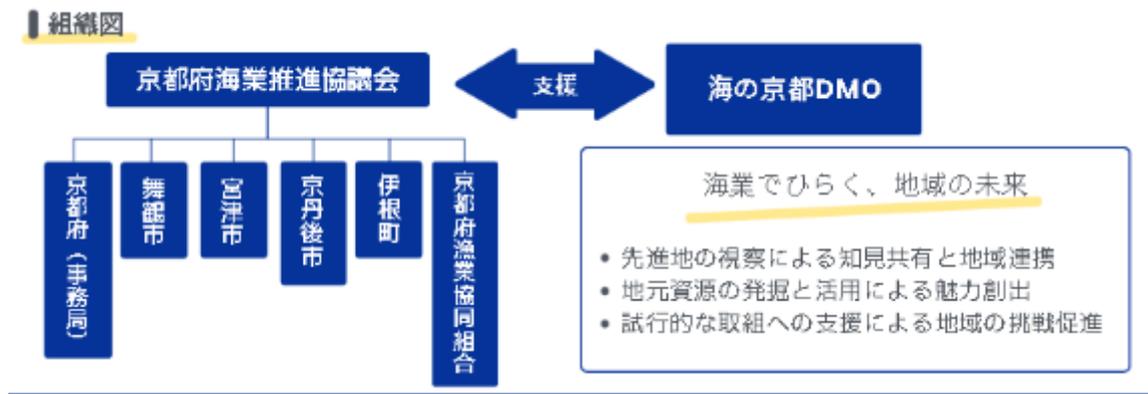
- ・府北部地域の漁村の衰退を防ぐために、水産資源と漁村、漁港を最大限に活用した海業の取組みを推進し、漁村の賑わいづくりや、漁村にお金が落ちる仕組みを構築する必要があります。

【施策の展開方向】

○漁港の資源を活用した海業の推進（京都府海業推進協議会）

京都府海業推進協議会を中心となり、先進地の視察や特産品開発、ご当地グルメメニュー開発など、漁港や漁村の魅力や資源を最大限活用し、漁港を漁業の場から交流の場へ転換します。

また、ブルーツーリズムやエコツーリズムなど京都ならではの取組をコンテンツ化し、京都府北部への誘客につなげ、漁業者の所得を増やします。



○海業を通じた京都の漁業ファンづくり

本物の漁業体験で、資源管理の実態や、地球規模での環境変動の様子を漁師さんとの交流の中で学習するエコツーリズムや、漁村に長期滞在するようなグリーンツーリズムを通じ、京都の漁業ファンを増やします。

また獲れたての魚を自ら調理して食べる事ができるような施設を増やし、魚食普及にもつなげます。



【重点施策②】

漁村コミュニティを支える多様な人材を確保し、漁村文化の継承を図ります。

【解決すべき課題】

・少子高齢化が加速するなかで、漁村コミュニティを支える多様な人材を確保し、漁村文化を継承していく必要があります。

【施策の展開方向】

○漁村移住の促進

漁業者だけでなく、半農半漁、定年漁業、荷捌き人材、企業者（水産加工）など幅広い人材への移住定住促進を進め、漁村コミュニティを活性化します。

また、海業の取組をきっかけとした関係人口を増加させます。

○地域の人材の有効活用

漁村や農村において、お互いの繁忙期を助け合える仕組みづくりを行い、人材の有効活用を進めます。

○若手漁業者の婚活推進（移住婚）

出会いの場が少ない漁業者は自然な出会いが少ないため、婚活により出会いの場を作り、家族の形成につなげ漁村コミュニティの維持を行います。

○女性の参画

京都府漁協の女性セリ人、舞鶴市場での若手女性仲買人など、かつては男性社会であった漁業の世界でも女性の進出が目覚ましくなっており、漁業者も少しずつ女性の進出機運が高まりつつあることから、定置網会社を中心に女性の採用による人材確保を進めます。

女性同士でネットワークを築き、女性が働きやすい環境づくりなどの提案や、悩み相談などができる体制づくりのため、「京都府水産女子プロジェクト（仮称）」を立ち上げ、漁業の世界での女性参画を進めます。

○漁村文化の継承、発信

海業や漁業体験を通じて、平安時代から続く京都の持続可能な漁業文化の伝承や、地域ならではの魚食文化を後世に伝えるため、海の京都DMOに配置されている文化観光サポーターと連携した情報発信を行います。

発信方法としては、海洋センター入口のスペースを漁村文化発信拠点とし、平日は観光客も気軽

によって、京都の漁業の歴史や魚食文化などを学べる場をつくれます。

○水産課SNSによる発信

令和7年4月からの公式インスタで、京都の漁業の様子を景観やセリの様子、海業の様子など多角的に発信しており、引き続き発信することで、京都の漁業や京都府北部地域への誘客促進を行い、多様な関係人口を増やします。

【重点施策③】

海洋データの活用による新たな関連産業の創出を図ります。

【解決すべき課題】

- ・世界的にも海洋データの利活用が話題となっており、海洋センターや漁業者のもつ沿岸海洋データの重要性が増えています。

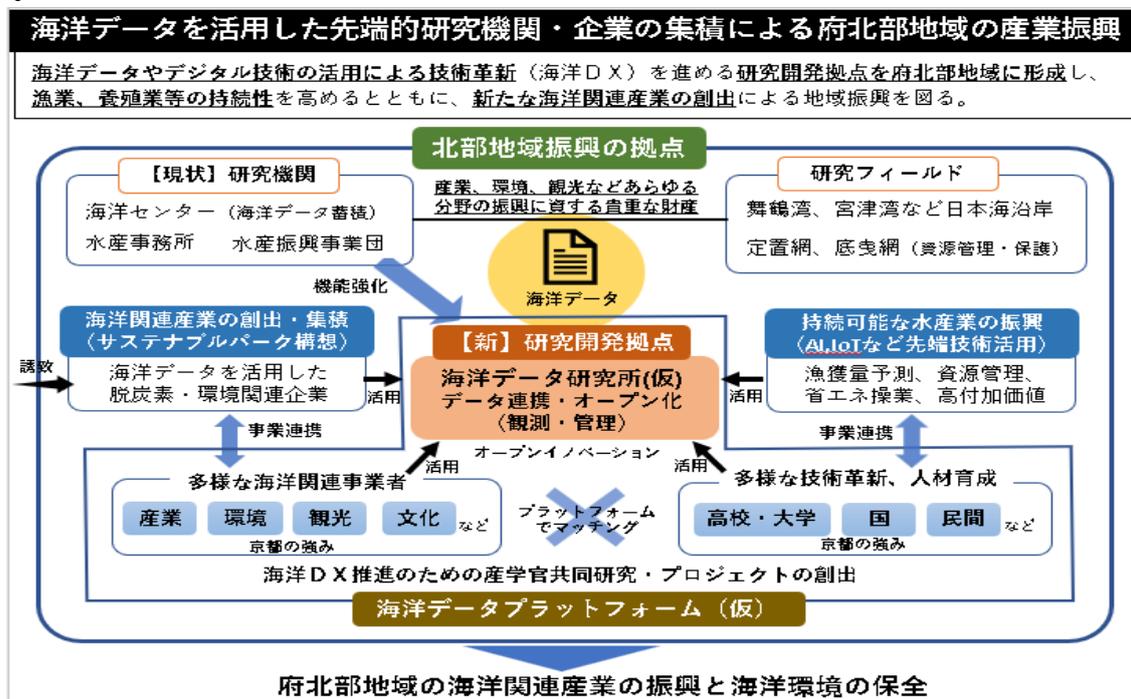
海洋データの活用は漁業だけにとどまらず、多様な産業にも波及する可能性を秘めていることから、このデータの収集・分析・共有を通じ、新たな海洋関連産業の創出による地域振興を図るには、海洋データに関する先端的な研究を行う「研究開発拠点」を形成し、技術革新（海洋DX）を強力に推進していく必要があります。

【施策の展開方向】

○産学公民連携による海洋データプラットフォーム(仮称)の創設

海洋データやデジタル技術の活用による新たな価値を創造するため、海洋データを活用する多様な企業が交流する新たなオープンイノベーションの場を設置し、海洋データに関係する新たな産業創出を行います。

サステナブル産業創出研究会の取組とも連携し、サステナブルパークへの企業誘致にもつなげていきます。



(海洋データプラットフォームによる研究開発例)

分野	内容	想定される連携相手	活用例
環境	先進的な水産資源管理による環境に配慮した漁業	セイラズフォーザシー日本支局	・ブルーカーボンに適した海域の設定・実施 ・海洋プラスチック回収に適した海域の設定・実施
文化	伊根の舟屋など伝統的な海洋文化の継承、世界的文化都市としての優位性	海の京都 DMO、観光事業者 セイラズフォーザシー日本支局	・海洋状況に応じたブルーツーリズムの実施 ・クルージングの安全性確保
研究	海洋センターによる地元漁業者と連携した海洋データの蓄積	東京大学大気海洋研究所 笹川平和財団海洋政策研究所 京都大学舞鶴水産実験場	・新たな海洋利用などの国際的な政策の研究 ・国際的な海洋フォーラムの開催
産業	サステナブルパーク構想により、北部地域に脱炭素関連企業等の集積	サステナブルパーク入居企業等	・水温や潮流予測に基づく漁業操業の安全性・効率性の向上 ・洋上風力発電の設置可能水域の選定・設置 ・ゼロエミッション産業の推進

○海洋データ研究拠点としての海洋センターの機能強化

これまで蓄積したデータや漁業者との関係性を活かし、海洋データに関する先端的な研究を行うため、その開発拠点として、海洋センターの機能強化を検討します。

機能強化の検討にあたっては、オープンイノベーション施設や、大学や民間企業が短期間でも研究できるスペース、老朽化したポンプや紫外線殺菌施設など基本的に研究に必要な施設など、海洋データ分析研究を北部地域の産業振興につなげる施設へと機能強化を検討します。

<イメージ図>



○国際会議やエクスカージョンの誘致

機能強化した海洋センターでは、そのロケーションを活かし、海洋データ利用に係る国際会議やエクスカージョンの誘致を行います。

また、一般客の利用できる「京都の海の幸レストラン」や、宿泊施設など併設し、研究と観光の相乗効果により、多様な人材の集まる拠点になるよう検討を進めます。

VI. 参考資料

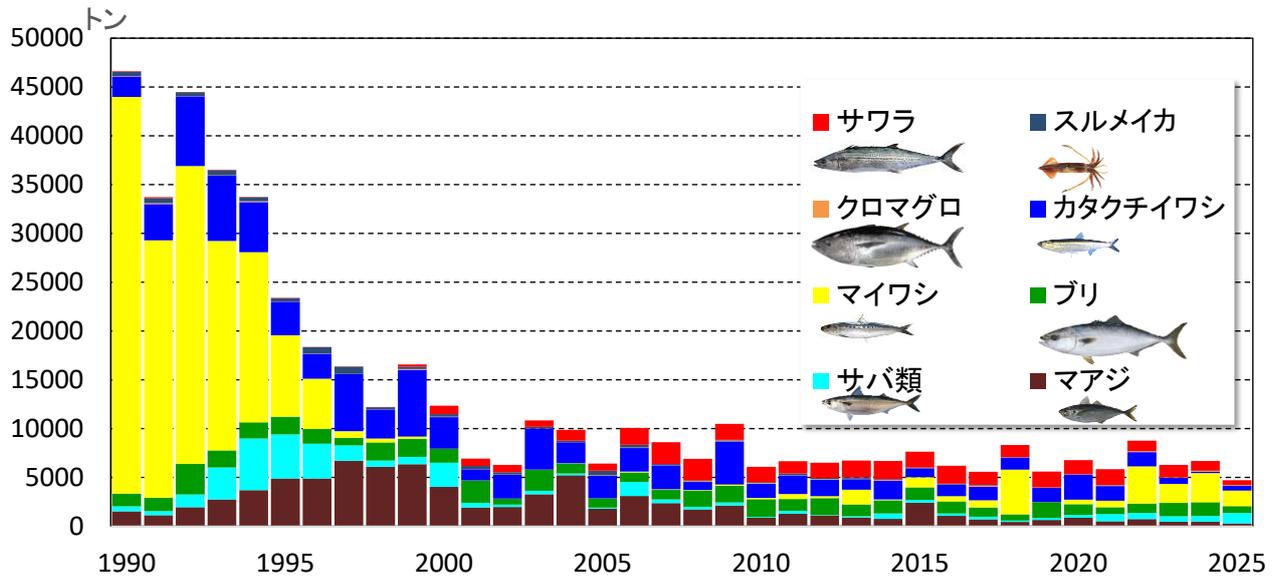
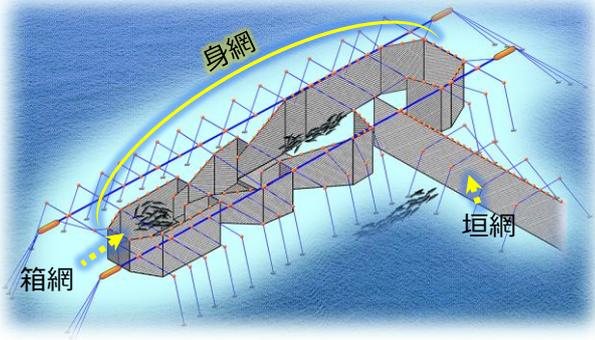


表1 主要浮魚類および合計漁獲量の推移(2015～2024年)【京都府漁協統計資料】

魚種\年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
サワラ	1611	1850	1348	1238	1616	1421	1621	1065	1259	1009
スルメイカ	82	71	80	25	21	28	39	19	16	16
クロマグロ	13	33	97	12	27	30	54	94	59	63
カタクチ	895	1178	1401	1235	1453	2571	1505	1456	630	152
マイワシ	1051	513	731	4586	15	446	680	3802	1943	2991
ブリ	1266	1250	955	637	1604	1112	696	968	1366	1417
サバ類	291	235	267	145	216	303	729	613	551	564
マアジ	2413	1064	694	427	645	847	507	733	464	468
その他	3238	3365	2943	2666	2826	2662	2597	2020	3137	2703
合計	10860	9559	8516	10971	8423	9420	8428	10770	9425	9383

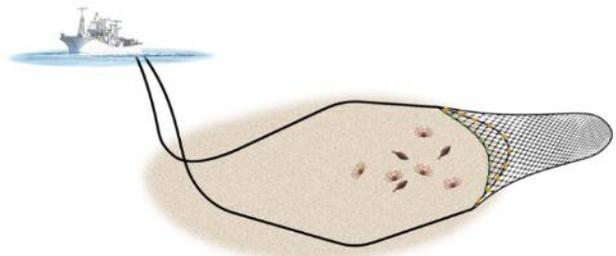
定置網(網内に魚群を誘導する漁法)

対象: いわし類、サワラ、ブリ、クロマグロなど



底びき網(袋状の網を船で曳航する漁法)

対象: ズワイガニ、カレイ類、ニギス、アカムツなど



潜水(潜って漁獲)

対象: アワビ、サザエ、ナマコなど



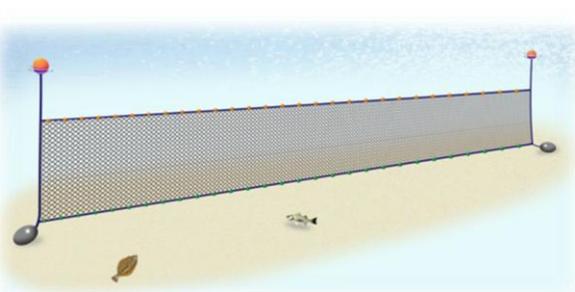
水視(船上から道具を使って漁獲)

対象: アワビ、サザエ、ナマコ、ワカメなど



刺し網(網に絡めて魚介類を採取)

対象: ヒラメ、メバル類、エビ類、ブリなど



釣り・はえなわ(釣針を使って魚介類を採取)

対象: アカアマダイ、メバル類、サワラ、イカ類など

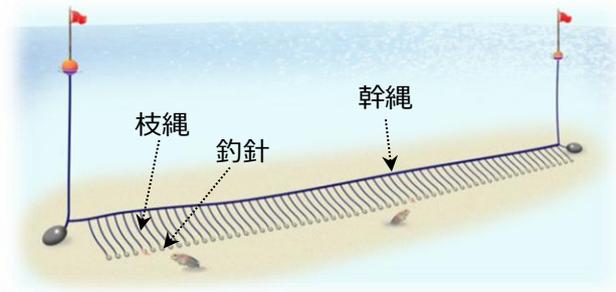


図2 京都府海域で営まれる主な漁業種類

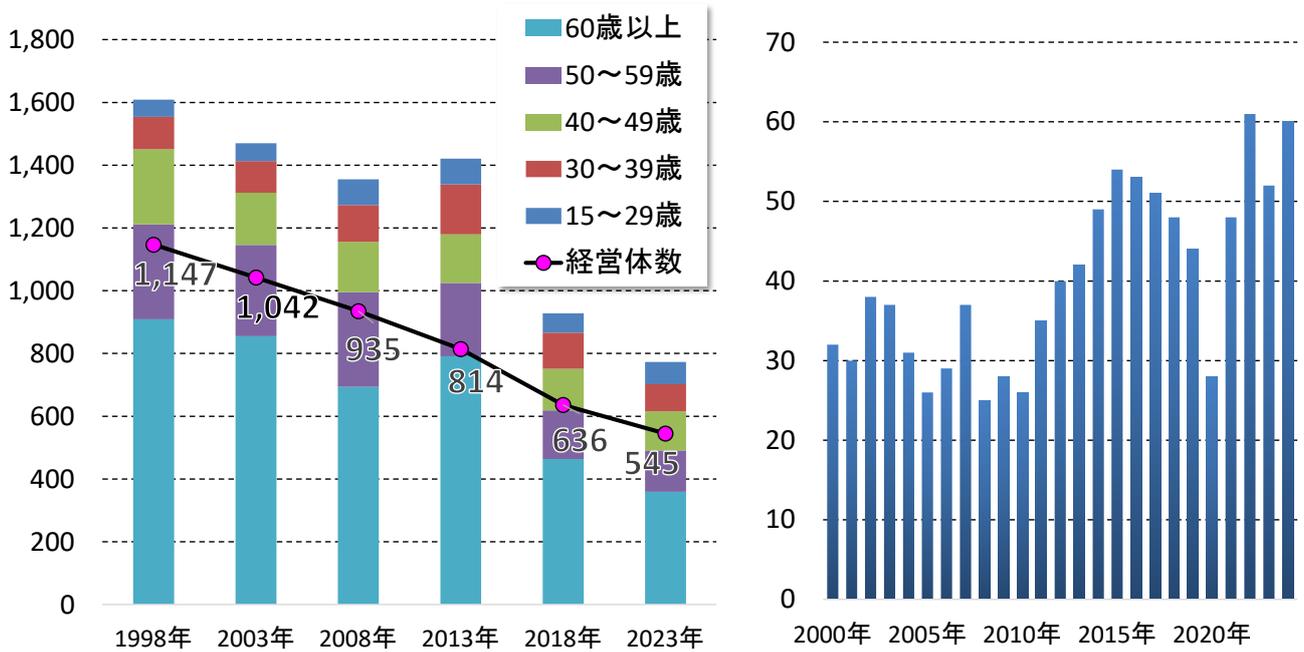


図3 京都府における年齢別漁業者数・経営体数(左)及び新規就業者数(右)

【左：農林水産省漁業センサス資料 右：府水産課調査】

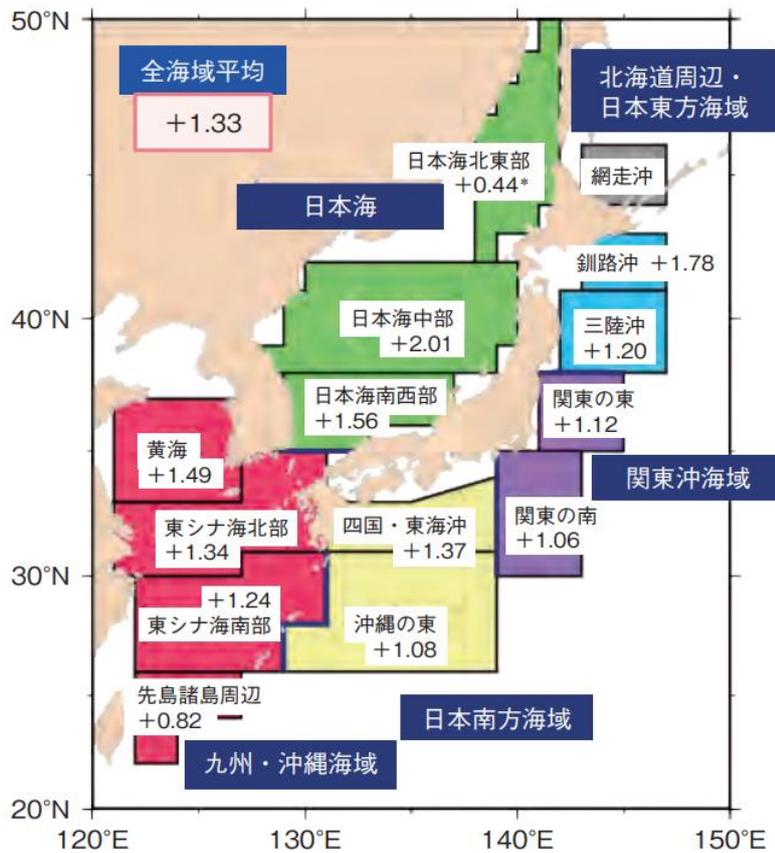


図4 日本近海の海面水温上昇率(°C/100年,1925～2024年)【気象庁資料】

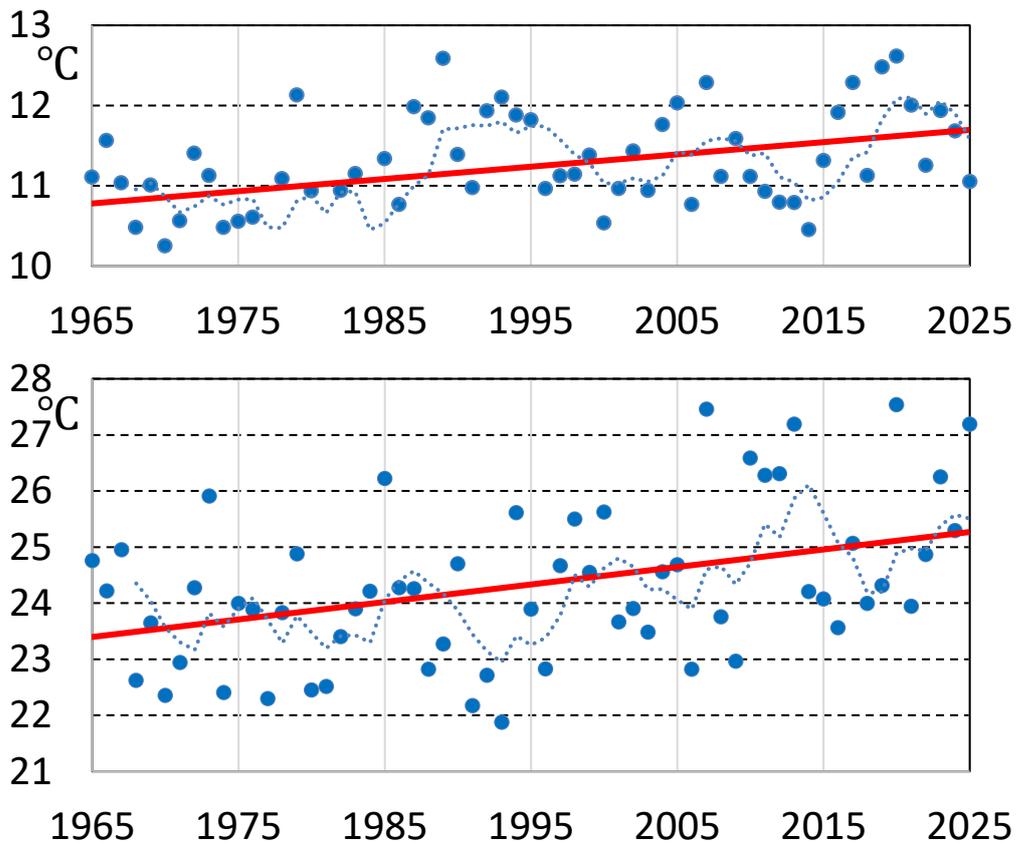


図5 京都府地先における表層平均水温の推移(上:3月、下:9月)。●は各年水温、---は5年間移動平均、—は長期変動傾向を示す【海洋センター調査】

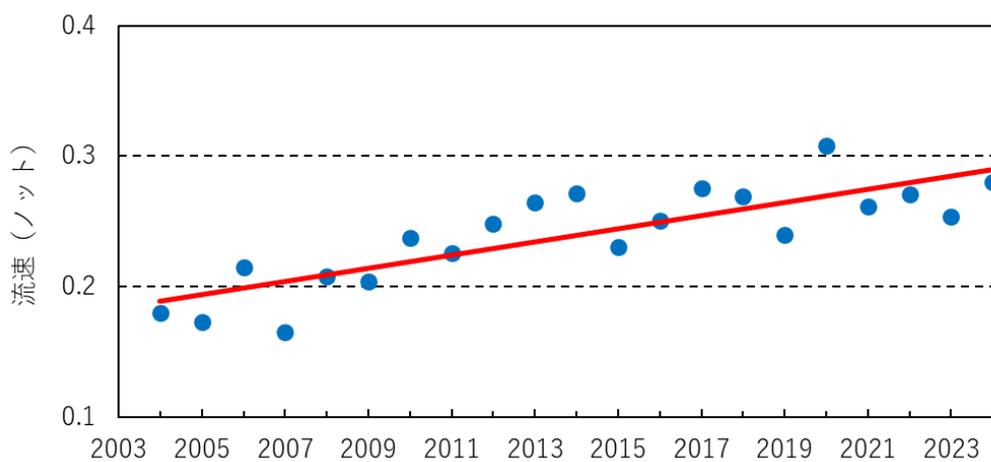


図6 京都府沿岸の流速変化(湊沖定置漁場 10m 深 2004~2024 年) ●は各年水温、—は長期変動傾向を示す【海洋センター・府定置漁業協会協同調査】

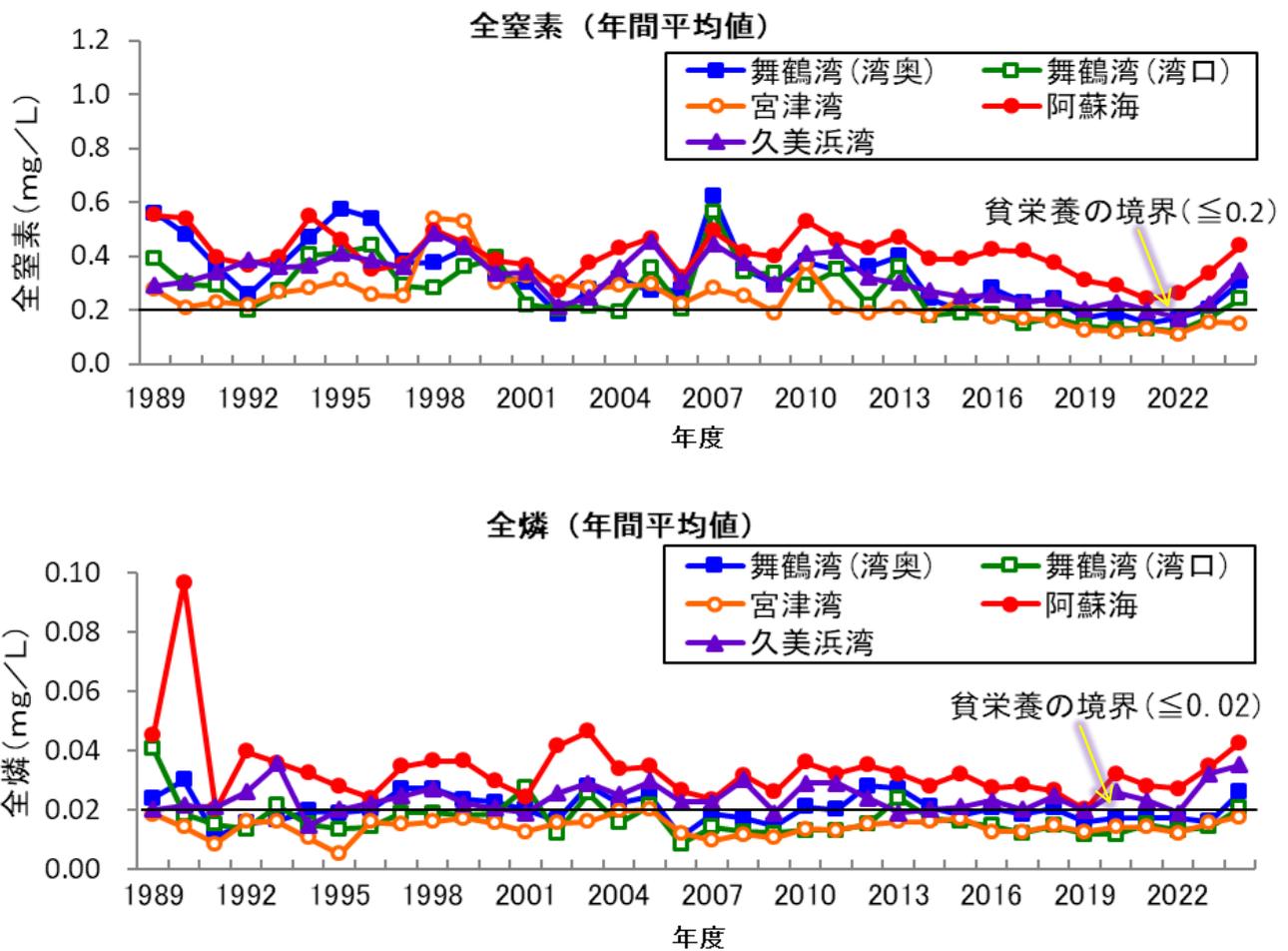


図7 京都府各湾における全窒素濃度(上)および全リン濃度(下)の推移【府公共用水域水質調査】。内湾域における貧栄養の目安は、全リン濃度 0.02mg/L 以下、全窒素濃度 0.2mg/L 以下(水産資源保護協会, 2018)

京都府内水面漁業振興計画（素案）

令和8年 月改定

京 都 府

目次

第1章 はじめに

- 1 計画改定の趣旨 1
- 2 計画の期間 1

第2章 京都府の内水面漁業の現状・課題

- 1 京都府の内水面漁業の現状と課題..... 2

第3章 基本的方向と推進施策

- 1 基本的方向 8
- 2 推進施策 9
 - (1)内水面水産資源の回復 9
 - ① 内水面水産資源の増殖及び養殖に関する取組 9
 - ② カワウ・外来魚等による被害の防止 9
 - ③ 魚病のまん延防止対策 10
 - (2) 内水面における漁場環境の再生 10
 - ① 良好な水質及び安定した水量の確保 10
 - ② 森林の整備と保全 10
 - ③ 内水面水産資源を増やす施設の整備 10
 - ④ 生態系に配慮した河川整備 11
 - (3) 内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業及び養殖業の健全な発展 ... 11
 - ① 健全な内水面漁業協同組合経営 11
 - ② 人材育成と担い手確保 11
 - ③ ブランド化と消費拡大 11
 - ④ 多面的機能の発揮に資する取組の支援 12
 - ⑤ 府民の理解と関心の増進 12

第4章 その他

- 1 内水面漁業の振興に関する法律に基づく協議会の設置 13
- 2 推進体制 13
- 3 新しい生活様式と内水面漁業 13

第1章 はじめに

1 計画改定の趣旨

かつて内陸の都であった京都において魚といえば川魚。京都は平安時代からアユに代表される川の水産物を特産としており、内水面漁業と密接な繋がりを有しています。

内水面漁業は、多彩な淡水性魚介類を供給し、豊かな食生活を実現する重要な役割を担うほか、漁場環境の保全・管理を通じ、釣り場や自然体験をはじめとするレクリエーションや憩いの場を広く府民に提供するなど多面的な機能により豊かで潤いのある府民生活の形成に寄与しています。

しかし、漁場環境の悪化やカワウ、オオクチバス、ブルーギル、チャンネルキャットフィッシュ等の食害被害により、内水面漁業の漁獲量は近年、減少傾向にあります。加えて漁業者の減少や高齢化が進行しており、内水面漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。また、内水面養殖業においても、えさ代、電気代、燃料費等の経費の高騰等の問題を抱えています。

このような状況の中、内水面漁業の振興を図るため、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」（平成26年法律第103号）が制定され、「都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、農林水産大臣が定める基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされています。

こうしたことから、京都府では、「京都府総合計画（令和元年策定）」及び「京都府農林水産ビジョン（令和元年策定）」を踏まえ、京都の特性を生かした内水面漁業の振興を図るため、内水面漁業の目指すべき姿を想定し、達成に向けた具体的な取組を示すことを目的に、水産部局と関係の部署が連携して、令和3年に京都府内水面漁業振興計画を策定しました。

この度、この間の取組の成果や今後の課題の分析を行い、京都府内水面漁業振興計画を改定するものです。

2 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中、必要がある場合は適宜見直しを行います。

第2章 京都府の内水面漁業の現状と課題

1 京都府の内水面漁業の現状と課題

・京都府の河川

京都府内の河川は、主要なものとして中部山岳部（丹波高原）を境に南部の淀川水系（木津川、宇治川、桂川等）と北部の由良川水系（由良川、上林川、牧川等）の各一級河川があり、さらに直接日本海に注ぐ二級河川（宇川、大手川、竹野川等）、安曇川を介して琵琶湖に注ぐ久多川、神崎川を介して大阪湾に注ぐ栢原川があります。また、宇治川（滋賀県：琵琶湖）、木津川（三重県：名張川）など京都府外に水源がある河川も存在します。

多くの河川が山間部や郊外の自然豊かな環境を流下している一方、一部区間においては河道が直線化され人工的な河川となっており、また、ダムや堰などの河川横断施設によって、生物の生息・生育・繁殖環境が影響を受けている可能性があります。

京都府内には、下図のとおり15の内水面漁業協同組合（以下「内水面漁協」という。）があります。そのほか、伊根町の筒川、京丹後市（旧網野町）の離湖にも漁業権が設定されており、漁業権者はいずれも京都府漁業協同組合（海面にも漁業権を有する漁協。（以下「京都府漁協」という。））となっています。



・京都府の河川に生息する魚介類

淀川水系と由良川水系の二大水系については、水系によって生息する生物、漁業資源にそれぞれ特徴があります。

淀川水系に属する河川においては、上流はアマゴ、中流はアユ、中流から下流にはコイ、フナ、オイカワ等が生息しており、漁業資源として利用されています。また、アユモドキやイタセンパラなどの絶滅危惧種や、琵琶湖水系固有種が生息し、生物多様性が高いのが特徴です。

由良川水系に属する河川は、アユの名産地が複数存在するとともに、上流のアマゴ、下流のテナガエビも古くから漁業資源として利用されています。さらに、本流におけるサケのふ化放流の効果もあり、由良川を含む日本海側の河川では、アユに加えサケの遡上も見られることが特徴です。

・京都府の内水面漁業漁獲量

内水面漁業漁獲量（販売を目的として漁獲された量、遊漁による採捕量は含まない。）は、10年前と比べて約35%となっており、著しく減少しています（図1）。減少の原因は、カワウや外来魚による食害、漁場環境の悪化、漁業者の減少等が考えられます。

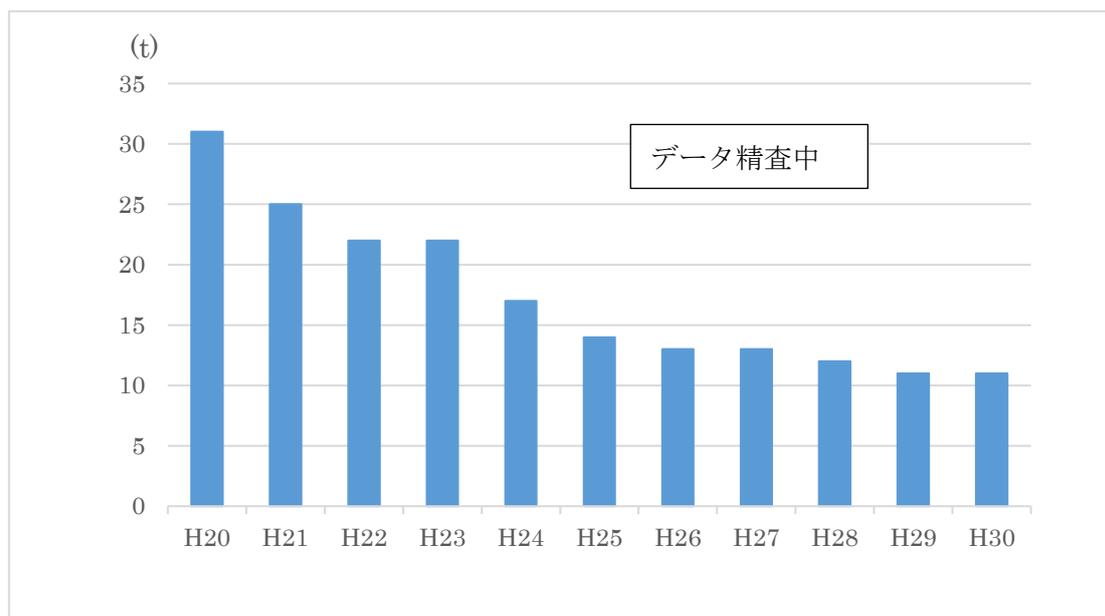


図1 京都府内の内水面漁業漁獲量
(引用：近畿農政局「」)

・京都府の漁業権魚種と放流実績

京都府では、下表のとおりアユやウナギなどの漁業権が設定されています。これらの漁業権魚種については、漁協の行う増殖事業の一環として、毎年種苗放流を行っています。

表：京都府内の内水面漁業権魚種一覧

水系	漁協	漁業権魚種									
		アユ	コイ	フナ	ウナギ	オイカワ (はえ)	マス類	カワヨシ ノボリ (ごり)	テナガ エビ	ボラ	ワカサギ
淀川	上桂川	○	○		○	○	○	○			
	大堰川	○	○	○	○	○	○				○
	保津川	○	○	○	○	○	○	○			
	京淀川	○	○	○	○	○	○				
	賀茂川	○	○	○	○	○	○	○			
	宇治川	○	○	○	○	○	○				
	木津川	○	○	○	○	○	○				
由良川	美山	○	○	○	○	○	○	○			
	和知川	○	○		○		○				
	上林	○	○	○	○	○	○				
	由良川	○	○	○	○	○	○		○	○	
その他	久多	○			○		○				
	東別院	○	○	○	○	○	○				
	上宇川	○									
	野間	○			○		○				
	京都府漁協 (筒川)		○		○						
	京都府漁協 (離湖)		○	○	○						

種苗の放流尾数は、図2のとおりどの魚種についても近年漸減傾向にあります。これは高齢化による漁協組合員数の減少や遊漁料収入の伸び悩みに加え、近年の種苗費の高騰により種苗代を削減せざるを得ない状況が背景にあります。

また、一部の魚種（オイカワ（はえ）、カワヨシノボリ（ごり）等）については、近年種苗が手に入らないなどの理由から、放流に代わる増殖手法として産卵床の造成や発眼卵放流等が行われています。

こうした状況を踏まえ、京都府においては、令和6年度から産卵床の造成や発眼卵放流等の手法による増殖目標量も新たに設定しました。

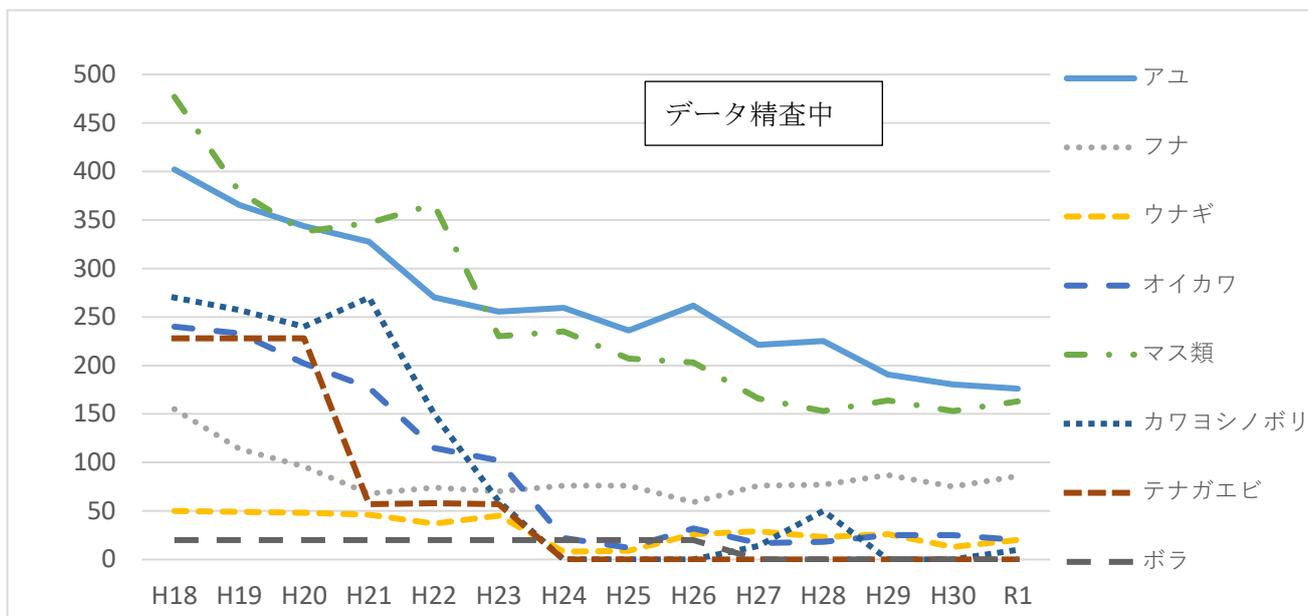


図2：京都府の放流実績（全漁協の合計）
（引用：京都府調べ）

※単位は千尾、アユのみ万尾。ワカサギは卵放流なので含まない。

※コイについては、コイヘルペスウイルス(KHV)病まん延防止のため放流していない。

・京都府の内水面漁業協同組合組合員数及び遊漁者数

府内の内水面漁協の組合員及び遊漁者数は、10年前と比べて74%、20年前と比べると45%まで減少しています（図3）。これは、全国の減少率よりも高く、その原因は、地域の高齢化や過疎化、レジャーの多様化、河川に対する意識・関心の低下などが考えられます。組合員や遊漁者の減少は、漁協の収入減につながるため、漁協の経営は悪化しています。

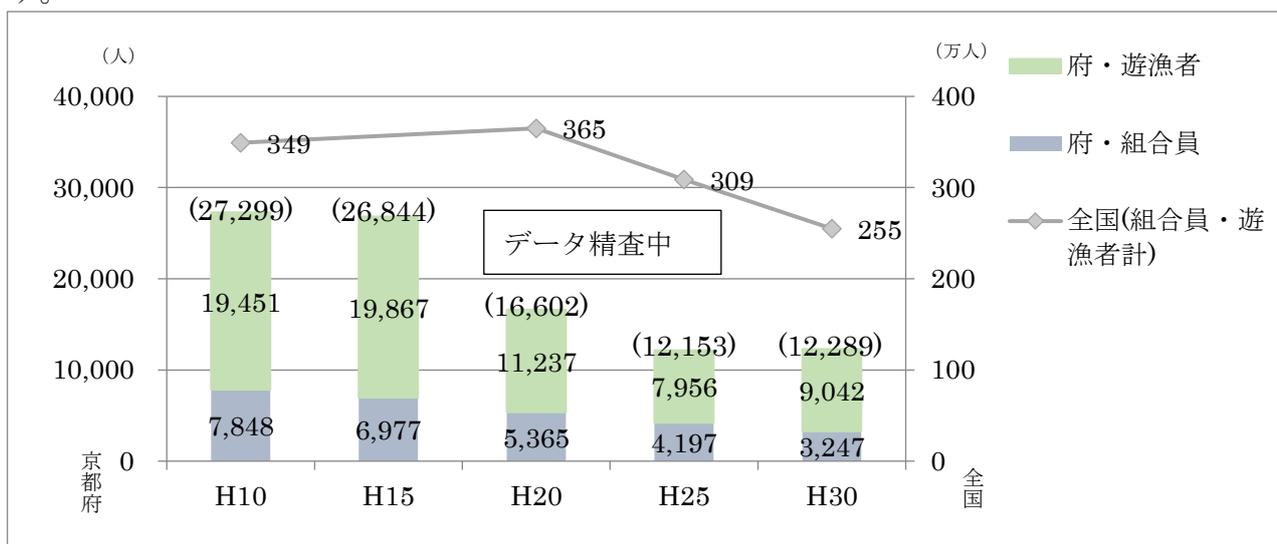


図3 内水面漁業者の推移（内水面漁協組合員・遊漁者）
（引用：京都府調べ、農林水産省「漁業センサス」）

・カワウや外来魚の影響

季節的に大きく変動がありますが、京都府にはおおよそ 300 羽から 1,000 羽程度のカワウが生息しています（図 4）。カワウは魚食性の鳥で、1990 年代から全国的に生息数が急増したことで内水面漁業に甚大な被害を与えています。

各内水面漁協では、貴重な水産資源や漁場を守るためにカワウの防除活動（防鳥テグス張り、かかしやバルーンの設定、花火による威嚇など）や、駆除活動を行っています。京都府内水面漁業協同組合連合会（以下「内水面漁連」という。）による繁殖抑制や、駆除活動も精力的に実施されています。

府内のカワウ対策を効果的に進めるため、京都府では、平成 21 年度に「京都府カワウ対策協議会」を設置し、関係者間でのカワウの生息状況・被害実態の情報共有及びカワウ防除対策の検討を行っています。

また、カワウの特性上、広域的に移動するため、今後は関西広域連合や近隣府県とより一層連携した取組が必要になります。

例えば、カワウに GPS ロガー装着し、詳細な行動分析を行うことで、より広域で効果的な防除活動に取り組むこと等を検討しています。

また、府内河川では、オオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の魚食性外来魚の生息も確認されており、カワウ同様食害被害が懸念されています。各内水面漁協では、魚食性外来魚の駆除活動を行っています。

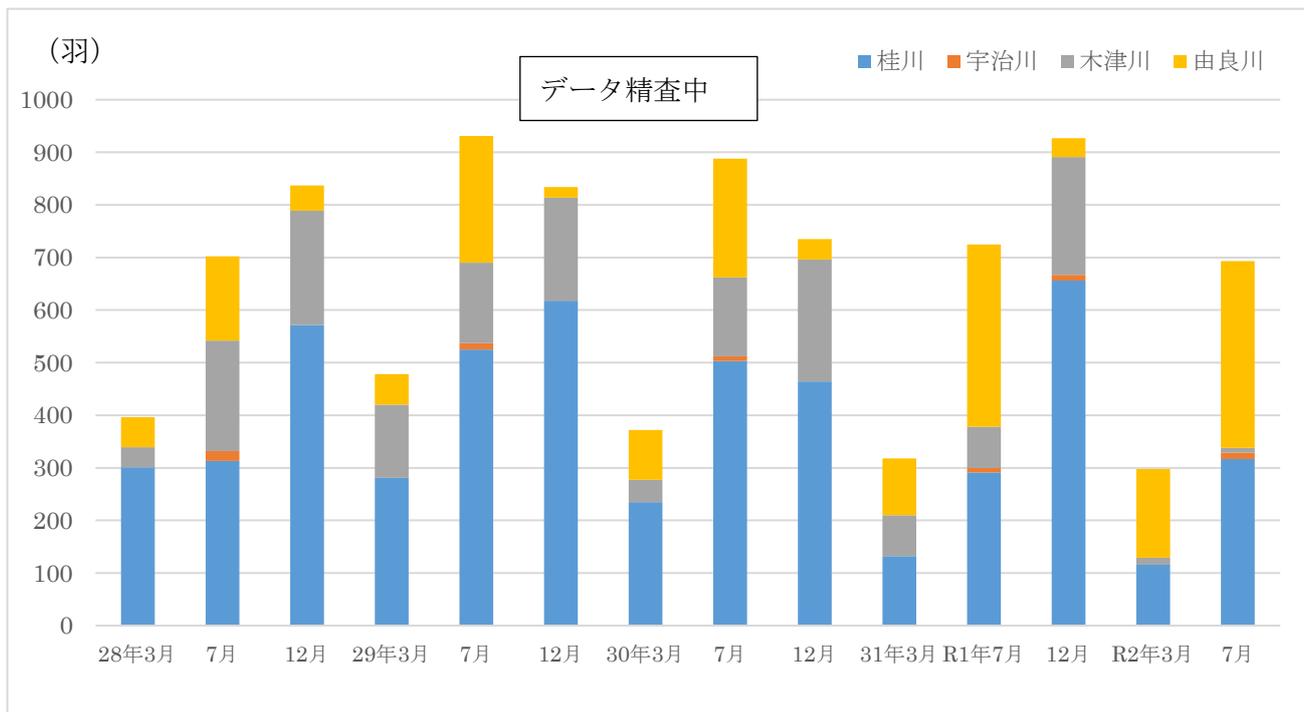


図 4 京都府内のカワウ生息数（ねぐら・コロニー）
（引用：関西広域連合調べ）

・京都府の内水面養殖業

経営体数は10数件と少ないものの、京都府においても内水面養殖業が営まれています。アマゴ、ニジマス、アユ、コイ、フナ、ホンモロコ、ニシキゴイ、スッポンなど、多岐にわたる魚種が府内各地で養殖されています。近年の生産量は、年による変動があるものの20t前後で推移しています。

しかし、えさ代、電気代、燃料代等の高騰による経費の増加などの問題を抱えており、今後の消費拡大や経営改善などの課題に適切に対応していく必要があります。

また、近年の地球温暖化による川の水温の上昇は漁獲量や養殖にも悪影響が懸念されています。

今後は、そうした課題解決に向けて、陸上養殖という手法も更なる活用が見込まれます。

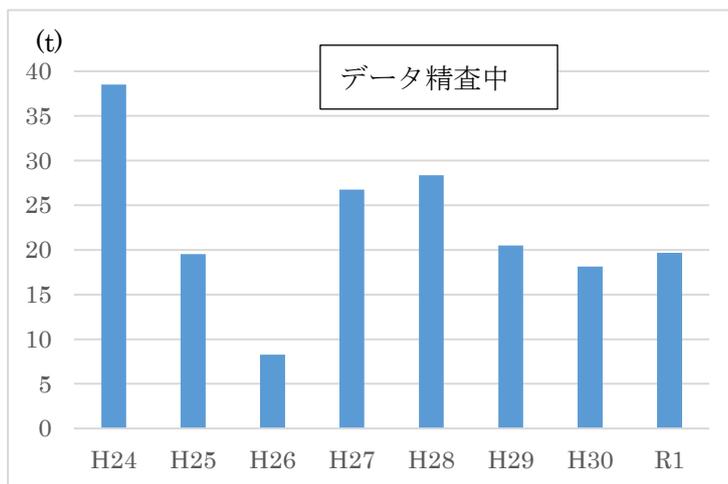


図5 内水面養殖業生産量
(引用：京都府調べ)

・京都府の内水面漁業生産物の特徴

京都の川魚は、古くから人々の生活に密接に関わってきました。例えば、上桂川のアユは、平安時代から幕末まで皇室に献上されており、また、美食家でも有名な京都ゆかりの芸術家、北大路魯山人が、和知川のアユ(※)を活かしたまま東京まで運ばせたというエピソードもあります。アユ以外にも、観月の名所としても知られる広沢池(京都市右京区)では毎年コイを養殖しており、「鯉揚げ」は明治時代から続く京都の冬の風物詩です。

現代においても、山間地域及び京都市内において京都の川魚は観光資源となっており、料亭や飲食店では欠かせない食材として重宝されています。アユの塩焼きやコイの洗いのほかに、お茶漬けの王者の異名を持つ「ごり(カワヨシノボリ)の茶漬け」、はえ(オイカワ)の稚魚の佃煮「鷺知らず」、宇治川でとれるウナギを使った姿寿司「宇治丸」などの料理、お土産が有名です。府内の一部の漁協及び生産組合では、アユの一夜干し、粕漬、甘露煮、うるかななどの川魚の加工品を生産販売しており、地元のお中元やお土産として人気です。さらに、食材ではない観光資源としての内水面漁業もあります。伝統的な漁法である鵜飼は、京都市、宇治市においてもその文化が継承されており、今でも夏の風物詩として人々の目を楽しませています。

※保津川のアユとされる説もあります。

第3章 基本的方向と推進施策

1 基本的方向

京都府の内水面漁業は、古くから人々の生活に恵みをもたらしてきました。しかし、前述のとおり様々な問題を抱えており、今後、これまでのような恩恵を受け続けることが困難な状況に陥っています。

少子高齢化により、今後も厳しさを増すことが見込まれる内水面漁協の健全な経営を支援するためには、前計画の中で取り組み始めた内水面魚観連携推進事業やみんなでやるぞ内水面事業等の経営支援策をより一層充実させて取り組んでいくことが重要です。また、短期的な支援に留まらず、将来的に漁協が自走していけるよう取組を行う必要があります。

京都府では、「川の京都」をコンセプトに掲げており、次世代への川の文化の継承を重要な課題と捉えています。

そうした中で、これまでから取り組んできた高校や大学との連携をより強化し、将来の担い手となる若い方が内水面環境と触れ合う場を設けるなど、多くの方が内水面漁業と関わる場づくりを進め、これまで内水面漁業と関わりのなかった人たちの関与を増やす取組を推進します。

今後の持続可能な内水面漁業を見据え、本計画では、次の3つを施策展開の柱として、各種施策を推進します。

(1) 内水面水産資源の回復

現在行っている、資源の増殖に資する活動の支援を更に推進し、多くの魚が生息する魅力的な漁場を作ります。また、水産資源にとって脅威となるカワウ・外来魚等に対する適切な対策を講じます。

(2) 内水面における漁場環境の再生

流域のあらゆる関係者と協力の上、良質な水質及び安定した水量の確保と生態系に配慮した川づくりを行うことにより漁場環境の再生を目指します。

(3) 内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業及び養殖業の健全な発展

健全な内水面漁協の経営を育成し、併せて人材育成と確保に向けた活動を推進します。加えて、水産多面的機能の強化に資する取組の支援及び府民の内水面漁業に関する理解・関心の増進を行います。

2 施策推進

(1) 内水面水産資源の回復

①内水面水産資源の増殖に関する取組

【種苗放流による資源増殖】

- ・内水面漁協の最大の責務である魚の増殖事業に対する支援の重要性を考慮して河川種苗放流事業への支援を引き続き行います。
- ・生残率の高い放流方法について漁業関係者に助言・指導を行い、種苗放流の費用対効果を高めます。

【天然資源の増殖】

- ・産卵床造成、くみ上げ放流、保護礁（シェルナース）の設置等の天然資源の増殖に資する活動及びキャッチアンドリリース区間の設定、禁漁区等の設定等の資源管理を目的とした活動を推進します。
- ・天然アユの遡上量の回復のための研究・調査等の実施について、京都府農林水産技術センター海洋センターを含む関係機関と協力して進めます。

② カワウ・外来魚等による被害の防止

【カワウ食害被害対策】

- ・「京都府カワウ被害対策指針（令和4年3月改定）」及び関西広域連合の「関西地域カワウ広域管理計画（第4次）（令和5年3月（令和6年4月 一部変更）」に基づき、基準年（平成28年）の府内カワウ個体数を913羽とし、令和10年までに半数の456羽に減少させることを目標とします。
- ・引き続き内水面漁協の行う被害防除、猟銃等による駆除等の活動の支援を行うとともに、中部近畿カワウ広域協議会への参画、京都府カワウ対策協議会の開催及び先進地域への研修等を通じ、関係者間の情報共有及び効果的な被害防止対策の検討、実施を行います。

【外来魚対策】

- ・オオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の肉食性の繁殖力が高い外来魚の駆除活動を支援するとともに、外来魚が密放流されないよう、関係機関と連携し、府民に広く啓発を行います。また、外来魚による在来種への影響等に迅速に対応できるよう、各漁協と行政機関の情報共有を推進します。
- ・単なる駆除活動に留まらず、捕獲した外来種を食材としても利活用し、飲食、観光等他の業種と連携しながら漁協経営を活性化する方策を検討します。

③ 魚病のまん延防止対策

- ・内水面漁業に甚大な被害を及ぼす魚病について適切な対応を行い、被害の軽減に努めます。併せて、養殖業における魚病対策等について助言・指導を行い、魚病を未然に防ぎます。
- ・アユ冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症については、例年「京都府アユ冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症対策取組方針」を設定してお

り、引き続き設定した方針に基づき放流種苗の保菌検査を実施し、被害の予防に努めます。

- ・京都府内水面漁場管理委員会指示により、コイの移植を制限することで、引き続きコイヘルペスウイルス（KHV）病のまん延を防ぎます。

(2) 内水面における漁場環境の再生

① 良好な水質及び安定した水量の確保

【良質な水質の確保】

- ・魚が棲みやすい漁場を構築するため、生活排水や工場排水を起因とする水質汚濁の防止について、関係機関と連携して促進します。
- ・河川への濁水流入や土砂流出による被害軽減のため、関係機関や流域住民への要望・調整を図ります。

【安定した水量の確保】

- ・雨水貯留浸透施設の設置等を進め、安定した水量の確保に努めます。
- ・既存の水資源施設の一層の効率的な活用を図ります。

② 森林の整備と保全

- ・森林の有する水源の涵養の機能の発揮の観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な森林の保育、間伐等を推進します。
- ・治山施設の整備や保安林の適切な管理等を行い、森林の保全を推進します。
- ・林業作業道の崩落による濁水、倒木や間伐材の放置による漁業被害については関係者に対し内水面漁業への配慮を求めます。

③ 内水面水産資源を増やす施設の整備

- ・堰等の河川横断施設により魚類の移動が制限され、生息・生育・増殖が妨げられる恐れがあると判断される場合は、落差の改善や魚道の設置等について施設管理者等に対して働きかけるとともに、連携・協働により改善する等適切な維持管理に向けた取組を推進します。
- ・アユ、オイカワ（はえ）の産卵床の設置やコイ、フナの産卵植生の造成、テナガエビの保護礁（シェルナース）の設置等、魚の増殖に関する取組について支援します。
- ・漁業関係者が実施する、石倉（ネットや籠の中に石を詰めたもの）や粗朶沈床（雑木の枝を格子状に組み、大きなマット状にして沈めたもの）など、魚の住処となる構造物の設置などの取組については、関係機関の協力を得て推進し、魚の棲みやすい漁場づくり、魅力ある川づくりに努めます。

④ 生態系に配慮した河川整備

- ・河川整備基本方針、河川整備計画に基づき、河川本来の多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮した河川整備を関係機関と連携して推進します。
- ・漁業関係者へは府民の安心・安全を確保するための河川整備や維持管理、災害復旧等への理解を、河川管理者には漁場環境の保全に対する理解をそれぞれ求めていきます。

(3) 内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業及び養殖業の健全な発展

① 健全な内水面漁業協同組合経営

【内水面漁業協同組合の経営改善】

- ・漁協経営の健全性を向上させるため、漁協への中小企業診断士の派遣を通じた経営支援等を引き続き行います。
- ・水産業協同組合法に基づいた適切な検査及び経営改善に向けた助言・支援を実施します。

【遊漁振興による内水面漁業協同組合の収入向上】

- ・初心者でも気軽に始められる鮎ルアーの体験会や大会の開催等により更なる普及・推進を図り、遊漁人口の増加に取り組みます。
- ・放流用種苗については、遊漁者を集客できるよう、背掛かり DNA 鮎等全国的な優良事例の取入れについて指導します。
- ・内水面漁観連携推進事業を更に活用し、飲食業・観光業等との連携による誘客等の遊漁振興に関する新たな取組について支援します。

【スマート内水面漁業の推進】

- ・業務の効率化を図るため、遊漁券販売や経理等の業務について府内漁協の ICT 化を推進します。
- ・水質自動観測システムや漁場・遊漁者管理システム等の導入を支援し、スマート内水面漁業を実現します。

【内水面養殖業の振興】

- ・養殖業者に対して技術的な助言・指導を行い、安全安心な養殖魚の生産、安定的な養殖生産を推進します。
- ・陸上養殖について、費用対効果を検証し今後の更なる活用を検討します。

② 人材育成と担い手確保

【内水面漁業を支える人材の育成】

- ・漁協役職員の事務・経営・人材育成等のスキル向上のための研修会等を内水面漁連と協力して開催します。
- ・地元漁協と外部人材との架け橋となるような、地域のリーダーとなる人材の育成を支援します。

【新たな担い手の確保】

- ・川釣りの講習会の開催や、川の魅力に関する出張授業、滞在型・体験型のイベントの開催、高校や大学との連携等、潜在的な担い手の発掘につながる取組について支援を行います。
- ・移住者や多様な地域人材と連携し、地域資源を活用した魅力ある内水面漁業の振興を通じて組合員の確保を図ります。

③ ブランド化と消費拡大

【付加価値の向上】

- ・6次産業化等の、生産物の付加価値を向上させる取組について支援します。

- ・加工業者、観光業者、料亭やホテル等と漁協をつなぎ、川の恵みに関する新たな価値の創出を促進します。

【ブランド化の促進】

- ・京都丹波あゆの魅力発信フェアや京都・丹波 あゆ街道祭りといった、京都府産の内水面漁業生産物について、生産者等の行う府内外へのPR活動、販売促進活動等を支援します。
- ・アユ等の内水面漁業魚種での新たなブランドの創出を目指します。

④多面的機能の強化に資する取組の支援

- ・河川が持つ多面的機能を強化させ、河川の恵みを永続的に享受するために、活動組織や市町村と協力し、河川の清掃活動等生態系の維持・保全活動、教育と啓発の場の提供及び食文化・伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援します。
- ・このような取組を契機に、内水面漁業を核に農林業や観光業等と連携した地域振興につながるよう、情報発信や連携構築の支援に努めます。

⑤ 府民の理解と関心の増進

【川に親しむ機会づくり】

- ・「川の京都」をコンセプトに、次世代への川の文化を継承します。
- ・ホームページやSNSを用いて、内水面漁業、川釣りや川魚の魅力、内水面漁協の仕事等について、情報発信を行う活動を推進するとともに水辺の美化活動など、川に親しむ機会づくりとなるイベントについて支援・協力します。

【子どもたちへの教育啓発】

- ・魚のつかみ取り体験、種苗放流体験、子ども釣り教室の開催など、漁協の行う子ども向け教育啓発活動を推進し、漁業者及び遊漁者の裾野を広げます。
- ・他の分野とも連携し、子どもたちに自然の大切さを伝えるための機会を多く提供できるよう努めます。

【環境保全等に関する周知】

- ・漁場の持続的な利用のため、ゴミの放棄や外来魚の密放流の禁止、遊漁のマナー・ルールの厳守などについて、府民に向けて周知を行います。
- ・漁協と住民や観光客等が相互に理解、協力し共存できる社会を目指します。

第4章 その他

1 内水面漁業の振興に関する法律に基づく協議会の設置

河川管理者や学識経験者などで構成される協議会を設置して、内水面漁業の振興に必要な措置について協議を行い、問題の解決を図ります。

2 推進体制

漁業関係者との連携はもちろんのこと、関係部署、市町村や河川管理者等との連携を強化し、毎年協議会を開催し振興施策を効果的に推進します。

また、画一的な施策推進とならないよう、それぞれの地域の内水面漁業が抱えている個別の問題を的確に把握し、状況に応じた取組が実施されるよう関係者に働きかけます。

3 コロナ後の内水面漁業

都市部に人口が集中している状況の中、新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化により、地方への移住や、川釣りのように他人との距離をとりながら楽しむことができる娯楽が脚光を浴びるようになりました。コロナ後の世界においても、さらに魅力を伝え、内水面漁業のさらなる発展に結びつけます。

令和7年12月府議会定例会

説明資料
(審査依頼議案)

予算特別委員会 農商工労働分科会

商工労働観光部

説明資料目次

第 30 号議案	令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 7 号）中、所管事項 . . . 1
----------	---

第30号議案 令和7年度京都府一般会計補正予算（第7号）

◇商工労働観光部所管予算の概要

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
総務費	22,000	0	22,000
労働費	4,282,582	0	4,282,582
商工費	160,153,826	1,190,000	161,343,826
計	164,458,408	1,190,000	165,648,408

◇令和7年度12月補正予算（案）主要事項

（単位：千円）

事項	予算額	財源内訳		事業概要
		特定	一般	
LPガス価格高騰対策費	290,000	国 290,000		電力・ガス等のエネルギー価格が高騰する中、LPガスについては国の直接的な負担軽減策がなく、利用者の負担が増加していることから、消費者向けの負担軽減の取組を実施
賃上げ実現緊急支援事業費	900,000	国 900,000		持続的な賃上げの実現に取り組む中小企業者を緊急的に幅広く支援

【繰越明許費】

款	項	事業名	金額（千円）
7 商工費	1 商工業費	LPガス価格高騰対策費	290,000
		賃上げ実現緊急支援事業費	900,000

令和7年12月府議会定例会

説明資料
(審査依頼議案)

予算特別委員会 農商工労働分科会

農林水産部

説明資料（審査依頼議案）目次

第 30 号議案	令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 7 号）中、所管事項・・・・・・・・・・ 1
----------	---

第 30 号議案 令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 7 号）

◇ 農林水産部所管予算の概要

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
農林水産業費	19,008,396	3,519,000	22,527,396
災害復旧費	215,265	0	215,265
計	19,223,661	3,519,000	22,742,661

◇ 令和 7 年度 12 月補正予算（案） 主要事項

（単位：千円）

事 項	予算額	財 源 内 訳		事 業 の 概 要
		特定財源	一般財源	
農林水産業経営 基盤強化緊急支 援事業費	340,000	国 340,000	-	長引く物価高騰や気候変動の影響を受ける農林水産業者等の経営強化を図るため、高温への備えや品質向上に取り組めるよう、ソフトとハードの両面から緊急的に支援
「京の酒」づく り緊急支援事業 費	170,000	国 170,000	-	府内産酒米の価格急騰により経営状況が圧迫されている酒蔵への酒米購入費を支援するとともに、酒米生産者が安定した収量を確保し、品質を向上させる取組を支援
農林水産業基盤 整備事業費	3,009,000	国 1,825,790 分負 110,210 起 912,000	161,000	農林水産業のイノベーション実現のため、生産基盤を整備するとともに、安心・安全な地域社会の実現のため、農山漁村と森林の防災・減災対策を実施

◇ 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額(千円)
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興費	405,000
		植物防疫費	5,000
	3 畜産業費	畜産振興費	55,000
	4 農地費	農地防災事業費	953,000
	5 林業費	林業振興費	20,000
		造林費	619,000
	6 水産業費	水産振興費	25,000
		漁港建設費	608,000

2 変 更

款	項	事業名	金額(千円)	
			補正前	補正後
6 農林水産業費	4 農地費	土地改良費	112,000	415,000
	5 林業費	治山費	272,000	761,000